

大津市 景観計画 ガイドライン

① 手続編

はじめに

本市は、比良の山並みや白砂青松の湖畔に代表される自然の魅力と、県都として培われてきた都市の活力、豊かな歴史と文化に彩られた恵み豊かな都市です。

667 年に天智天皇が近江大津宮に都を移して以来、琵琶湖を支配する要所として、また東海道の五十三番目の宿場町として栄えてきました。さらには、世界文化遺産の「比叡山延暦寺」や紫式部ゆかりの「石山寺」等、各時代を代表する多くの歴史文化遺産が今に引き継がれています。また、眼前に広がる琵琶湖の広大な水面、白砂青松の砂浜や季節により表情を変える山並み等、近江八景に代表される優れた自然景観が形成されてきました。

本市では、こうした水と緑の自然景観や歴史景観を守るとともに、さらなるきらめきを放つ古都大津の風格ある景観づくりを推進するため、平成 16 年に「古都大津の風格ある景観をつくる基本条例」を制定するとともに、「古都大津の風格ある景観をつくる基本計画」を策定し、歴史的風土を守り、活かしながら、古都にふさわしい風格あるまちづくりのための市独自の施策を実施してきました。

平成 18 年には、「古都大津の風格ある景観をつくる基本計画」の基本目標を実現するために、本市のあるべき景観像を明確にし、市民と行政が協働して取り組む景観づくりの指標とするとともに、その実現のための規制誘導の基準を定めた「大津市景観計画」（景観法第 8 条に基づく）を策定しました。

計画の策定から 15 年あまりが経過するなかで、令和 3 年 3 月に策定した「大津市歴史的風致維持向上計画」や「びわこ東海道景観基本計画」により、広域的な景観形成を推進しており、これら関連計画の趣旨に基づく景観形成との整合を図る等、見直しが必要となりました。

これらのことから、旧計画のもとで行ってきた景観づくりを継承しながら、時代の変化に対応した質の高い景観形成を推進することにより、将来にわたり本市の優れた景観を保全、創出していくことを目的として「第 2 次大津市景観計画」を策定しました。

この大津市景観計画に基づき、届出が必要となる一定の規模以上の行為は、周辺の景観に与える影響が大きいため、立地する地域全体の景観との調和に配慮することが重要です。

本ガイドラインは、建築物や工作物の建設等、一定の規模以上の行為を行おうとする設計者・事業者をはじめ市民の方々が、古都大津らしい風格のある景観の形成について検討する際に役立つ手引書となるよう、取りまとめたものです。

参 考	近江大津京・近江大津宮 錦織遺跡	667 年、天智天皇により明日香から遷都されたが、672 年の壬申の乱で廃都と化した。以後長らく宮跡さえ不明で、所在地を巡り論議を呼んでいたが、昭和 40 年代にこの地に宮跡らしき遺構が発見された。近江大津宮錦織遺跡は、錦織二丁目に広がる国指定史跡。
	白砂青松	白い砂と青々とした松により形成される日本の美しい海岸の風景のたとえ。本市においては、志賀地域の湖岸線に沿って松林が茂る砂浜の風景を見ることができる。
	近江八景	江戸時代初期、中国の瀟湘八景になぞらえ、安土桃山時代の公卿、近衛信尹が選定したといわれる。「比良の暮雪」「堅田の落雁」「唐崎の夜雨」「三井の晩鐘」「矢橋の帰帆」「粟津の晴嵐」「瀬田の夕照」「石山の秋月」の八景。うち七景までが本市に属しており、他の一景、矢橋も大津の地から見た風景である。

ガイドラインの目的と構成

本ガイドラインは、大津市景観計画に示された景観形成の基準等について、景観づくりの主体となる市民、事業者、行政が、その取組について共通の認識をもつことができるよう、参考図・写真による具体的事例や数値等により、わかりやすく解説したものです。

本ガイドラインは、次の8編で構成しています。

1 手続編

届出の方法や、届出の対象となる行為と規模、必要な添付書類（書式・記入例）等について、解説を行うとともに資料を添付しています。

2 景観エリア基準編

景観エリア（琵琶湖、湖岸軸及び景観重点地区を除く市全域）を対象とした景観形成基準について解説を行うとともに事例を提示しています。

- | | | |
|--------------|--------------|------------|
| ① 緑地景観エリア | ③ 市街地景観エリア | ⑤ 商業地景観エリア |
| ② 低層住宅地景観エリア | ④ 沿道市街地景観エリア | ⑥ 工業地景観エリア |

3 景観重点地区基準編

景観重点地区を対象とした景観形成基準について解説を行うとともに事例を提示しています。

- | | | |
|------------|------------|--------------|
| ① 堅田景観重点地区 | ② 坂本景観重点地区 | ③ 大津百町景観重点地区 |
|------------|------------|--------------|

4 湖岸軸基準編

湖岸軸（水辺の景観エリア）を対象とした景観形成基準について解説を行うとともに事例を提示しています。

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| ① 市街地水辺景観エリア | ④ 山岳水辺景観エリア | ⑦ 水辺景観特別エリア |
| ② 集落水辺景観エリア | ⑤ ヨシ原樹林景観エリア | |
| ③ 砂浜樹林景観エリア | ⑥ 河畔林景観エリア | |

5 眺望景観基準編

眺望景観保全地域と対岸眺望景観保全地域を対象とした景観形成基準及び、基準との整合性を客観的に判断するための景観シミュレーションについて解説を行うとともに事例を提示しています。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ① 北部湖岸眺望景観保全地域 | ⑥ 東海道沿道眺望景観保全地域 |
| ② 堅田眺望景観保全地域 | ⑦ 瀬田唐橋眺望景観保全地域 |
| ③ 雄琴眺望景観保全地域 | |
| ④ 園城寺門前・大津京都心眺望景観保全地域 | ① 堅田・雄琴対岸眺望景観保全地域 |
| ⑤ 大津都心眺望景観保全地域 | ② 大津都心対岸眺望景観保全地域 |

6 公共事業編

本市における公共事業における景観形成を適切に運用していくための手引書として、景観形成配慮指針について解説しています。

7 公共サイン編

本市における公共サイン整備に関する基本方針並びに維持管理のルールを提示し、解説を行うとともに事例を提示しています。

8 都心景観路編

都心景観路の景観形成の基準を解説する手引きとして、土地所有者等の関係者や設計者等が、計画検討や設計の際に活用していただくものです。

● 手続編

届出の方法や、届出の対象となる行為と規模、必要な添付書類（書式・記入例）等について、解説を行うとともに資料を添付しています。

● 公共事業編

本市における公共事業における景観形成を適切に運用していくための手引書として、景観形成配慮指針について解説しています。

● 公共サイン編

本市における公共サイン整備に関する基本方針並びに維持管理のルールを提示し、解説を行うとともに事例を提示しています。

● 都心景観路編

都心景観路の景観形成の基準を解説する手引きとして、土地所有者等の関係者や設計者等が、計画検討や設計の際に活用していただくものです。

● 景観エリア基準編

景観エリア（琵琶湖、湖岸軸及び景観重点地区を除く市全域）を対象とした景観形成基準について解説を行うとともに事例を提示しています。

● 景観重点地区基準編

景観重点地区（堅田地区、坂本地区、大津百町地区）を対象とした景観形成基準について解説を行うとともに事例を提示しています。

● 湖岸軸基準編

湖岸軸（水辺の景観エリア）を対象とした景観形成基準について解説を行うとともに事例を提示しています。

● 眺望景観基準編

眺望景観保全地域と対岸眺望景観保全地域を対象とした景観形成基準及び、基準との整合性を客観的に判断するための景観シミュレーションについて解説を行うとともに事例を提示しています。

凡例

景観エリア

景観重点地区

湖岸軸

眺望景観保全地域等

目 次

1. 景観法に基づく届出について	1
1-1 届出手続のフローとガイドラインの使い方	1
1-2 大津市景観計画の見方	2
1-3 大津市景観計画の構成	7
（1）景観計画区域と景観構成要素（景観地域と景観軸）	7
（2）地域特性に応じた地区	7
（3）景観エリア	9
（4）景観重点地区	11
（5）眺望景観保全地域	12
（6）対岸眺望景観保全地域	14
1-4 届出の対象となる行為と規模	16
1-5 届出に必要な書類	23
（1）事前協議における必要書類	23
（2）届出の必要書類	27
1-6 届出に必要な書類の記入例及び様式	40
（1）届出に必要な書類	40
（2）届出書の記入例	41
（3）様式	51
2. 参考資料	86
景観法	86
古都大津の風格ある景観をつくる基本条例	112
大津市景観法施行条例	114
参考文献等	120

1. 景観法に基づく届出について

1-1 届出手続のフローとガイドラインの使い方

一定の規模を超える行為をする場合には、景観法に基づく届出が必要です。
届出は次の手順に従って行います。

ガイドライン
手続編はこ
こで使
用し
ま
す。

1 景観計画図の確認

「手続編」で景観計画図の見方を確認します。

2 景観形成の方針の確認

「手続編」で景観形成方針の読み取り方を確認します。

3 景観形成の基準の確認

「手続編」で景観形成基準の読み取り方を確認します。
景観形成基準（制限内容）で分かりにくい項目は「基準編」で確認
します。

4 届出義務の確認

「手続編」で「届出の対象となる行為と規模」を確認します。

5 景観づくり相談会

「景観づくり相談会」の利用を検討します。

6 事前協議書類の作成

「手続編」で必要書類の種類や記入方法を確認します。
景観シミュレーションは、「眺望景観基準編」で確認します。

7 事前協議（事前協議書提出）

8 事前協議終了（事前協議終了通知）

9 届出（届出書提出）

「手続編」で書類の記入方法を確認します。

不適合通知

事前協議の指摘事項について改善が認められない場合は、不適合通
知が届きます。

勧告・公表

不適合であることにより、景観に与える影響が
著しく、かつ改善されない場合、景観審議会を
経て、「勧告」「公表」されることがあります。

適合通知

10 工事着手

中高層建築物の事前協議や確認申請等、その他の必要な手続きを行い、
工事に着手します。

ガイドライン
基準編はこ
こで使
用し
ま
す。

1-2 大津市景観計画の見方

一般の市民の方が自宅に適用される制限を確認する手順を紹介します。

本市の景観計画では、景観構成要素（景観地域・景観軸）や地区ごとに、あるべき景観像（方針）が定められています。
また、土地利用の現況や景観特性に基づいた景観エリアや景観重点地区ごとに、配慮する必要のある基準が定められています。

お住まいの土地の方針や基準は、次のように確認します。



大津市

準備するもの

まず、制限の確認には、次の3点が必要です。

- ① 景観計画図
- ② 大津市景観計画
- ③ 景観計画ガイドライン



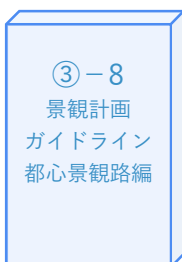
① 景観計画図 (2500分の1)

インターネット上で閲覧できる「マイタウンおつつ」で確認することができます。
市役所都市計画課窓口でも見ることができます。
受付時間は9:00~17:00まで
(土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始を除きます)



② 大津市景観計画

インターネットでダウンロードできます。
市役所都市計画課窓口でも見ることができます。



③ 景観計画ガイドライン

インターネットでダウンロードできます。
市役所都市計画課窓口でも見ることができます。

STEP1 景観計画図の確認

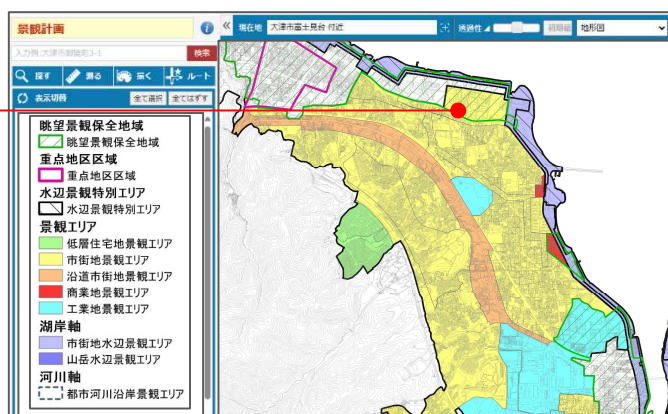
インターネット上で閲覧できる「マイタウンおおつ」や、市役所都市計画課の窓口の「大津市都市計画窓口支援システム」で、お住まいの土地の、

- イ 景観構成要素（景観地域・景観軸）又は、
- ロ 景観重点地区かどうか
- ハ 地区（景観重点地区に該当しない場合）
- ニ 景観エリア（景観重点地区に該当しない場合）
- ホ 眺望景観保全地域、対岸眺望景観保全地域かどうか

を確認します。

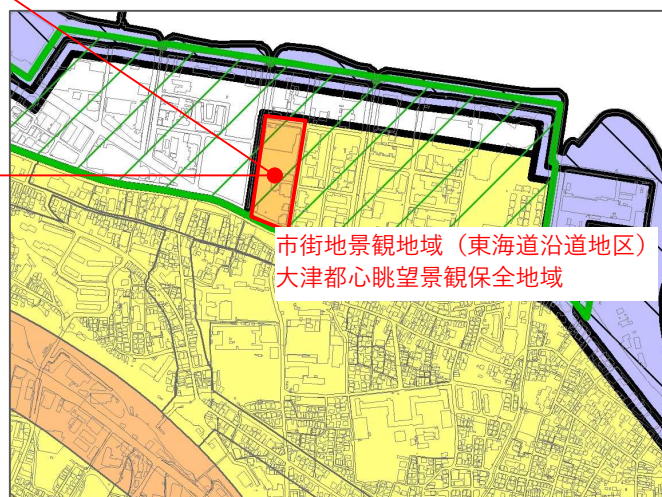
イ 景観構成要素（景観地域・景観軸）：市街地景観地域

ハ 地区：東海道沿道地区



ニ 景観エリア：
市街地景観エリア
凡例：黄色

ホ 眺望景観保全地域、
対岸眺望景観保全地域：
大津都心眺望景観保全地域



STEP2 方針の確認

景観重点地区に入っていない場合には、STEP1で確認した、イ・ハ・ニごとに、②大津市景観計画「第2章 地域（地区）ごとの景観形成方針と行為の制限等に関する事項」で方針を確認します。

イ、ハ 地域（地区）の方針

景観計画P 2章-41

(18)市街地景観地域（東海道沿道地区）

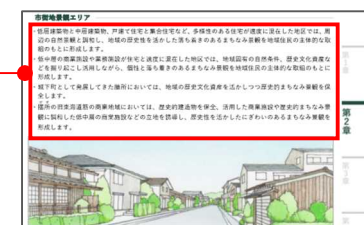
東海道沿道を中心として古いまちなみや数多くの歴史文化資産が残る一方、国道沿道等においては、ロードサイド型の商業施設や大規模な工業施設等が立地する地区であり、住宅市街地において落ち着いたまちなみ景観を形成するとともに、幹線道路沿道等において周辺の住宅地景観に配慮しつつ、歴史性を活かしたにぎわいのある景観を形成します。



ニ 景観エリアの方針

景観計画P 2章-42 市街地景観エリア

- 低層建築物と中層建築物、戸建て住宅と集合住宅等、多様性のある住宅が適度に混在した地区では、周辺の自然景観と調和し、地域の歴史性を活かした落ち着いたまちなみ景観を地域住民の主体的な取組のもとに形成します。
- 低中層の商業施設や業務施設が住宅と適度に混在した地区では、地域固有の自然条件、歴史文化資産等を掘り起こし活用しながら、個性と落ち着いたまちなみ景観を地域住民の主体的な取組のもとに形成します。



景観重点地区に入っている場合

景観重点地区に入っている場合には、②大津市景観計画「第3章 景観重点地区における景観形成方針と行為の制限に関する事項」で各重点地区に応じた方針を確認します。

ロ 景観重点地区

景観計画P 3章-34 大津百町景観重点地区

大津百町景観重点地区は、歴史的なまちなみと、都市的なまちなみが共存する地域であり、歴史性を活かしつつ、本市の玄関口として、都心にふさわしいにぎわいと風格のある都市景観を形成します。

- 歴史文化資産や町家建築を多く残す地域においては、歴史的建造物を保全、活用した商業施設や歴史的な景観に調和した低中層の商業施設等の立地を誘導し、歴史性を活かしたにぎわいのあるまちなみ景観を形成します。
- 商店街においては、各商店街の歴史性を活かしつつ、にぎわいのあるまちなみ景観を形成します。また、まちなみと調和した屋外広告物により、親しみやすく活気あるまちなみ景観を形成します。



STEP3 基準の確認

STEP1で確認した、ロ・ニごとに、②大津市景観計画「第2章 地域（地区）ごとの景観形成方針と行為の制限等に関する事項」で、基準を確認します。

市街地景観エリアの基準は景観計画P2章-87以降に掲載されています。

景観形成基準

景観計画P2章-87

市街地景観エリア（建築物の建築など）

<形態・意匠>

- i 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とします。
- ii 屋根の形状等を工夫することにより、周辺の山稜、樹林地と調和させます。
- iii ……

別表3 低層住宅地景観エリア、市街地景観エリア、沿道市街地景観エリア	
建築物の建築など	
形態・意匠	i 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とします。 ii 屋根の形状などを工夫することにより、周辺の山稜、樹林地と調和させます。 iii 歴史的な景観を有する地域においては、外観意匠を極力和風基調のデザインとし、1階に軒・庇を設けるなど、周辺の伝統的建築様式との調和に配慮します。 iv 屋上設備は、目立たない位置に設け、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮します。これにより難しい場合は、目隠し措置など修景措置を講じます。 v 屋上工作物は、建築物本体と調和を図るとともに、スカイラインに与える影響を軽減させるよう、すっきりとした形態とします。 vi 屋根、壁面、開口部などの意匠に配慮し、威圧感や圧迫感を軽減します。 vii 外見できる壁面などの意匠の約合に配慮し、全体としてまとまりのある意匠とします。
色彩	i けげばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和を図ります。 ii 建築物に落ち着いた色をもたせるため、色彩の性質を十分考慮します。 iii 周辺景観と対比する色相を使用する場合は、周辺の色調及び規模に十分留意し、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮します。 iv 屋上工作物は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ります。
敷地内における位置	i 歴史的な景観を有する地域においては、まちなみの連続性に配慮します。 ii 歴史的な景観を有する地域以外においては、周辺に与える威圧感を軽減し、かつ修景緑化を図るための空地を確保するため敷地境界線から後退します。 iii 歴史的な景観を有する地域以外においては、道路に威圧感及び圧迫感を与えないよう、特に道路から後退します。 iv 敷地内の建築物及び工作物の規模を勘案して約合よく配置します。
素材	i 歴史的な景観を有する地域においては、周辺の伝統的建築様式との調和に配慮した素材を使用します。 ii 歴史的な景観を有する地域以外においては、周辺景観に調和し、長期間にわたり良好な景観が維持できる素材を使用します。
敷地の緑化措置	i 周辺景観と融和し、良好な景観の形成及び周辺環境との調和を図れるよう、樹種の構成及び樹木の配置を考慮した植栽を行います。 ii 周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種及び樹木を選び、植栽位置を考慮します。 iii 周辺環境と調和した緑豊かな景観とするため、敷地の緑化に努めます。
樹木などの保全措置	i 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮します。ただし、これにより難しい場合は、移植の可否を判断し、その周辺に移植するよう努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図ります。

景観重点地区に入っている場合

景観重点地区に入っている場合には、ロごとに、②大津市景観計画「第3章 景観重点地区における景観形成方針と行為の制限に関する事項」で各重点地区に応じた基準を確認します。

景観形成基準

景観計画P3章-37

大津百町景観重点地区（建築物の建築など）

<敷地内における位置>

- i 歴史的な景観を有する地域においては、壁面はまちなみに揃え、大きく後退する場合は、門塀や生垣等でまちなみの連続性に配慮します。
- ii ……

(6) 景観形成基準	
※主要な幹線道路とは、中央大通り（市道計1037号線）、西石町通り（市道計1033号線・市道計3401号線）、大津駅前から新地蔵通り（市道計2014号線）、地区内の町家通り（市道計1033号線）とします。	
1) 建築物の建築など	
敷地内における位置	i 歴史的な景観を有する地域においては壁面はまちなみに揃え、大きく後退する場合は、門塀や生垣等でまちなみの連続性に配慮します。 ii 歴史的な景観を有する地域以外においては、周辺に与える威圧感を軽減し、かつ修景緑化を図るための空地を確保するため敷地境界線から後退します。 iii 敷地内の建築物及び工作物の規模を勘案して約合よく配置します。 iv 主要な幹線道路に面する建築物は、通りの見通しを確保するために道路からセッバックするなど、配置に配慮します。
形態・意匠	i 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とします。 ii 屋根の形状などを工夫することにより、周辺の山稜、樹林地と調和します。 iii まちなみの連続性に配慮し、周辺建築物等と調和するデザインとします。歴史的な景観を有する地域においては、外観意匠を極力和風基調のデザインとし、1階に庇・軒・庇を設けるなど、周辺の伝統的建築様式との調和に配慮します。 iv 屋根、壁面、開口部などの意匠に配慮し、威圧感や圧迫感を軽減します。 v 外見できる壁面などの意匠の約合に配慮し、全体としてまとまりのある意匠とします。 vi 主要な幹線道路に面する建築物は、通りの見通しを確保するために、形態に配慮します。 vii 主要な幹線道路に面して大規模な壁面が生じる場合は、壁面の分割化や分棟を図る等、圧迫感を軽減するために、形態に配慮します。 viii 屋上設備は、目立たない位置に設け、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮します。これにより難しい場合は、目隠し措置など修景措置を講じます。 ix 屋上工作物は、建築物本体と調和を図るとともに、スカイラインに与える影響を軽減させるよう、すっきりとした形態とします。
高さ15mを超える建築物の外壁等の色彩	i けげばしい色彩とせず、周辺の建築物の色彩との調和を図ります。 ii 外壁は、低明度・低彩度の落ち着いた色調となるよう配慮します。 iii 外壁で暖色の色彩を使用する場合は、色相・明度・彩度のコントラストが小さくなるようにします。 iv 屋根の色彩は、黒・灰色系を基本とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少なくないものとします。
高さ15m以下の建築物の外壁等の色彩	i けげばしい色彩とせず、周辺の建築物の色彩との調和を図ります。 ii 外壁は、低明度・低彩度の落ち着いた色調となるよう配慮します。 iii 屋根の色彩は、黒・灰色系を基本とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少なくないものとします。
素材	i 外壁は周辺の伝統的建築様式との調和に配慮した素材を使用します。

STEP 4 眺望景観保全地域、対岸眺望景観保全地域に入っている場合

STEP 1で確認した、ホで眺望景観保全地域または対岸眺望景観保全地域に入っている場合は、②大津市景観計画「第4章 眺望景観保全地域等における景観形成方針と行為の制限に関する事項」で地域ごとの方針及び基準を確認します。

大津都心眺望景観保全地域の方針は景観計画P 4章-6に、基準は景観計画P 4章-13に掲載されています。



地域の方針

景観計画P 4章-6

大津都心眺望景観保全地域

<柳が崎からの眺望>湖岸部の近代的な都市景観と、前面の琵琶湖の水面や、背後の音羽山系の山並み等の自然景観が調和した風格ある大津固有の景観を保全・創出します。

景観形成基準

景観計画P 4章-13

大津都心眺望景観保全地域

(重要眺望点：柳が崎(びわ湖大津館)・
名神高速道路(大津 S.A.))

■柳が崎からの眺望に対する基準

<建築物等の高さ>
・周辺のまちなみのスカイラインとの協調に努めます。

・・・・

⑤大津都心眺望景観保全地域	
重要眺望点	柳が崎(びわ湖大津館)、名神高速道路(大津 S.A.)
■柳が崎からの眺望に対する基準	
建築物など	高さ 周辺のまちなみのスカイラインとの協調に努めます。
形態など	背後の山並みの自然景観と調和するよう配慮します。
色彩	また、湖岸に対し長大な壁面が面するなどにより圧迫感を与えることのないよう配慮します。
広さ	高さ 背後の山並みの自然景観と調和した色彩とします。
意匠など	高さ 屋上広告物を設置する場合は、周辺のまちなみのスカイラインとの協調に努めます。
設備	意匠など 背後の山並みと調和のとれた色彩・意匠とし、華美な広告物は設置しません。
その他	設備 外部に露出させないよう工夫します。露出する場合でも「びわ湖大津館」から直接見えないう工夫します。
その他	その他 湖岸部の景観をより魅力的にするため、敷地内の緑化に努めます。
■名神高速道路・大津 S.A.からの眺望に対する基準	
建築物など	高さ 大津 S.A.からの眺望に対し、琵琶湖の水面の見通しに配慮します。
形態など	形態など 琵琶湖と山並みが織り成す自然景観と調和するよう配慮します。
色彩	色彩 琵琶湖と山並みが織り成す自然景観と調和した色彩とします。
広さ	高さ 屋上広告物を設置する場合は、琵琶湖の水面の見通しに配慮します。
意匠など	意匠など 琵琶湖と山並みが織り成す自然景観と調和のとれた色彩・意匠とし、華美な広告物は設置しません。
設備	設備 外部に露出させないよう工夫します。露出する場合でも「大津 S.A.」から直接見えないう工夫します。
その他	その他 敷地内の緑化に努めます。

STEP 5 ガイドラインの確認

③景観計画ガイドラインでは、基準の項目ごとに、解説や事例の写真等を交えて説明しています。②大津市景観計画と併せて確認します。

けばけばしくない、落ち着いた色彩にするには、彩度は、3以下にしくはてはならないね。



市民

景観エリアごとに決められた「届出の対象となる行為と規模」については、ガイドラインP 16～P 22で調べることができます。

1-3 大津市景観計画の構成

(1) 景観計画区域と景観構成要素（景観地域と景観軸）

大津市景観計画では、市全域を景観計画区域に設定しています。

景観計画区域である市域を、景観構成要素（景観地域・景観軸）に区分し、景観構成要素ごとに景観形成の方針を定めています。

イ 景観構成要素の種類

イ－１ 景観地域	・山地景観地域 ・古都緑地景観地域 ・丘陵地景観地域 ・田園集落景観地域	・古都景観地域 ・都心景観地域 ・市街地景観地域
イ－２ 景観軸	・湖岸軸 ・河川軸	

(2) 地域特性に応じた地区

景観地域には、地域特性に応じた「地区」の名称が付けられます。

地区ごとに景観形成の方針が定められています。

ロ 地域特性に応じた地区の種類

山地景観地域	・比良山系地区 ・葛川・伊香立地区	・大石・田上地区
古都緑地景観地域	・比叡山・音羽山地区 ・伽藍山地区	
丘陵地景観地域	・比良山麓丘陵地区 ・堅田・和邇丘陵地区	・南郷・瀬田丘陵地区
田園集落景観地域	・北部湖岸田園地区 ・比良山麓田園地区	・仰木・伊香立田園地区 ・田上田園地区
古都景観地域	・坂本・大津京跡地区	・石山寺周辺・近江国庁跡地区
都心景観地域	・堅田駅周辺地区 ・大津・膳所都心地区	・石山駅周辺地区 ・瀬田駅周辺地区
市街地景観地域	・小松地区 ・木戸地区 ・和邇地区 ・堅田・雄琴地区	・比叡平地区 ・藤尾地区 ・東海道沿道地区 ・瀬田地区
景観重点地区	・堅田地区 ・坂本地区	・大津百町地区



(8) 山地景観地域
(葛川・伊香立地区)
【2章-15】

(1) 堅田景観重点地区
【3章-1】

(9) 田園集落景観地域
(仰木・伊香立田園地区)
【2章-17】

(13) 古都緑地景観地域
(比叡山・音羽山地区)
【2章-29】

(2) 坂本景観重点地区
【3章-17】

(15) 市街地景観地域
(比叡平地区)
【2章-35】

(3) 大津百町景観重点地区
【3章-30】

(17) 市街地景観地域
(藤尾地区)
【2章-39】

(19) 都心景観地域
(石山駅周辺地区)
【2章-45】

(20) 古都緑地景観地域
(伽藍山地区)
【2章-47】

(21) 丘陵地景観地域
(南郷・瀬田丘陵地区)
【2章-49】

(22) 山地景観地域
(大石・田上地区)
【2章-53】

(1) 山地景観地域 (比良山系地区)
【2章-1】

(2) 市街地景観地域 (小松地区)
【2章-3】

(3) 丘陵地景観地域
(比良山麓丘陵地区) 【2章-5】

(4) 市街地景観地域 (木戸地区)
【2章-7】

(5) 田園集落景観地域
(北部湖岸田園地区) 【2章-9】

(6) 田園集落景観地域
(比良山麓田園地区) 【2章-11】

(7) 市街地景観地域 (和邇地区)
【2章-13】

(10) 丘陵地景観地域
(堅田・和邇丘陵地区) 【2章-19】

(11) 都心景観地域
(堅田駅周辺地区) 【2章-23】

(12) 市街地景観地域
(堅田・雄琴地区) 【2章-25】

(14) 古都景観地域
(坂本・大津京跡地区) 【2章-31】

(16) 都心景観地域
(大津・膳所都心地区) 【2章-37】

(18) 市街地景観地域
(東海道沿道地区) 【2章-41】

(26) 市街地景観地域
(瀬田地区) 【2章-61】

(25) 都心景観地域
(瀬田駅周辺地区) 【2章-59】

(24) 古都景観地域 (石山寺周辺・
近江国庁跡地区) 【2章-57】

(23) 田園集落景観地域
(田上田園地区) 【2章-55】

景観構成要素及び地域(地区)区分図(大津市全域)

(3) 景観エリア

景観重点地区を除く各地区は、土地利用の現況や用途等による景観特性の違いに応じた「景観エリア」に区分されており、この景観エリアごとに、形態、色彩等に関する建築等の行為等に係る景観形成の基準（一般的な行為の制限）が定められています。

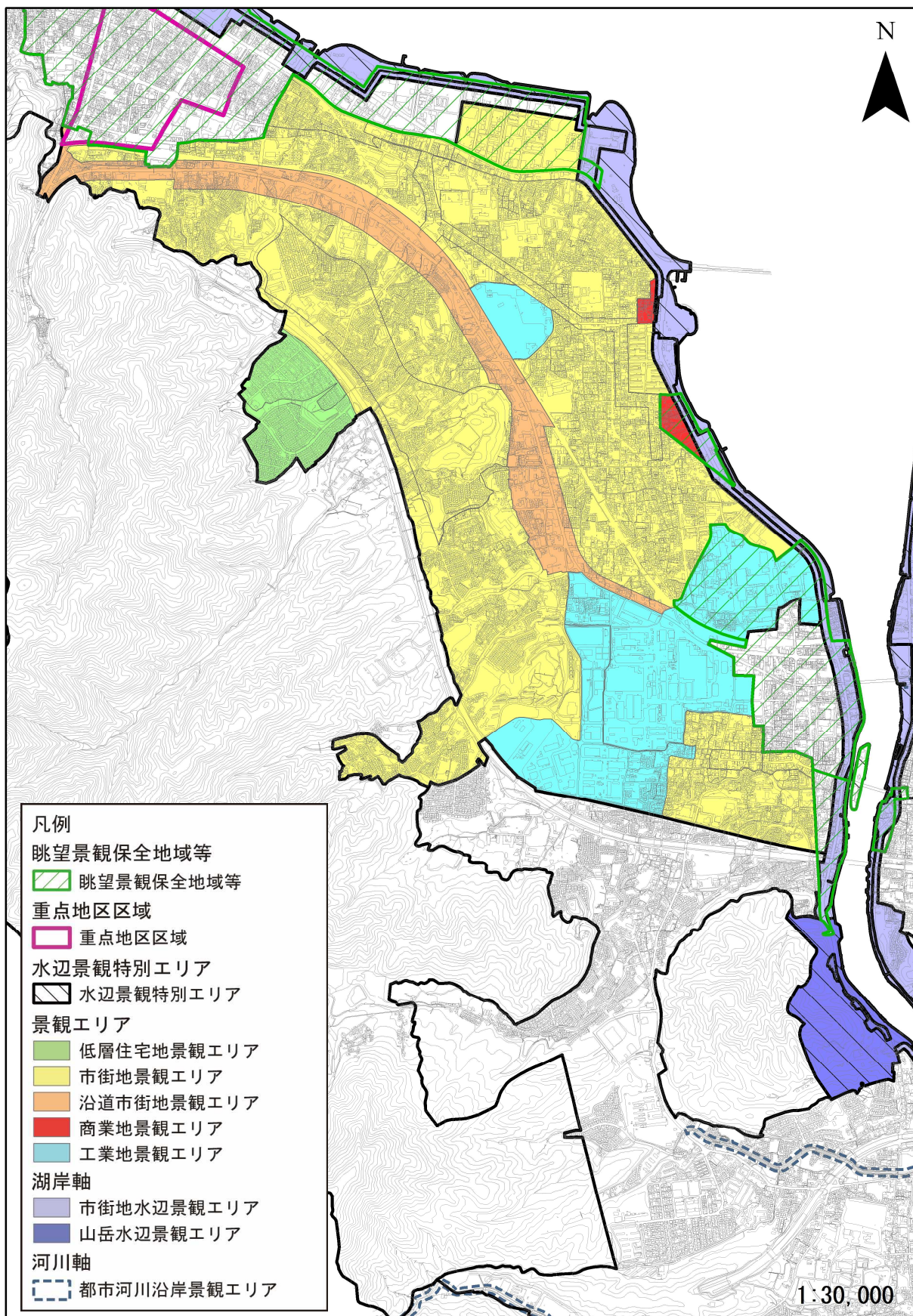
ハ 景観エリアの種類

旧計画

第2次大津市景観計画

旧計画の景観区	都市計画の用途地域に連動した定義づけ		景観エリア	凡例		
緑地景観区	市街化調整区域、都市計画区域外	▷	緑地景観エリア		景観地域	景観エリア基準編
低層住宅地景観区	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域	▷	低層住宅地景観エリア			
中高層住宅地景観区	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	▷	市街地景観エリア			
一般市街地景観区	第1種住居地域					
近隣商業地景観区	近隣商業地域					
沿道市街地景観区	第2種住居地域、準住居地域 準工業地域（幹線道路沿道のみ）	▷	沿道市街地景観エリア			
商業地景観区	商業地域	▷	商業地景観エリア			
準工業地景観区	準工業（幹線道路沿道を除く）	▷	工業地景観エリア			
工業地景観区	工業地域、工業専用地域					
都市河川沿岸景観区	都市河川岸の境界から15mまでの区域	▷	都市河川沿岸景観エリア		河川軸	
自然河川沿岸景観区	自然河川岸の境界から15mまでの区域	▷	自然河川沿岸景観エリア			
市街地水辺景観区	「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」に定める琵琶湖景観形成地域 （市街地湖岸景観、集落湖岸景観、砂浜樹林景観、山岳湖岸景観、ヨシ原樹林景観、河畔林景観）	▷	市街地水辺景観エリア		湖岸軸	湖岸軸基準編
集落水辺景観区			集落水辺景観エリア			
砂浜樹林景観区			砂浜樹林景観エリア			
山岳水辺景観区			山岳水辺景観エリア			
ヨシ原樹林景観区			ヨシ原樹林景観エリア			
河畔林景観区			河畔林景観エリア			
水辺景観特別区	「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」に定める琵琶湖景観形成特別地区	▷	水辺景観特別エリア			

※旧計画においては、用途地域等と関連付けて景観区を定義していました。第2次大津市景観計画では、景観計画本編（P1章・9）のとおり景観エリアを定義づけていますが、用途地域の変更があった際には、該当する景観エリアの変更について見直すとともに、必要に応じて景観づくりの方針を追加・修正するものとします。



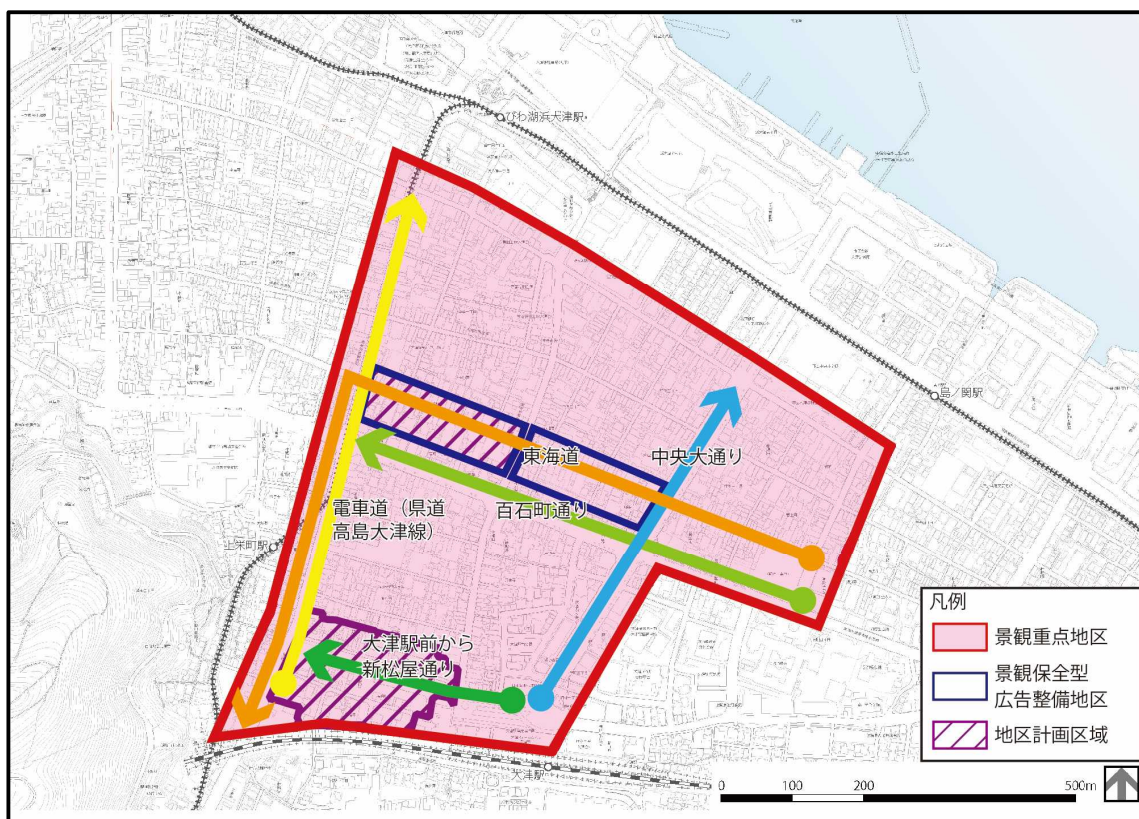
地区別景観類型区分図の例（市街地景観地域・東海道沿道地区）

(4) 景観重点地区

景観計画区域のうち、特に景観上重要な地域で、これまでも地域住民と行政の協働により地域で育まれてきた特性を活かした景観づくりに取り組んでいる「堅田地域」「坂本地区」「大津百町地域」の3つの地域で景観重点地区を指定し、引き続き積極的に景観づくりを推進していきます。

二 景観重点地区に指定された地区

景観重点地区編	景観重点地区	・ 堅田地区 ・ 坂本地区 ・ 大津百町地区
---------	--------	--



地区別景観類型区分図の例（大津百町景観重点地区）

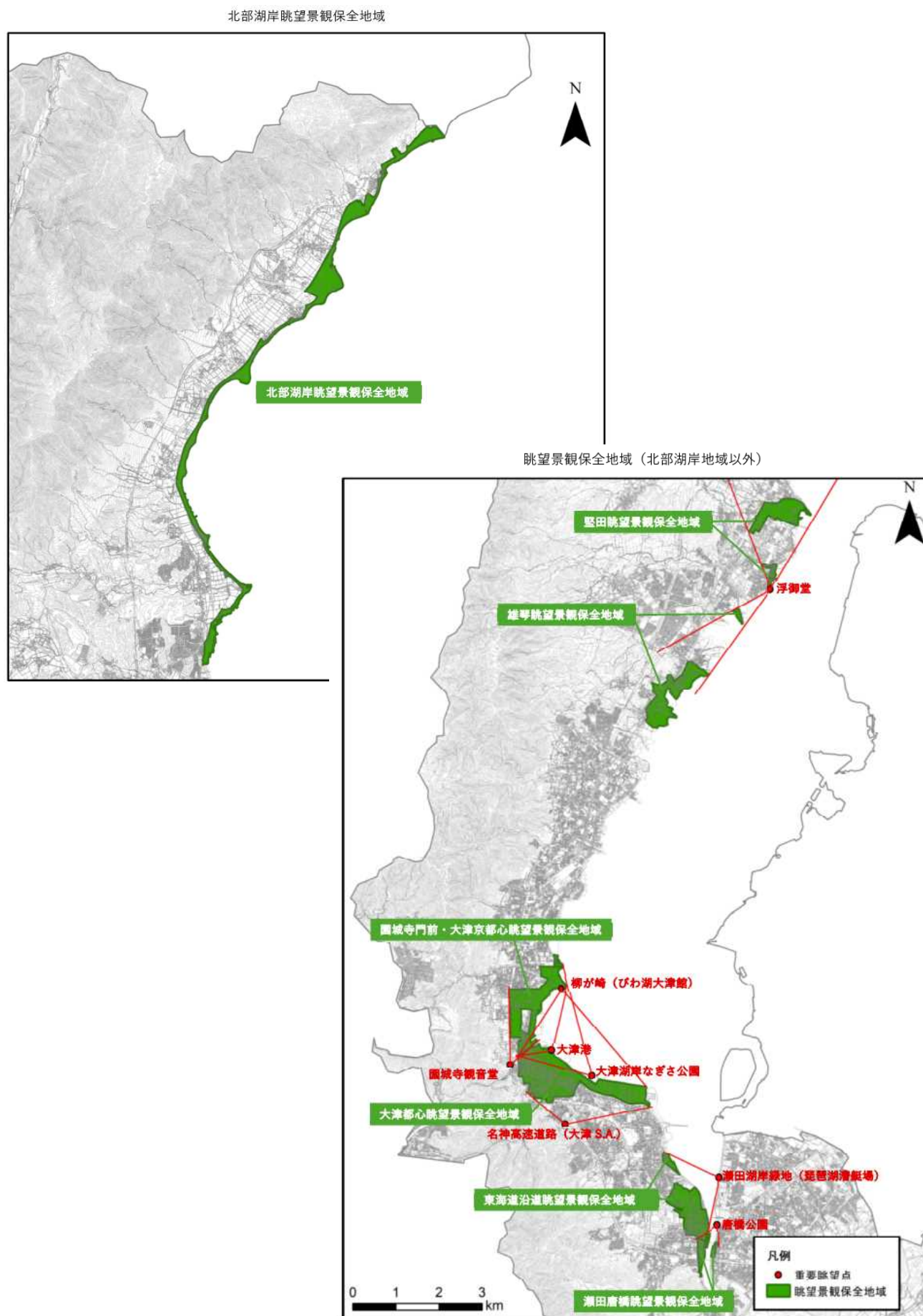
（５）眺望景観保全地域

大津市景観計画では、本市の風格ある景観づくりの基礎となる、重要な眺望景観を再発見し、保全・育成することを目的として、眺望景観に配慮すべき「重要眺望点」及び、「眺望景観保全地域」を設定しています。

眺望景観保全地域において眺望景観に大きな影響を及ぼすと考えられる規模の建築行為等を対象として、景観形成の基準が定められています。景観エリアに対する景観形成の基準（一般的な行為の制限）に加えて配慮します。

ホ 眺望景観保全地域と重要眺望点

眺望景観保全地域	対応する重要眺望点
北部湖岸眺望景観保全地域	（建築行為等の場所ごとに眺望点を定める）
堅田眺望景観保全地域	・ 浮御堂
雄琴眺望景観保全地域	
園城寺門前・大津京都心眺望景観保全地域	・ 大津港 ・ 大津湖岸なぎさ公園（打出の森） ・ 園城寺観音堂（展望所）
大津都心眺望景観保全地域	・ 柳が崎（びわ湖大津館） ・ 名神高速道路（大津S.A.）
東海道沿道眺望景観保全地域	・ 瀬田湖岸緑地（琵琶湖漕艇場）
瀬田唐橋眺望景観保全地域	・ 唐橋公園



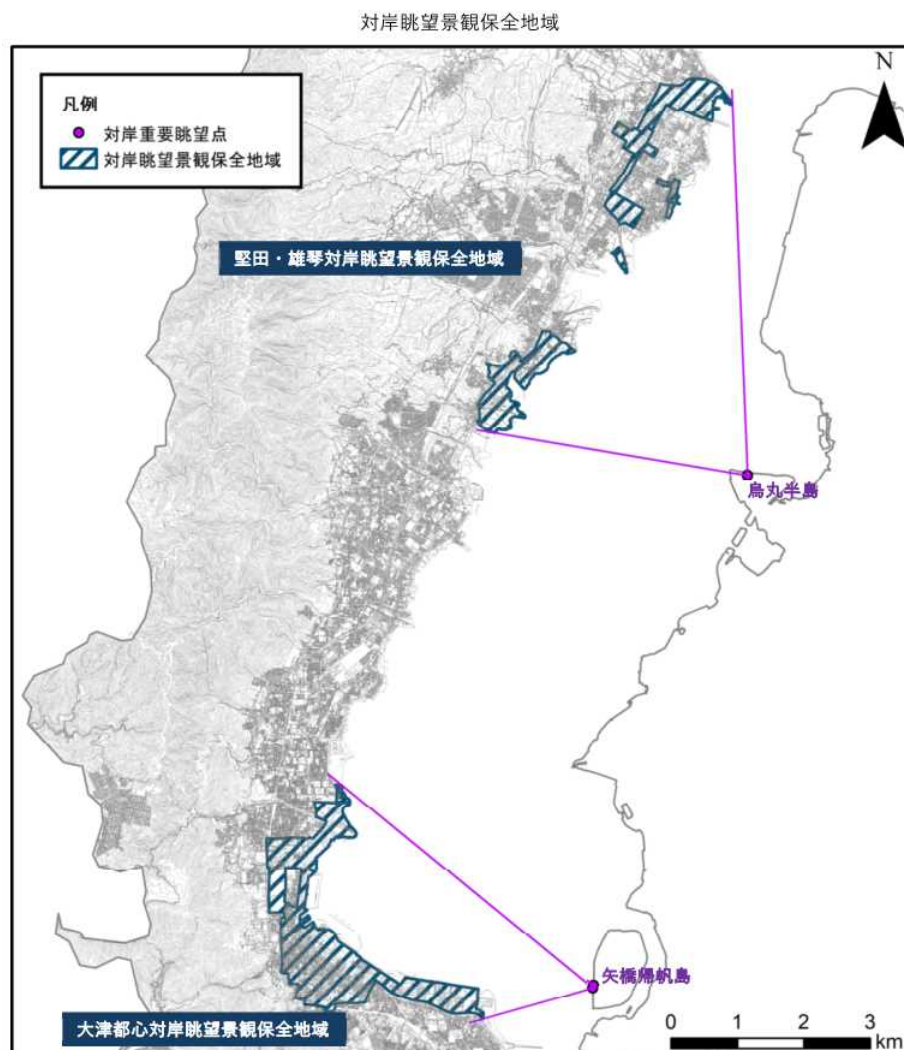
(6) 対岸眺望景観保全地域

本市と草津市は、「対岸眺望ポイント」を定め、互いに眺望し合う「見る」「見られる」関係を重視し、対岸景観の素晴らしさを広く知ってもらい、両市の景観保全や景観形成に対する意識の高揚を図っています。そこで、これらの取組を、さらに推進することを目的として、「近江八景」を意識した景観づくりという観点を踏まえ、草津市側から本市を眺める対岸景観の特徴である、山稜と琵琶湖の水面により構成される自然の大景観等を望むことができる場所を「対岸重要眺望点」として設定します。

この対岸重要眺望点からその対象となる景観に影響を与えると考えられる地域であり、かつ当該地域における建築行為等を誘導する必要性が認められる地域を対象として、以下の「対岸眺望景観保全地域」を設定します。

へ 眺望景観保全地域と重要眺望点

対岸眺望景観保全地域	対応する対岸重要眺望点
堅田・雄琴対岸眺望景観保全地域	烏丸半島（草津市）
大津都心対岸眺望景観保全地域	矢橋帰帆島（草津市）



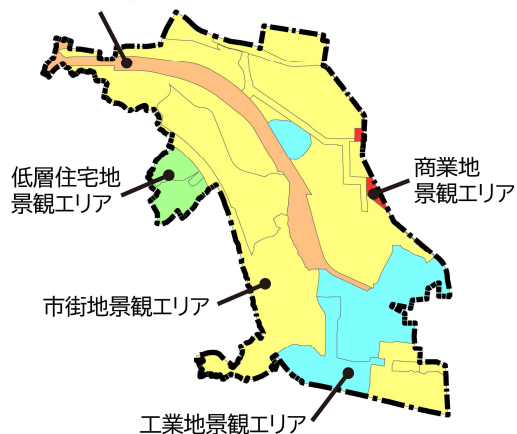
景観計画の構成



景観地域は、それぞれの地域特性に応じて、地区若しくは、景観重点地区に区分されています。

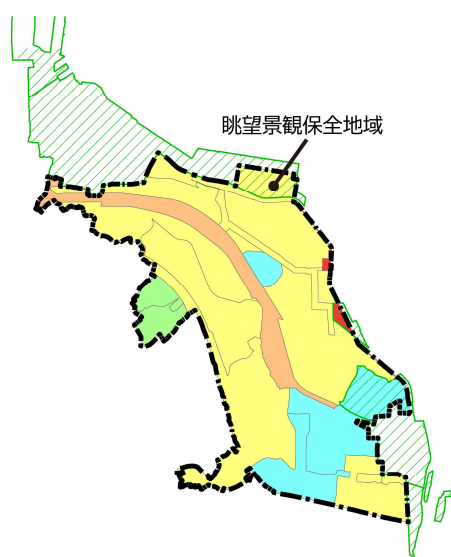
地域（地区）、景観重点地区ごとに景観形成方針があります。

沿道市街地景観エリア



地区内は、さらに、景観エリアに区分されています。

景観重点地区、景観エリアごとに景観形成基準があります。



眺望景観に配慮すべき範囲は、眺望景観保全地域、対岸眺望景観保全地域が設定されています。

眺望景観保全地域、対岸眺望景観保全地域ごとの景観形成方針と景観形成基準があります。

1-4 届出の対象となる行為と規模

届出対象となる行為の規模は、景観エリアごとに決められています。

次に掲げる行為をしようとする場合は、事前協議を行ったうえで、届出を行う必要があります。

■ 建築物

イ 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更※

	景観エリア	規模
1	緑地景観エリア	ア高さ10mを超えるもの
2	低層住宅地景観エリア	イ延床面積500㎡を超えるもの
3	市街地景観エリア	ア高さ13mを超えるもの
4	沿道市街地景観エリア	イ延床面積1,500㎡を超えるもの
5	商業地景観エリア	ア高さ15mを超えるもの
6	工業地景観エリア	イ延床面積3,000㎡を超えるもの
7	市街地水辺景観エリア 集落水辺景観エリア 砂浜樹林景観エリア 山岳水辺景観エリア ヨシ原樹林景観エリア 河畔林景観エリア	ア建築物(塀を除く。)の新築、改築、増築又は移転で、その新築、改築、増築又は移転に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの イ建築物(塀を除く。)の新築、改築、増築又は移転で、新築、改築又は増築後の建築物の高さが5mを超えることとなるもの ウ塀の新築又は移転で高さが1.5mを超えるもの エ塀の新築又は移転で長さが10mを超えるもの オ塀の改築、増築で、改築又は増築後の塀の高さが1.5m又は長さが10mを超えることとなるもの カ外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更の、それに係る部分の面積が10㎡を超えるもの
8	水辺景観特別エリア	(7)欄「ア～カ」に同じ

	景観重点地区	規模
1	堅田景観重点地区	ア 建築物(塀を除く。)の新築、改築、増築又は移転で、その新築、改築、増築又は移転に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの イ 建築物(塀を除く。)の新築、改築、増築又は移転で、新築、改築又は増築後の建築物の高さが5mを超えることとなるもの
2	坂本景観重点地区	ウ 塀の新築又は移転で高さが1.5mを超えるもの エ 塀の新築又は移転で長さが10mを超えるもの オ 塀の改築、増築で、改築又は増築後の塀の高さが1.5m又は長さが10mを超えることとなるもの
3	大津百町景観重点地区	カ 屋根等（建築物の屋根若しくは屋上又は外壁面）に太陽光発電設備等（太陽光を電気に変換し、又は太陽熱を利用する設備及びその附属設備）を設置する外観の変更で、太陽電池モジュール等の面積の合計が10㎡を超えるもの キ外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更の、それに係る部分の面積が10㎡を超えるもの

※外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更の、それに係る部分の面積が10㎡以下であるものを除く

■ 工作物

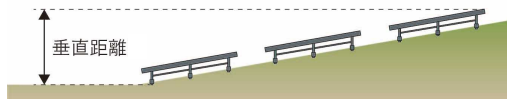
□ 工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更※¹

	景観エリア	規模
1	緑地景観エリア	ア高さ10mを超えるもの
2	低層住宅地景観エリア	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）については高さが15mを超えるもの
3	市街地景観エリア	ア高さ13mを超えるもの
4	沿道市街地景観エリア	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）については高さが15mを超えるもの
5	商業地景観エリア	ア高さ15mを超えるもの
6	工業地景観エリア	
7	(1)～(6)の景観エリア	ア太陽光発電設備等（太陽光を電気に変換し、又は太陽熱を利用する設備及びその附属設備）で、垂直距離（最も低い位置にある部分から最も高い位置にある部分までの距離）が10mを超えるもの イ太陽光発電設備等で、太陽電池モジュール等の面積の合計が1,000㎡を超えるもの
8	市街地水辺景観エリア 集落水辺景観エリア 砂浜樹林景観エリア 山岳水辺景観エリア ヨシ原樹林景観エリア 河畔林景観エリア	ア垣（生垣を除く。）、柵、塀、擁壁その他これらに類するもので、高さ1.5mを超え、又は長さが10mを超えるもの イ煙突又はごみ焼却施設・アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物（以下「屋外広告物」という。）・電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を除く。）・記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）・彫像その他これに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）・高架水槽・メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュャープラントその他これらに類する製造施設・石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設で、高さ5mを超えるもの ウ汚水又は廃水を処理する施設で、高さ1.5mを超え、又はその築造面積の合計が100㎡を超えるもの エ電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）で、高さが10mを超えるもの オ太陽光発電設備等で、垂直距離が10mを超えるもの カ太陽光発電設備等で、太陽電池モジュール等の面積の合計が1,000㎡を超えるもの キ外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更の、それに係る部分の面積が10㎡を超えるもの
9	水辺景観特別エリア	(8)欄「ア～キ」に同じ

	重点地区	規模
1	堅田景観重点地区	ア 垣（生垣を除く。）、柵、塀、擁壁その他これらに類するもので、高さ1.5mを超え、又は長さが10mを超えるもの イ 煙突、ごみ焼却施設・アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物（以下「屋外広告物」という。）・電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を除く。）・記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）・彫像その他これに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）・高架水槽、メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設・石油、ガス、L P G、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設で、高さ5mを超えるもの
2	坂本景観重点地区	ウ 汚水又は廃水処理する施設で、高さ1.5mを超え、又はその築造面積の合計が100㎡を超えるもの エ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）で、高さ10mを超えるもの オ 地上に設置する太陽光発電設備等で、垂直距離※ ² （最も低い位置にある部分から最も高い位置にある部分までの距離）が5mを超えるもの カ 地上に設置する太陽光発電設備等で、太陽電池モジュール等の面積の合計が100㎡を超えるもの キ 外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更の、それに係る部分の面積が10㎡を超えるもの
3	大津百町景観重点地区	

※¹ 外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更の、それに係る部分の面積が10㎡以下であるものを除く

※² 垂直距離とは、以下の図に示すものとする。



■ 開発行為

ハ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

	景観エリア	規模
1	緑地景観エリア	開発行為のうち1,000㎡以上のもの
2	低層住宅地景観エリア	
3	市街地景観エリア	
4	沿道市街地景観エリア	
5	商業地景観エリア	
6	工業地景観エリア	
7	市街地水辺景観エリア 集落水辺景観エリア 砂浜樹林景観エリア 山岳水辺景観エリア ヨシ原樹林景観エリア 河畔林景観エリア	
8	水辺景観特別エリア	

	重点地区	規模
1	堅田景観重点地区	開発行為のうち1,000㎡以上のもの
2	坂本景観重点地区	
3	大津百町景観重点地区	

■ 建築物・工作物・開発行為以外

ニ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

景観エリア	規模
水辺景観特別エリア	ア 切土又は盛土により生ずる法面の高さが1.5mを超えるもの イ 切土又は盛土により生ずる法面の長さが10mを超えるもの ウ 当該行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの

重点地区	規模
堅田景観重点地区	ア 切土又は盛土により生ずる法面の高さが1.5mを超えるもの イ 切土又は盛土により生ずる法面の長さが10mを超えるもの ウ 当該行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの

ホ 木竹の伐採

景観エリア	規模
市街地水辺景観エリア 集落水辺景観エリア 砂浜樹林景観エリア 山岳水辺景観エリア ヨシ原樹林景観エリア 河畔林景観エリア 水辺景観特別エリア	次のすべてに該当する木竹の伐採 ア 木竹の高さが5 mを超えるもの イ 林業を営むために行う木竹の伐採以外のもの

重点地区	規模
堅田景観重点地区	次のすべてに該当する木竹の伐採 ア 木竹の高さが5 mを超えるもの イ 林業を営むために行う木竹の伐採以外のもの
坂本景観重点地区	
大津百町景観重点地区	

へ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

景観エリア	規模
市街地水辺景観エリア 集落水辺景観エリア 砂浜樹林景観エリア 山岳水辺景観エリア ヨシ原樹林景観エリア 河畔林景観エリア 水辺景観特別エリア	次のすべてに該当する土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ア 堆積の高さが1.5mを超え、若しくはその堆積に係る部分の面積が100㎡を超えるもの イ 堆積された物件が外部から見通すことができる場所での堆積 ウ 堆積の期間が30日を超えて継続するもの

重点地区	規模
堅田景観重点地区	次のすべてに該当する土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ア 堆積の高さが1.5mを超え、若しくはその堆積に係る部分の面積が100㎡を超えるもの イ 堆積された物件が外部から見通すことができる場所での堆積 ウ 堆積の期間が30日を超えて継続するもの
坂本景観重点地区	
大津百町景観重点地区	

ト 水面の埋立て又は干拓

景観エリア	規模
水辺景観特別エリア	ア 盛土により生ずる法面の高さが1.5mを超えるもの イ 長さが10mを超えるもの ウ 当該行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの

重点地区	規模
堅田景観重点地区	ア 盛土により生ずる法面の高さが1.5mを超えるもの イ 長さが10mを超えるもの ウ 当該行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの

■ 適用除外となる行為

次に該当する行為については、景観法に基づく届出は必要ありません。

- ・ 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和 45 年滋賀県条例第 24 号）第 2 条第 1 項の規定による許可を受け、又は同条第 3 項の規定による協議若しくは同条例第 3 条の規定による通知をして行う行為
- ・ 大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 16 年条例第 5 号）第 2 条第 1 項の規定による許可を受け、又は同条第 3 項の規定による協議若しくは同条例第 3 条の規定による通知をして行う行為
- ・ 大津市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成元年条例第 59 号）第 4 条第 1 項の規定による許可を受け、又は同条例第 6 条の規定による協議若しくは同条例第 7 条の規定による通知をして行う行為
- ・ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）第 9 条第 1 項の規定による許可を受けて行う行為
- ・ 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第 3 項の規定による許可を受けて行う行為
- ・ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 1 項、第 34 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 49 条第 1 項の規定による許可を受けて行う行為
- ・ 地区計画等（都市計画法第 4 条第 9 項に規定する地区計画等をいう。）の区域（地区整備計画（同法第 12 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する地区整備計画をいう。）が定められている区域）内で行う土地区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為…地区計画等において届出の対象となる行為
- ・ 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 4 条又は第 5 条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
- ・ その他、景観法で定めるもの

1-5 届出に必要な書類

(1) 事前協議における必要書類

最低限、下記の書類が揃えば事前協議を開始できます。

事前協議書は正副あわせて2部必要です（届出者の捺印は不要です）。

事前協議を進め、届出内容が確定し、届出の必要書類が全て整いましたら、届出へ進んでください。

■ 建築物

	書類名	内容
1	事前協議書 指導要綱 様式第1号	ア 届出者及び代理人の欄は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。 イ 行為の種類については、該当する□にレを記入してください。 ウ 行為の所在地は、住居表示でなく地名地番を記入してください。 エ 景観構成要素、地区、景観重点地区、景観エリア、眺望景観保全地域、対岸眺望景観保全地域は、大津市景観計画において分類されているもののうち該当するものを記入してください。 オ 用途地域、容積率については、都市計画により分類されているもののうち該当するものを記入してください。 カ 行為期間については、予定している具体的な年月日を記入してください。 キ 建築物の用途については、共同住宅にあっては、カッコ書きで戸数を明示してください。（例：共同住宅（110戸））
2	委任状	ア 設計者等の代理人が申請書類を訂正する場合には必ず必要です。 イ 景観法に基づく届出について委任されている必要があります。 ウ 設計者と代理人が異なる場合は、設計者から代理人への委任状も必要です。
3	位置図	ア 建築物の敷地の位置を表す図面は縮尺1/2500に限ります。 （都市計画課にて写し（A3サイズ）を購入できます。） イ できる限り北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。 ウ 届出位置を用紙のおおよそ中心とし、「届出地」と明記してください。
4	写真	3枚以上を原則とし、敷地の全体及び敷地周辺の状況がわかるものを添付してください。
5	図面	届出における必要書類のうち、事前協議時点で用意できるものを添付してください。

■ 工作物

	書類名	内容
1	事前協議書 指導要綱 様式第1号	ア 届出者及び代理人の欄は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。 イ 行為の種類については、該当する□にレを記入してください。 ウ 行為の所在地は、住居表示でなく地名地番を記入してください。 エ 景観構成要素、地区、景観重点地区、景観エリアは、大津市景観計画において分類されているもののうち該当するものを記入してください。 オ 用途地域、容積率については、都市計画により分類されているもののうち該当するものを記入してください。 カ 行為期間については、予定している具体的な年月日を記入してください。
2	委任状	ア 設計者等の代理人が申請書類を訂正する場合には必ず必要です。 イ 景観法に基づく届出について委任されている必要があります。
3	位置図	ア 工作物の敷地の位置を表す図面は縮尺1/2500に限ります。 (都市計画課にて写し(A3サイズ)を購入できます。) イ できる限り北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。 ウ 届出位置を用紙のおおよそ中心とし、「届出地」と明記してください。
4	写真	3枚以上を原則とし、敷地の全体及び敷地周辺の状況がわかるものを添付してください。
5	図面	届出における必要書類のうち、事前協議時点で用意できるものを添付してください。

■ 開発行為

	書類名	内容
1	事前協議書 指導要綱 様式第1号	ア 届出者及び代理人の欄は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。 イ 行為の種類については、該当する□にレを記入してください。 ウ 行為の所在地は、住居表示でなく地名地番を記入してください。 エ 景観構成要素、地区、景観重点地区、景観エリアは、大津市景観計画において分類されているもののうち該当するものを記入してください。 オ 用途地域、容積率については、都市計画により分類されているもののうち該当するものを記入してください。 カ 行為期間については、予定している具体的な年月日を記入してください。
2	委任状	ア 設計者等の代理人が申請書類を訂正する場合には必ず必要です。 イ 景観法に基づく届出について委任されている必要があります。
3	付近見取図	ア 敷地の位置を表す図面は縮尺1/2500に限ります。 (都市計画課にて写し(A3サイズ)を購入できます。) イ できる限り北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。 ウ 届出位置を用紙のおおよそ中心とし、「届出地」と明記してください。
4	写真	3枚以上を原則とし、敷地の全体及び敷地周辺の状況がわかるものを添付してください。
5	図面	届出における必要書類のうち、事前協議時点で用意できるものを添付してください。

■ 建築物・工作物・開発行為以外

	書類名	内容
1	事前協議書 指導要綱 様式第1号	ア 事前協議書には、それぞれの行為に該当する第二面を添付してください。 イ 届出者及び代理人の欄は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。 ウ 行為の種類については、該当する□にレを記入してください。 エ 行為の所在地は、住居表示でなく地名地番を記入してください。 オ 景観構成要素、地区、景観重点地区、景観エリアは、大津市景観計画において分類されているもののうち該当するものを記入してください。 カ 用途地域、容積率については、都市計画により分類されているもののうち該当するものを記入してください。 キ 行為期間については、予定している具体的な年月日を記入してください。
2	委任状	ア 設計者等の代理人が申請書類を訂正する場合には必ず必要です。 イ 景観法に基づく届出について委任されている必要があります。
3	付近見取図	ア 敷地の位置を表す図面は縮尺1/2500に限ります。 (都市計画課にて写し(A3サイズ)を購入できます。) イ できる限り北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。 ウ 届出位置を用紙のおおよそ中心とし、「届出地」と明記してください。
4	写真	3枚以上を原則とし、敷地の全体及び敷地周辺の状況がわかるものを添付してください。
5	図面	届出における必要書類のうち、事前協議時点で用意できるものを添付してください。

(2) 届出の必要書類

届出書は正副あわせて2部必要です。(届出者の捺印は不要です。)

書類はすべてA4サイズをお願いします。

ただし、事前協議の際に添付された図面から変更が無ければ、新たに届出用として添付していただく必要はありません。(事前協議書添付図面をそのまま届出書添付図面兼用とみなします。)

■ 建築物

建築物の規模によって、次に掲げる図書が必要になります。

- ・届出書
- ・委任状
- ・付近見取図(縮尺2,500分の1)
- ・配置図及び植栽計画図
- ・平面図※
- ・立面図
- ・写真1(敷地・敷地周辺の状況を撮影したもの)

※ 図面は建築士法に基づいた設計者の表示・記名をしてください。

次に掲げる行為を行う場合は、景観シミュレーションを行い、景観配慮事項届出書の提出が必要となります。(眺望景観基準編 参照)

- ・建築物の新築又は工作物の新設で、高さが31mを超えるもの
- ・建築物又は工作物の増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、これらの行為に係る部分の高さが31mを超えるもの
- ・北部眺望景観保全地域内で、高さが13mを超えるもの

眺望景観保全地域外及び対岸眺望景観保全地域外の場合は、中景の視点場から景観シミュレーションを、眺望景観保全地域内及び対岸眺望景観保全地域内の場合は、中景の視点場及び重要眺望点から景観シミュレーションを行う必要があります。

必要図書名	建築物の規模	建築物で 高さが31mを超えるもの		北部眺望景観保 全地域内で、高 さが13mを超え るもの
		眺望景観保全地 域、対岸眺望景 観保全地域外	眺望景観保全地 域、対岸眺望景 観保全地域内	
・景観配慮事項届出書		○	○	○
・位置図1 (敷地、中景の視点場の位置を明記したもの)		○	○	
・位置図2 (敷地・重要眺望点、対岸重要眺望点の位置を明 記したもの)			○	
・位置図3 (敷地・主要な眺望点の位置を明記したもの)				○
・写真2 (中景の視点場から計画地を望み撮影したもの)		○	○	
・写真3 (重要眺望点、対岸重要眺望点から計画地を望み 撮影したもの)			○	
・写真4 (敷地・主要な眺望点から計画地を望み撮影した もの)				○
・完成予想図1 (中景の視点場からの計画建築物等の完成予想 図)		○	○	
・完成予想図2 (重要眺望点、対岸重要眺望点からの計画建築物 等の完成予想図)			○	
・完成予想図3 (敷地・主要な眺望点からの計画建築物等の完成 予想図)				○

● 添付図書作成における注意事項

届 出 書	(細則様式第1号) ア 届出者及び代理人の欄は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。 イ 行為の種類については、該当する□にレを記入してください。 ウ 行為の所在地は、住居表示でなく地名地番を記入してください。 エ 景観構成要素、地区、景観重点地区、景観エリアは、大津市景観計画において分類されているもののうち該当するものを記入してください。 オ 用途地域、容積率については、都市計画により分類されているもののうち該当するものを記入してください。 カ 行為期間については、予定している具体的な年月日を記入してください。 キ 最高高さは、建築基準法上の建築物の最高高さを記入してください。 ク 建築物の用途については、共同住宅にあっては、カッコ書きで戸数を明示してください。(例：共同住宅(110戸))
委 任 状	ア 設計者等の代理人が届出書類を訂正する場合には必ず必要です。 イ 景観法に基づく届出について委任されている必要があります。 ウ 設計者と代理人が異なる場合は、設計者から代理人への委任状も必要です。 エ 事前協議における委任状と兼ねることができます。ただし、事前協議時に添付した委任状において景観法に基づく届出全般について委任されている必要があります。(事前協議についてのみの委任状では不可)
付 近 見 取 図	(縮尺2,500分の1) ア 敷地の位置を表す図面は縮尺1/2500に限ります。 (都市計画課にて写し(A3サイズ)を購入できます。) イ できる限り北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。 ウ 届出位置を用紙のおおよそ中心とし、「届出地」と明記してください。
配 置 図	ア できる限り北を上にして作成してください。 イ 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低(現況と計画)、敷地に接する道路の位置、種別、幅員及び高低を記入してください。 ウ 道路及び隣地からの配置有効寸法を記入してください。施工誤差を考慮し、できる限り余裕をもった計画としてください。 エ 敷地面積の根拠がわかるようにしておいてください。
植 栽 計 画 図 (外 構 計 画)	ア 敷地内の植栽計画を記入してください。(配置図に記入しても結構です。) イ 外構計画図では、工作物の新設・既存及び高さ、並びに土地の高低、切土・盛土の範囲及びその面積を記入してください。
平 面 図	ア 縮尺は200分の1以上としてください。 (100分の1は可。250分の1は不可となります。) イ 各階とも縮尺、方位、間取り及び各室の用途を記入してください。
立 面 図	ア 4面以上必要です。(全体の形状がわかりにくい場合は4面共添付してください。) イ 縮尺、開口部の位置を記入してください。 ウ 建築物の最高高さ(最高棟高)を記入してください。 エ 外壁の色を色鉛筆等で着色してください。着色が不明瞭な場合は、色見本を貼り付けてください。(状況により、カタログやサンプルの提示を求める場合もあります。) オ 増築工事において申請建築物が同一棟の場合、既存建築物も着色しておいてください。
写 真 1	(敷地及び敷地周辺の状況を撮影したもの) ア 3枚以上を原則とし、敷地の全体及び敷地周辺の状況がわかるものを添付してください。また、写真撮影位置、方向について、案内図を添付してください。現況平面図等と兼ねていただいても結構です。

景観配慮事項届出書	(細則様式第8号) 眺望景観保全地域外及び対岸眺望景観保全地域外の場合、第3面の記入は不要です。 (細則様式第9号) 北部湖岸地域における建築物の建築等の場合 ア 行為の所在地は、住居表示でなく地名地番を記入してください。 イ 景観構成要素、地区、景観重点地区、景観エリアは、大津市景観計画において分類されているもののうち該当するものを記入してください。 ウ 用途地域、容積率については、都市計画により分類されているもののうち該当するものを記入してください。 エ 最高高さは、建築基準法上の建築物の最高高さを記入してください。 オ 景観の保全方針については、都市景観・自然景観・眺望景観へ特に配慮した事項等を具体的に記述してください。 カ 工夫や配慮した事項については、「大津市景観計画」の良好な景観の形成のための行為の制限に関して配慮した事項について、具体的に記述してください。
位 置 図 1	(敷地の位置、中景の視点場の位置を明記したもの) ア 建築物の敷地の位置を表す図面は縮尺1/2500に限ります。 (都市計画課にて写し(A3サイズ)を購入できます。) イ できる限り北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。 ウ 届出位置を用紙のおおよそ中心とし、「届出地」と明記してください。
位 置 図 2	(敷地の位置、重要眺望点の位置、対岸重要眺望点の位置を明記したもの) ア 届出地の位置、重要眺望点の位置、対岸重要眺望点の位置及び写真撮影の方向を記入してください。 イ できる限り北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。 ウ 届出地には「届出地」と明記してください。 エ 写真撮影位置と撮影方向を明記してください。 オ 重要眺望点の位置、対岸重要眺望点の位置を記入し、重要眺望点名、対岸重要眺望点名を明記してください。
位 置 図 3	(敷地の位置、主要な眺望点の位置を明記したもの) ア 届出地の位置、主要な眺望点の位置及び写真撮影の方向を記入してください。 イ できる限り北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。 ウ 届出地には「届出地」と明記してください。 エ 写真撮影位置と撮影方向を明記してください。
写 真 2	(中景の視点場から計画地を望み撮影したもの) ア 写真は、「計画建築物等について中景の視点場(500m～2km程度離れた任意の場所)から届出地に向かって撮影した写真」を添付してください。
写 真 3	(重要眺望点、対岸重要眺望点から計画地を望み撮影したもの) ア 写真は、「該当する眺望景観保全地域に対応する重要眺望点から届出地に向かって撮影した写真」、「該当する対岸眺望景観保全地域に対応する対岸重要眺望点から届出地に向かって撮影した写真」を添付してください。 イ 重要眺望点及び対岸重要眺望点からの写真は、該当する眺望景観保全地域に対応する全ての重要眺望点、該当する対岸眺望景観保全地域に対応する全ての対岸重要眺望点についてのものを添付してください。
写 真 4	(主要な眺望点から計画地を望み撮影したもの) ア 写真は、「計画建築物等について主要な眺望点から届出地に向かって撮影した写真」を添付してください。

完 成 予 想 図 1	(中景の視点場からの計画建築物等の完成予想図) ア 「計画建築物等について中景の視点場（500m～2km程度離れた任意の場所）から届出地に向かって撮影した写真」に計画建築物等の完成予想図を記入してください。 イ 45mを超える建築物等については、計画建築物等の完成予想図を、コンピュータグラフィック等を用いて作成してください。
完 成 予 想 図 2	(重要眺望点、対岸重要眺望点からの計画建築物等の完成予想図) ア 「該当する眺望景観保全地域に対応する重要眺望点から届出地に向かって撮影した写真」、「該当する対岸眺望景観保全地域に対応する対岸重要眺望点から届出地に向かって撮影した写真」に計画建築物等の完成予想図を記入してください。 イ 45mを超える建築物等については、計画建築物等の完成予想図を、コンピュータグラフィック等を用いて作成してください。
完 成 予 想 図 3	(主要な眺望点からの計画建築物等の完成予想図) ア 「計画建築物等について主要な眺望点から届出地に向かって撮影した写真」に計画建築物等の完成予想図を記入してください。 イ 45mを超える建築物等については、計画建築物等の完成予想図を、コンピュータグラフィック等を用いて作成してください。

※状況により他の資料が必要な場合がありますので、担当者と協議をお願いします。

● 特殊な場合

1) 敷地が複数の景観エリアあるいは景観重点地区にまたがる場合

- ア 計画建築物等がいずれかひとつの景観エリア内あるいは景観重点地区内のみで建築される場合（計画建築物等が複数の景観エリアあるいは景観重点地区をまたがない場合）は、計画建築物等が建築される部分の景観エリアあるいは景観重点地区に関する基準のみが適用されます。緑化等、敷地全体に対する基準については、その限りではありません。
- イ 計画建築物等が、複数の景観エリアあるいは景観重点地区にまたがる場合は厳しい側の景観エリアあるいは景観重点地区が適用されます。ただし、湖岸軸における景観エリア及び堅田景観重点地区における数値基準は、それぞれの景観エリアまたは堅田景観重点地区に入っている部分のみ規制されます。

2) 平均地盤面が生じる場合

- ア 最高高さは建築基準法に基づく平均地盤面から算定してください。
- イ 平均地盤面の計算式を明確に記入しておいてください。

■ 工作物

工作物の規模によって、次に掲げる図書が必要になります。

- ・届出書
- ・委任状
- ・付近見取図（縮尺2,500分の1）
- ・配置図及び植栽計画図
- ・平面図
- ・立面図
- ・写真1（敷地・敷地周辺の状況を撮影したもの）

次に掲げる行為を行う場合は、景観シミュレーションを行い、景観配慮事項届出書の提出が必要となります。

- ・工作物の新設で、高さが31mを超えるもの
- ・工作物の増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、これらの行為に係る部分の高さが31mを超えるもの
- ・北部眺望景観保全地域内で、高さが13mを超えるもの

眺望景観保全地域外及び対岸眺望景観保全地域外の場合は、中景の視点場から景観シミュレーションを、眺望景観保全地域内及び対岸眺望景観保全地域内の場合は、中景の視点場及び重要眺望点から景観シミュレーションを行う必要があります。

必要図書名	工作物の規模		北部眺望景観保全地域内で、高さが13mを超えるもの
	眺望景観保全地域、対岸眺望景観保全地域外	眺望景観保全地域、対岸眺望景観保全地域内	
・景観配慮事項届出書	○	○	○
・位置図1 (敷地、中景の視点場の位置を明記したもの)	○	○	
・位置図2 (敷地・重要眺望点、対岸重要眺望点の位置を明記したもの)		○	
・位置図3 (敷地・主要な眺望点の位置を明記したもの)			○
・写真2 (中景の視点場から計画地を望み撮影したもの)	○	○	
・写真3 (重要眺望点、対岸重要眺望点から計画地を望み撮影したもの)		○	
・写真4 (敷地・主要な眺望点から計画地を望み撮影したもの)			○
・完成予想図1 (中景の視点場からの計画工作物等の完成予想図)	○	○	
・完成予想図2 (重要眺望点、対岸重要眺望点からの計画工作物等の完成予想図)		○	
・完成予想図3 (敷地・主要な眺望点からの計画工作物等の完成予想図)			○

● 添付図書作成における注意事項

届 出 書	(細則様式第2号) ア 届出者及び代理人の欄は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。 イ 行為の種類については、該当する□にレを記入してください。 ウ 行為の所在地は、住居表示でなく地名地番を記入してください。 エ 景観構成要素、地区、景観重点地区、景観エリアは、大津市景観計画において分類されているもののうち該当するものを記入してください。 オ 用途地域、容積率については、都市計画により分類されているもののうち該当するものを記入してください。 カ 行為期間については、予定している具体的な年月日を記入してください。
委 任 状	ア 設計者等の代理人が届出書類を訂正する場合には必ず必要です。 イ 景観法に基づく届出について委任されている必要があります。 ウ 事前協議における委任状と兼ねることができます。ただし、事前協議時に添付した委任状において景観法に基づく届出全般について委任されている必要があります。(事前協議についてのみの委任状では不可)
付 近 見 取 図	(縮尺2,500分の1) ア 敷地の位置を表す図面は縮尺1/2500に限ります。 (都市計画課にて写し(A3サイズ)を購入できます。) イ できる限り北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。 ウ 届出位置を用紙のおおよそ中心とし、「届出地」と明記してください。
配 置 図	ア できる限り北を上にして作成してください。 イ 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物の位置、届出に係る工作物と他の工作物との別、擁壁の位置、土地の高低(現況と計画)、敷地に接する道路の位置、種別、幅員及び高低を記入してください。 ウ 道路及び隣地からの配置寸法を記入してください。 エ 敷地面積の根拠がわかるようにしておいてください。
植 栽 計 画 図 (外 構 計 画 図)	ア 敷地内の植栽計画を記入してください。(配置図に記入しても結構です。) イ 外構計画図では、工作物の新設・既存及び高さ、並びに土地の高低、切土・盛土の範囲及びその面積を記入してください。
平 面 図	ア 縮尺は200分の1以上としてください。 (100分の1は可。250分の1は不可となります。) イ 各階とも縮尺、方位、間取り及び各室の用途を記入してください。
立 面 図	ア 2面以上必要です。(全体の形状がわかりにくい場合は4面共添付してください。) イ 縮尺を記入してください。 ウ 工作物の最高高さを記入してください。 エ 工作物の色を色鉛筆等で着色してください。着色が不明瞭な場合は、色見本を貼り付けてください。(状況により、カタログやサンプルの提示を求める場合があります。) オ 増築工事において申請工作物が同一棟の場合、既存工作物も着色しておいてください。
写 真 1	(敷地及び敷地周辺の状況を撮影したもの) ア 3枚以上を原則とし、敷地の全体及び敷地周辺の状況がわかるものを添付してください。また、写真撮影位置、方向について、案内図を添付してください。現況平面図等と兼ねていただいても結構です。

景観配慮事項 届 出 書	(細則様式第10号) 眺望景観保全地域外及び対岸眺望景観保全地域外の場合、第3面の記入は不要です。 (細則様式第11号) 北部湖岸地域における工作物の建設等の場合 ア 行為の所在地は、住居表示でなく地名地番を記入してください。 イ 景観構成要素、地区、景観重点地区、景観エリアは、大津市景観計画において分類されているもののうち該当するものを記入してください。 ウ 用途地域、容積率については、都市計画により分類されているもののうち該当するものを記入してください。 エ 景観の保全方針については都市景観・自然景観・眺望景観へ特に配慮した事項等を具体的に記述してください。 オ 工夫や配慮した事項については、「大津市景観計画」の良好な景観の形成のための行為の制限に関して配慮した事項について、具体的に記述してください。
位 置 図 1	(敷地の位置、中景の視点場の位置を明記したもの) ア 工作物の敷地の位置を表す図面は縮尺1/2500に限ります。 (都市計画課にて写し(A3サイズ)を購入できます。) イ できる限り北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。 ウ 届出位置を用紙のおおよそ中心とし、「届出地」と明記してください。
位 置 図 2	(敷地の位置、重要眺望点の位置、対岸重要眺望点の位置を明記したもの) ア 届出地の位置、重要眺望点の位置、対岸重要眺望点の位置及び写真撮影の方向を記入してください。 イ できる限り北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。 ウ 届出地には「届出地」と明記してください。 エ 写真撮影位置と撮影方向を明記してください。 オ 重要眺望点の位置、対岸重要眺望点の位置を記入し、重要眺望点名、対岸重要眺望点名を明記してください。
位 置 図 3	(敷地の位置、主要な眺望点の位置を明記したもの) ア 届出地の位置、主要な眺望点の位置及び写真撮影の方向を記入してください。 イ できる限り北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。 ウ 届出地には「届出地」と明記してください。 エ 写真撮影位置と撮影方向を明記してください。
写 真 2	(中景の視点場から計画地を望み撮影したもの) ア 写真は、「計画工作物等について中景の視点場(500m～2km程度離れた任意の場所)から届出地に向かって撮影した写真」を添付してください。
写 真 3	(重要眺望点、対岸重要眺望点から計画地を望み撮影したもの) ア 写真は、「該当する眺望景観保全地域に対応する重要眺望点から届出地に向かって撮影した写真」、「該当する対岸眺望景観保全地域に対応する対岸重要眺望点から届出地に向かって撮影した写真」を添付してください。 イ 重要眺望点及び対岸重要眺望点からの写真は、該当する眺望景観保全地域に対応する全ての重要眺望点、該当する対岸眺望景観保全地域に対応する全ての対岸重要眺望点についてのものを添付してください。
写 真 4	(主要な眺望点から計画地を望み撮影したもの) ア 写真は、「計画工作物等について主要な眺望点から届出地に向かって撮影した写真」を添付してください。
完成予想図 1	(中景の視点場からの計画工作物等の完成予想図) ア 「計画工作物等について中景の視点場(500m～2km程度離れた任意の場所)から届出地に向かって撮影した写真」に計画工作物等の完成予想図を記入してください。 イ 45mを超える工作物等については、計画工作物等の完成予想図を、コンピュータグラフィック等を用いて作成してください。
完成予想図 2	(重要眺望点、対岸重要眺望点からの計画工作物等の完成予想図) ア 「該当する眺望景観保全地域に対応する重要眺望点から届出地に向かって撮影した写真」、「該当する対岸眺望景観保全地域に対応する重要眺望点から届出地に向かって撮影した写真」に計画工作物等の完成予想図を記入してください。 イ 45mを超える工作物等については、計画工作物等の完成予想図を、コンピュータグラフィック等を用いて作成してください。
完成予想図 3	(主要な眺望点からの計画工作物等の完成予想図) ア 「計画工作物等について主要な眺望点から届出地に向かって撮影した写真」に計画工作物等の完成予想図を記入してください。 イ 45mを超える工作物等については、計画工作物等の完成予想図を、コンピュータグラフィック等を用いて作成してください。

※状況により他の資料が必要な場合がありますので、担当者と協議をお願いします。

● 特殊な場合

1) 敷地が複数の景観エリアあるいは景観重点地区にまたがる場合

- ア 計画工作物等がいずれかひとつの景観エリア内あるいは景観重点地区内のみで建設される場合（計画工作物等が複数の景観エリアあるいは景観重点地区をまたがない場合）は、計画工作物等が建設される部分の景観エリアあるいは景観重点地区に関する基準のみが適用されます。緑化等、敷地全体に対する基準については、その限りではありません。
- イ 計画工作物等が、複数の景観エリアあるいは景観重点地区にまたがる場合は厳しい側の景観エリアあるいは景観重点地区が適用されます。ただし、湖岸軸における景観エリア及び堅田景観重点地区における数値基準は、それぞれの景観エリアまたは堅田景観重点地区に入っている部分のみ規制されます。

■ 開発行為

下表に掲げる図書が必要になります。

届 出 書	(細則様式第3号) ア 届出者及び代理人の欄は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。 イ 行為の所在地は、住居表示でなく地名地番を記入してください。 ウ 景観構成要素、地区、景観重点地区、景観エリアは、大津市景観計画において分類されているもののうち該当するものを記入してください。 エ 用途地域、容積率については、都市計画により分類されているもののうち該当するものを記入してください。 オ 行為期間については、予定している具体的な年月日を記入してください。
委 任 状	ア 設計者等の代理人が届出書類を訂正する場合には必ず必要です。 イ 景観法に基づく届出について委任されている必要があります。 ウ 事前協議における委任状と兼ねることができます。ただし、事前協議時に添付した委任状において景観法に基づく届出全般について委任されている必要があります。(事前協議についてのみの委任状では不可)
付 近 見 取 図	(縮尺2,500分の1) ア 敷地の位置を表す図面は縮尺1/2500に限ります。 (都市計画課にて写し(A3サイズ)を購入できます。) イ できる限り北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。 ウ 届出位置を用紙のおおよそ中心とし、「届出地」と明記してください。
写 真	(敷地及び敷地周辺の状況を撮影したもの) ア 3枚以上を原則とし、敷地の全体及び敷地周辺の状況がわかるものを添付してください。また、写真撮影位置、方向について、案内図を添付してください。現況平面図等と兼ねていただいても結構です。
設 計 説 明 書	開発行為の許可申請の手続きにおける事前審査に添付するものと同様のものを用いてください。
現 況 平 面 図	(縮尺500分の1以上)(400分の1は可。600分の1は不可となります。) 開発行為の許可申請の手続きにおける事前審査に添付するものと同様のものを用いてください。
土 地 利 用 計 画 図	(縮尺500分の1以上) 開発行為の許可申請の手続きにおける事前審査に添付するものと同様のものに、擁壁等工作物の種別、配置、高さ(見え高)、延長を明記してください。又は、造成計画平面図を別途添付していただいても結構です。
現 況 断 面 図	(縮尺500分の1以上) 開発行為の許可申請の手続きにおける事前審査に添付するものと同様のものを用いてください。
計 画 断 面 図	(縮尺500分の1以上) 開発行為の許可申請の手続きにおける事前審査に添付するものと同様のものを用いてください。

※状況により他の資料が必要な場合がありますので、担当者と協議をお願いします。

■ 建築物・工作物・開発行為以外

行為の種類によって、下表に掲げる図書が必要になります。

必要図書名	行為の種類	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	木竹の伐採	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	水面の埋立て又は干拓
届出書		○	○	○	○
委任状		○	○	○	○
付近見取図（縮尺2,500分の1）		○	○	○	○
写真（敷地・敷地周辺の状況を撮影したもの）		○	○	○	○
設計説明書					
現況平面図（縮尺500分の1以上）		○	○	○※	○
計画平面図（縮尺500分の1以上）		○	○	○※	○
土地利用計画図（縮尺500分の1以上）					
現況断面図（縮尺500分の1以上）		○			○
計画断面図（縮尺500分の1以上）		○			○

※：縮尺200分の1以上

● 添付図書作成における注意事項

届出書	（細則様式第4号から第7号のうち該当するもの） ア 届出者及び代理人の欄は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。 イ 行為の所在地は、住居表示でなく地名地番を記入してください。 ウ 景観構成要素、地区、景観重点地区、景観エリアは、大津市景観計画において分類されているもののうち該当するものを記入してください。 エ 用途地域、容積率については、都市計画により分類されているもののうち該当するものを記入してください。 オ 行為期間については、予定している具体的な年月日を記入してください。
委任状	ア 設計者等の代理人が届出書類を訂正する場合には必ず必要です。 イ 景観法に基づく届出について委任されている必要があります。 ウ 事前協議における委任状と兼ねることができます。ただし、事前協議時に添付した委任状において景観法に基づく届出全般について委任されている必要があります。（事前協議についてのみの委任状では不可）
付近見取図	（縮尺2,500分の1） ア 敷地の位置を表す図面は縮尺1/2500に限ります。 （都市計画課にて写し（A3サイズ）を購入できます。） イ できる限り北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。 ウ 届出位置を用紙のおおよそ中心とし、「届出地」と明記してください。

写真	(敷地及び敷地周辺の状況を撮影したもの) ア 3枚以上を原則とし、敷地の全体及び敷地周辺の状況がわかるものを添付してください。また、写真撮影位置、方向について、案内図を添付してください。現況平面図等と兼ねていただいても結構です。
設計説明書	—
現況平面図	(縮尺500分の1以上) (屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積の場合は、縮尺200分の1以上) ア できる限り北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。 イ 計画平面図と行為における前後比較ができるものとしてください。
計画平面図	(縮尺500分の1以上) (屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積の場合は、縮尺200分の1以上) ア できる限り北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。 イ 敷地面積と行為面積の根拠がわかるようにしてください。
土地利用計画図	(縮尺500分の1以上)
現況断面図	(縮尺500分の1以上) ア 計画断面図と行為における前後比較ができるものとしてください。
計画断面図	(縮尺500分の1以上) ア 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更においては、切土、盛土高さを記入してください。 イ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更においては移動土量、土石の採取においては採取量、水面の埋立て又は干拓においては埋立て土量の根拠がわかるようにしてください。

※状況により他の資料が必要な場合がありますので、担当者と協議をお願いします。

● 特殊な場合

1) 敷地が複数の景観エリアあるいは景観重点地区にまたがる場合

- ア 届出対象行為がいずれかひとつの景観エリア内あるいは景観重点地区内のみで行われる場合（届出対象行為が複数の景観エリアあるいは景観重点地区をまたがない場合）は、届出対象行為が行われる部分の景観エリアあるいは景観重点地区に関する基準のみが適用されます。緑化等、敷地全体に対する基準については、その限りではありません。
- イ 届出対象行為が、複数の景観エリアあるいは景観重点地区にまたがる場合は厳しい側の景観エリアあるいは景観重点地区が適用されます。

1-6 届出に必要な書類の記入例及び様式

(1) 届出に必要な書類

■ 事前協議における必要書類

様式番号	書類名	行為
指導要綱 様式第1号 (指導要綱 第2条関係)	大津市景観計画区域内行為 事前協議書	(事前協議書 第1葉) (事前協議書 第2葉)
	(事前協議書 第1葉) (事前協議書 (土地の形質変更等) 第2葉) (事前協議書 (木竹の伐採) 第2葉) (事前協議書 (屋外における堆積等) 第2葉) (事前協議書 (水面の埋立て又は干拓) 第2葉)	建築物 工作物 開発行為 建築物・工 作物・開発 行為等以外

■ 届出の必要資料

様式番号	書類名	行為
細則様式第1号 (第2条関係)	大津市景観計画区域内行為(行為変更)届出(通知)書 (建築物の建築等)	(第1葉) (第2葉)
細則様式第8号 (第4条関係)	景観配慮事項届出書(建築物の建築等)	(第1葉) (第2葉) (第3葉)
細則様式第9号 (第4条関係)	景観配慮事項届出書 (北部湖岸地域における建築物の建築等)	(第1葉) (第2葉) (第3葉)
細則様式第2号 (第2条関係)	大津市景観計画区域内行為(行為変更)届出(通知)書 (工作物の建設等)	(第1葉) (第2葉)
細則様式第10号 (第4条関係)	景観配慮事項届出書(工作物の建設等)	(第1葉) (第2葉) (第3葉)
細則様式第11号 (第4条関係)	景観配慮事項届出書 (北部湖岸地域における工作物の建設等)	(第1葉) (第2葉) (第3葉)
細則様式第3号 (第2条関係)	大津市景観計画区域内行為(行為変更)届出(通知)書 (開発行為等)	(第1葉) (第2葉)
細則様式第4号 (第2条関係)	大津市景観計画区域内行為(行為変更)届出(通知)書 (土地の形質変更等)	(第1葉) (第2葉)
細則様式第5号 (第2条関係)	大津市景観計画区域内行為(行為変更)届出(通知)書 (木竹の伐採)	(第1葉) (第2葉)
細則様式第6号 (第2条関係)	大津市景観計画区域内行為(行為変更)届出(通知)書 (屋外における堆積等)	(第1葉) (第2葉)
細則様式第7号 (第2条関係)	大津市景観計画区域内行為(行為変更)届出(通知)書 (水面の埋立て又は干拓)	(第1葉) (第2葉)

(2) 届出書の記入例

要綱様式第1号（要綱第2条関係）

大津市景観計画区域内行為事前協議書

令和7年10月3日

※市への協議書提出年月日

（あて先）

大津市長

予定している具体的な年月日を記入してください。
景観づくり相談会の利用を想定し、余裕をもって提出してください。
「着手」とは、事実上工事にかかる時点をいい、準備行為は含みません。

届出者 住所 〒520-●●●●● 大津市におの浜〇ー〇
(通知者)
氏名 大津太郎
電話番号 077-528-〇〇〇〇
代理人 住所 〒520-▲▲▲▲▲ 大津市御陵町△ー△
氏名 古都建設
近江次郎
電話番号 077-528-△△△△

大津市景観計画区域内における行為について、大津市景観区域内における行為の事前協議に関する要綱第2条第3項の規定により次のとおり協議します。

地番まで必ず記入してください。

行為の種類	☒ 建築物の <u>新築</u> 、増築、改築、移転、修繕、模様替、色彩の変更 ☐ 工作物の（新設、増築、改築、移転、修繕、模様替、色彩の変更） ☐ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 ☐ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ☐ 木竹の伐採 ☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ☐ 水面の埋立て又は干拓			
行為の場所	所在地	大津市におの浜〇番〇		
	景観構成要素	市街地景観地域		
	地区	東海道沿道地区		
	景観エリア・景観重点地区	商業地景観エリア		
	眺望景観保全地域・対岸眺望景観保全地域	大津都心眺望景観保全地域		
	用途地域	商業	容積率	400%
設計又は施行方法	行為の種類ごとの「計画書」の該当項目に記入			
行為の期間	着手予定年月日	2026年1月27日		
	完了予定年月日	2026年5月3日		
設計者の住所及び氏名	住所 〒520-▲▲▲▲▲ 大津市御陵町△ー△ 氏名 古都建設 近江次郎（電話番号 077-528-△△△△）			
工事施行者の住所及び氏名	住所 〒 氏名 同上（電話番号 ）			

備考 1 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
2 該当する□にレを記入してください。

(事前協議書 第2葉)

建築物の用途が共同住宅の場合は、カッコ書きで戸数を明示してください。

設 計 又 は 施 行 方 法	1	行 為 の 種 類	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更		
	2	用 途	共同住宅 (65 戸)		
	3	最 高 高 さ	19m		
	4	階 数	地上 6 階 地下 階		
	5	構 造	R C		
	6	敷 地 面 積	2,000 m ²		
	7	建 築 面 積	届出部分 850 m ²	既存部分 0 m ²	合 計 850 m ²
	8	延 べ 面 積	届出部分 3,200 m ²	既存部分 0 m ²	合 計 3,200 m ²
	9	屋外又は屋上に設置する建築設備の種類	給水施設・キュービクル		
	10	屋 根	仕上材	陸屋根 一部 スレート	(色彩見本貼付欄)
			色 彩	※5P3/1 (チャコールグレイ)	
	11	外 壁	仕上材	外壁パネル	(色彩見本貼付欄)
			色 彩	※2.5 Y 8.5/1.5 (アイボリー)	
仕上材			天然石	(色彩見本貼付欄)	
色 彩			※2.5 R 5.5/1 (ローズグレイ)		
12	緑 化 措 置 及 び 樹木等の保全措置	境界部に生垣 (ドウダンツツジ)、敷地内に高木植栽 (ハナミズキ等) 既存樹木、ヨシ等無し			
13	その他景観形成のため特に配慮した事項	パラペットによる屋上施設の遮蔽			

- 備考 1 ※印欄は、マンセル値を記入してください。
 2 緑化措置及び樹木等の保全措置には、敷地内の樹木の樹種、本数、既存の木竹又はヨシ等の有無及びその保全措置を記入してください。
 3 該当する□にレを記入してください。

様式第1号（第2条関係）

新規の場合は消してください。

（第1葉）

大津市景観計画区域内行為 ~~（行為変更）~~ 届出（通知）書（建築物の建築等）

令和7年12月1日

※市への届出年月日

（あて先）
大津市長

予定している具体的な年月日を記入してください。
届出年月日から着手予定日まで、30日以上が必要です。
「着手」とは、事実上工事にかかる時点をいい、準備行為は含みません。

届出者 住所 〒520-●●●● 大津市におの浜〇ー〇
（通知者）氏名 大津太郎
電話番号 077-528-〇〇〇〇
代理人 住所 〒520-▲▲▲▲ 大津市御陵町△ー△
氏名 古都建設 近江次郎
電話番号 077-528-△△△△

地番まで必ず記入してください。

大津市景観計画区域内における行為 ~~（行為変更）~~ について、次のとおり届出（通知）をします。

行 為 の 種 類	建 築 物 の 新 築			
行 為 の 場 所	所 在 地	大津市におの浜○番○		
	景観構成要素	市街地景観地域		
	地 区	東海道沿道地区		
	景 観 エ リ ア ・ 景観重点地区	商業地景観エリア		
	眺望景観保全地域・ 対岸眺望景観保全地域	大津都心眺望景観保全地域		
	用 途 地 域	商業	容 積 率	400 %
行 為 の 期 間	着 手 予 定 年 月 日	2026 年 1 月 27 日		
	完 了 予 定 年 月 日	2026 年 5 月 3 日		
設計者の住所及び氏名	住 所 〒520-▲▲▲▲▲ 大津市御陵町△－△ 氏 名 古都建設 近 江 次 郎 電話番号 077-528-△△△△			
工事施行者の住所及び氏名	住 所 〒 氏 名 同 上 電話番号			
行為変更の届出の場合は、 当 初 届 出 の 年 月 日 、 変更の内容及びその理由				

備考 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

建築物の用途が共同住宅の場合は、
カッコ書きで戸数を明示してください。

(第2葉)

設 計 又 は 施 行 方 法	1 行 為 の 種 類	☐ 新築 ☒ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更		
	2 用 途	共同住宅 (65 戸)		
	3 最 高 高 さ	18m 避雷針等を含みません。		
	4 階 数	地上 6 階 地下 階		
	5 構 造	R C		
	6 敷 地 面 積	2,000 m ²		
	7 建 築 面 積	届出部分 850 m ²	既存部分 0 m ²	合 計 850 m ²
	8 延 べ 面 積	届出部分 3,200 m ²	既存部分 0 m ²	合 計 3,200 m ²
	9 屋外又は屋上に設置 する建築設備の種類	給水施設・キュービクル		
	10 屋 根	仕上材	陸屋根 一部 スレート	(色彩見本貼付欄)
		色 彩	※5P3/1 (チャコールグレイ)	
	11 外 壁	仕上材	外壁パネル	(色彩見本貼付欄)
		色 彩	※2.5 Y 8.5/1.5 (アイボリー)	
仕上材		天然石	(色彩見本貼付欄)	
色 彩		※2.5 R 5.5/1 (ローズグレイ)		
12 緑 化 措 置 及 び 樹木等の保全措置	境界部に生垣 (ドウダンツツジ)、敷地内に高木植栽 (ハナミズキ等) 既存樹木、ヨシ等無し			
13 その他景観形成のため特に配慮した事項	パラペットによる屋上施設の遮蔽			

- 備考 1 この書類は、届出 (通知) 棟ごとに作成してください。
- 2 ※印欄は、マンセル値を記入してください。
- 3 緑化措置及び樹木等の保全措置には、敷地内の樹木の樹種、本数、既存の木竹又はヨシ等の有無及びその保全措置を記入してください。
- 4 該当する□にレを記入してください。

様式第8号（第4条関係）

（第1葉）

景観配慮事項届出書（建築物の建築等）

令和7年10月3日

（あて先）
大津市長

届出者 住 所 〒520-●●●●● 大津市におの浜〇ー〇
氏 名 大 津 太 郎
電話番号 077-528-〇〇〇〇
代理人 住 所 〒520-▲▲▲▲▲ 大津市御陵町△ー△
氏 名 古 都 建 設
氏 名 近 江 次 郎
電話番号 077-528-△△△△

大津市景観計画区域内における行為（行為変更）について、次のとおり届出をします。

行 為 の 場 所	所 在 地	大津市におの浜〇番〇
	景観構成要素	市街地景観地域
	地 区	東海道沿道地区
	景観エリア・ 景観重点地区	商業地景観エリア
	用 途 地 域	商業
	容 積 率	400%
眺望景観保全地域・ 対岸眺望景観保全地域	大津都心眺望景観保全地域	
重要眺望点・対岸重要眺望点 （計画地を眺望できるもの全て）	柳が崎（びわ湖大津館）、名神高速道路（大津 S.A.）	
建 築 物 の 概 要	行 為 の 種 類	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更
	建築物の用途	マンション
	最 高 高 さ	18m
	階 数	地上6階

景観の保全方針 （都市景観、自然景観、 眺望景観への配慮等）	周辺景観との調和をはかり、落ち着いた質の高い景観づくりに寄与する。 特に琵琶湖との景観的な調和に配慮する。
--------------------------------------	--

- 備考 1 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
2 該当する□にレを記入してください。

(第2葉)

近景・中景への配慮事項

項 目	内 容	工夫や配慮した事項
形 態 ・ 意 匠	周辺景観との調和	敷地内の積極的な緑化。
	屋 根 、 壁 面 、 開 口 部 等 の 意 匠	建築物の形態をシンプルにし、周辺の建築物とスカイラインを合わせた。
	屋 上 設 備	なるべくまとめて配置するとともに、パラペットにより、公共空間から遮蔽した。
	屋 上 工 作 物	屋上設備と同様に配慮した。
色 彩	周辺景観との調和	外観の色彩を落ち着いたものとした。
	屋 根 、 壁 面 、 開 口 部 等 の 色 彩	本体の色と同じ系統の色彩とした。
	屋上工作物等の色彩	背景となる空の色に馴染む灰色とするとともに、パラペットにより遮蔽した。
敷 地 内 に お け る 位 置	敷地内建築物等の配置	屋外の工作物等を一体的に配置した。
	敷地境界線及び 道路境界から後退距離	道路側の敷地境界線から5mセットバックし、緑化した。
素 材	周辺景観との調和、 耐 久 性 等	低層部には、自然石を用い、周辺景観との調和を図るとともに、耐久性を確保した。上層部は自然石と馴染む穏やかな色彩の外壁パネルとした。
敷地の緑化措置	周辺景観との調和、 緑化措置の方法等	道路との境界部には生垣と高木による緑化を施した。一年を通じて遮蔽できるよう、生垣は常緑のカナメモチとした。敷地内には高木をまとめて植栽し、周辺景観と馴染むよう、配慮した。
樹 木 等 の 保 全 措 置	既 存 樹 木 の 保全方法、移植等	樹幹 10m以上のクスノキは、当マンションのシンボルツリーとなるよう、建築物の配置を工夫することで、保存を図った。

(第3葉)

重要眺望点・ 対岸重要眺望点名	柳が崎（びわ湖大津館）、名神高速道路（大津 S.A.）
--------------------	-----------------------------

眺望景観への配慮事項（眺望景観保全地域内・対岸眺望景観保全地域内に限る。）

項 目	工夫や配慮した事項
建築物等の高さ	柳が崎から見た場合には、背景の山なみの稜線を阻害しないように、名神高速道路から見た場合には、琵琶湖の対岸の水際のラインを阻害しない高さとした。
建築物等の形態	建築物の形態をシンプルにし、周辺の建築物とスカイラインを合わせた。
建築物等の色彩	外観の色彩を落ち着いたものとした。
広告物の高さ	建築物の高さを超える広告物は掲載しないものとした。
広告物の意匠等	多色を避け、周辺の景観や建築物との調和に配慮した。
設 備	なるべくまとめて配置するとともに、屋上の設備はパラペットにより、公共空間から遮蔽した。 地上の設備については、周辺を生垣により遮蔽した。
そ の 他	ごみステーション、自転車置き場、駐車場等についても植栽による遮蔽を施した。

景観配慮事項届出書（北部湖岸地域における建築物の建築等）

令和7年10月3日

（あて先）
大津市長

届出者 住 所 〒520-●●●● 大津市荒川〇―〇
氏 名 大 津 太 郎
電話番号 077-528-〇〇〇〇
代理人 住 所 〒520-▲▲▲▲ 大津市御陵町△―△
氏 名 古 都 建 設
近 江 次 郎
電話番号 077-528-△△△△

大津市景観計画区域内における行為（行為変更）について、次のとおり届出をします。

行 為 の 場 所	所 在 地	大津市荒川〇番〇			
	景 観 構 成 要 素	田園集落景観地域			
	地 区	比良山麓丘陵地区			
	景 観 エ リ ア	緑地景観エリア			
	用 途 地 域	—			
	容 積 率	—			
眺 望 点 （計画地を中心に半径 5 Km 以内にあるもの）	☐ 北小松湖岸緑地 ☐ 北小松駅 ☐ 比良げんき村 ☒ 近江舞子水泳場 ☒ 近江舞子内湖 ☒ 近江舞子駅 ☒ 比良駅 ☒ 青柳浜水泳場 ☒ 松の浦水泳場 ☐ びわ湖バレイ駐車場 ☒ 志賀駅 ☐ 蓬萊駅 ☐ 和邇駅 ☐ 和邇浜水泳場 ☐ 小野妹子公園 ☐ 小野駅 ☐ その他（ ）				
建 築 物 の 概 要	行 為 の 種 類	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更			
	建 築 物 の 用 途	倉庫			
	最 高 高 さ	11m			
	階 数	地上2階			

景観の保全方針 （都市景観、自然景観、 眺望景観への配慮等）	周辺景観との調和をはかり、落ち着いた質の高い景観づくりに寄与する。 特に比良山系の山並みの景観との調和に配慮する。
--------------------------------------	--

備考 1 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
2 該当する□にレを記入し、「その他」の場合は具体的な内容を記載してください。

(第2葉)

近景・中景への配慮事項

項 目	内 容	工夫や配慮した事項
形 態 ・ 意 匠	周辺景観との調和	敷地内の積極的な緑化。
	屋 根 、 壁 面 、 開口部等の意匠	建築物の形態をシンプルにし、周辺の建築物とスカイラインを合わせた。
	屋 上 設 備	設備はなし
	屋 上 工 作 物	工作物はなし
色 彩	周辺景観との調和	外観の色彩を彩度の低い、落ち着いたものとした。
	屋 根 、 壁 面 、 開口部等の色彩	本体の色と同じ系統の色彩とした。
	屋上工作物等の色彩	工作物はなし
敷 地 内 に お け る 位 置	敷地内建築物等の配置	屋外の工作物等を一体的に配置した。
	敷地境界線及び 道路境界から後退距離	道路側の敷地境界線から5 mセットバックし、緑化した。
素 材	周辺景観との調和、 耐 久 性 等	周辺景観と馴染む穏やかな色彩の外壁パネルとした。 単調とならないよう、陰影のある素材を用いた。
敷地の緑化措置	周辺景観との調和、 緑化措置の方法等	道路との境界部には生垣と高木による緑化を施した。 一年を通じて遮蔽できるよう、生垣は常緑のカナメモチとした。敷地内には高木をまとめて植栽し、周辺景観と馴染むよう、配慮した。
樹 木 等 の 保 全 措 置	既 存 樹 木 の 保全方法、移植等	樹幹 10m以上のクスノキを、建築物の配置を工夫することで、保存を図った。

(第3葉)

眺望点	青柳浜水泳場
-----	--------

建築物の高さの基準評価

□前景（湖岸部）に樹林地がある場合	眺望点から建築物までの距離	m
	眺望点から樹林地までの距離	m
	建築物が樹冠から突出する見かけの高さ（a 1）	mm
	樹林の見かけの高さ（b 1）	mm
	$(a 1) \div (b 1) =$	/
	$(a 1) \div (b 1) \leq 1/3$	☐ 適 ☐ 否
☒ 前景に湖、背景に山並みがある場合	眺望点から建築物までの距離（c）	526 m
	眺望点から山稜までの距離（d）	3,730 m
	建築物が山並みを遮蔽する見かけの高さ（a 2）	7 mm
	山並みの見かけの高さ（b 2）	30 mm
	$(a 2) \div (b 2) =$	7/30
	☒ $(d) - (c) \leq 5,000$ の場合 $(a 2) \div (b 2) \leq 1/4$ ☐ $(d) - (c) \geq 5,000$ の場合 $(a 2) \div (b 2) \leq 1/2$	☒ 適 ☐ 否
□山腹等から背景に湖面を俯瞰する場合	眺望点から建築物までの距離	m
	眺望点から湖面までの距離	m
	眺望点から対岸までの距離	m
	建築物が湖面を遮蔽する見かけの高さ（a 3）	mm
	湖面の見かけの長さ（b 3）	mm
	$(a 3) \div (b 3) =$	/
	$(a 3) \div (b 3) \leq 1/3$	☐ 適 ☐ 否
□その他の場合		

眺望景観への配慮事項

項 目	工夫や配慮した事項
建築物の高さ	背後の山並みへの稜線を確保できる高さとした。
建築物の形態	建築物の形態をシンプルにし、周辺の建築物とスカイラインを合わせた。
建築物の色彩	外観の色彩を彩度の低い、落ち着いたものとした。
広告物の高さ	建築物の高さを超える広告物は掲載しないものとした。
広告物の意匠等	多色を避け、周辺の景観や建築物との調和に配慮した。
設 備	なるべくまとめて配置し、周辺を生垣により遮蔽した。
そ の 他	周辺景観でよく見られる樹種を植栽した。

- 備考 1 この書類は眺望点ごとに作成してください。
2 該当する□にレを記入してください。

(3) 様式

様式は、大津市のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/035/1303/g/keikan/kentikukaihatu/1390524143243.html>

大津市 景観法 様式

検索

■ 事前協議における必要書類

様式番号	書類名	頁
指導要綱 様式第1号 (指導要綱第2条関係)	大津市景観計画区域内行為事前協議書	(事前協議書 第1葉) P 52
		(事前協議書 第2葉) P 53
		(事前協議書(工作物の建設等) 第2葉) P 54
		(事前協議書(開発行為等) 第2葉) P 55
		(事前協議書(土地の形質変更等) 第2葉) P 56
		(事前協議書(木竹の伐採) 第2葉) P 57
		(事前協議書(屋外における堆積等) 第2葉) P 58
		(事前協議書(水面の埋立て又は干拓) 第2葉) P 59

■ 届出の必要資料

様式番号	書類名	頁
様式第1号 (第2条関係)	大津市景観計画区域内行為(行為変更)届出(通知)書 (建築物の建築等)	(第1葉) (第2葉) P 60
様式第2号 (第2条関係)	大津市景観計画区域内行為(行為変更)届出(通知)書 (工作物の建設等)	(第1葉) (第2葉) P 62
様式第3号 (第2条関係)	大津市景観計画区域内行為(行為変更)届出(通知)書 (開発行為等)	(第1葉) (第2葉) P 64
様式第4号 (第2条関係)	大津市景観計画区域内行為(行為変更)届出(通知)書 (土地の形質変更等)	(第1葉) (第2葉) P 66
様式第5号 (第2条関係)	大津市景観計画区域内行為(行為変更)届出(通知)書 (木竹の伐採)	(第1葉) (第2葉) P 68
様式第6号 (第2条関係)	大津市景観計画区域内行為(行為変更)届出(通知)書 (屋外における堆積等)	(第1葉) (第2葉) P 70
様式第7号 (第2条関係)	大津市景観計画区域内行為(行為変更)届出(通知)書 (水面の埋立て又は干拓)	(第1葉) (第2葉) P 72
様式第8号 (第4条関係)	景観配慮事項届出書(建築物の建築等)	(第1葉) (第2葉) (第3葉) P 74
様式第9号 (第4条関係)	景観配慮事項届出書 (北部湖岸地域における建築物の建築等)	(第1葉) (第2葉) (第3葉) P 77
様式第10号 (第4条関係)	景観配慮事項届出書(工作物の建設等)	(第1葉) (第2葉) (第3葉) P 80
様式第11号 (第4条関係)	景観配慮事項届出書 (北部湖岸地域における工作物の建設等)	(第1葉) (第2葉) (第3葉) P 83

大津市景観計画区域内行為事前協議書

年 月 日

（あて先）
大津市長

届出者 住 所 〒

氏 名
電話番号

代理人 住 所 〒

氏 名
電話番号

大津市景観計画区域内における行為について、大津市景観区域内における行為の事前協議に関する要綱第 2 条第 3 項の規定により次のとおり協議します。

行 為 の 種 類	☐ 建築物の（新築、増築、改築、移転、修繕、模様替、色彩の変更） ☐ 工作物の（新設、増築、改築、移転、修繕、模様替、色彩の変更） ☐ 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為 ☐ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ☐ 木竹の伐採 ☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ☐ 水面の埋立て又は干拓		
行 為 の 場 所	所 在 地	大津市	
	景 観 構 成 要 素		
	地 区		
	景 観 エ リ ア ・ 景 観 重 点 地 区		
	眺望景観保全地域・ 対岸眺望景観保全地域		
	用 途 地 域		容 積 率
設 計 又 は 施 行 方 法	行為の種類ごとの「計画書」の該当項目に記入		
行 為 の 期 間	着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	
	完 了 予 定 年 月 日	年 月 日	
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名	住 所 〒 氏 名 (電話番号)		
工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名	住 所 〒 氏 名 (電話番号)		

備考 1 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
2 該当する□にレを記入してください。

(事前協議書 第2葉)

設 計 又 は 施 行 方 法	1 行 為 の 種 類		☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更					
	2 用 途							
	3 最 高 高 さ							
	4 階 数		地上 階 地下 階					
	5 構 造							
	6 敷 地 面 積		m ²					
	7 建 築 面 積		届出部分	m ²	既存部分	m ²	合 計	m ²
	8 延 べ 面 積		届出部分	m ²	既存部分	m ²	合 計	m ²
	9 屋外又は屋上に設置する 建築設備の種類							
	10 屋 根	仕上材			(色彩見本貼付欄)			
		色 彩	※					
	11 外 壁	仕上材			(色彩見本貼付欄)			
		色 彩	※					
仕上材				(色彩見本貼付欄)				
色 彩		※						
12 緑化措置及び 樹木等の保全措置								
13 その他景観形成の ため特に配慮した事項								

- 備考 1 この書類は、届出（通知）棟ごとに作成してください。
- 2 ※印欄は、マンセル値を記入してください。
- 3 緑化措置及び樹木等の保全措置には、敷地内の樹木の樹種、本数、既存の木竹又はヨシ等の有無及びその保全措置を記入してください。
- 4 該当する□にレを記入してください。

(事前協議書 (工作物の建設等) 第2葉)

設計 又 は 施 行 方 法	1 行 為 の 種 類		☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更					
	2 用 途							
	3 最 高 高 さ							
	4 構 造							
	5 敷 地 面 積		m ²					
	6 築 造 面 積		届出部分	m ²	既存部分	m ²	合 計	m ²
	7 長 さ		届出部分	m	既存部分	m	合 計	m
	8 工作物	仕上材			(色彩見本貼付欄)			
		色 彩	※					
		仕上材			(色彩見本貼付欄)			
色 彩		※						
9 緑化措置及び 樹木等の保全措置								
10 その他景観形成のため 特に配慮した事項								

- 備考
- 1 この書類は、届出（通知）棟ごとに作成してください。
 - 2 ※印欄は、マンセル値を記入してください。
 - 3 緑化措置及び樹木等の保全措置には、敷地内の樹木の樹種、本数、既存の木竹又はヨシ等の有無及びその保全措置を記入してください。
 - 4 該当する□にレを記入してください。

(事前協議書(開発行為等) 第2葉)

設計又は施行方法	1 区域面積							m ²	
	2 開発目的								
	3 行為地の現況								
	4 隣接地の現況								
	5 生ずる土地高低差の有無	☐ 有 ☐ 無							
	6 生ずる土地高低差最高値等	切土部 最高値	m	盛土部 最高値	m	勾配	／		
	7 土地高低差処理の方法								
	8 木竹の有無	☐ 有 ☐ 無							
	9 木竹の処理方法								
	10 その他								

- 備考
- 1 行為地の現況は、詳細に記載してください。
 - 2 隣接地の現況は、詳細に記載してください。
 - 3 土地高低差処理の方法は、具体的に記載してください。(例 種子吹付け、石積等)
 - 4 木竹の処理方法は、植樹方法等を具体的に記載してください。

設計又は は 施 行 方 法	1 敷 地 面 積		m ²
	2 行 為 地 の 現 況		
	3 行 為 面 積	土地の全体	m ²
		切 土	m ²
		盛 土	m ²
		採取面積 (土石の採取の場合に限る。)	m ²
	4 移 動 土 量 (採取物の種類・採取量)	切 土	m ³
		盛 土	m ³
		採取物の種類 (土石の採取の場合に限る。)	
		採取量 (土石の採取の場合に限る。) t	m ³
	5 行 為 後 の 敷 地 の 処 理		
	6 法 面 の 最 高 高 さ 及 び 法 面 処 理 方 法		
	7 行 為 地 の 土 地 利 用 目 的		
	8 隣 接 地 の 現 況		
	9 残 土 処 理 方 法		
	10 緑 化 措 置 及 び 樹 木 等 の 保 全 措 置		
	11 その他景観形成のため 特 に 配 慮 し た 事 項		

- 備考
- 1 行為地の現況及び隣接地の現況は、詳細に記載してください。
 - 2 土地形質変更後の敷地の処理については、裸地、砂利舗装、埋戻し等と具体的に記載してください。
 - 3 法面処理方法については芝付け、石積、擁壁等と具体的に記載してください。
 - 4 行為地の土地利用目的は、宅地利用、観光利用、道路利用等と記載してください。
 - 5 残土処理方法は、残土処理地を具体的に記載してください。
 - 6 緑化措置及び樹木等の保全措置には、敷地内の樹木の樹種、本数、既存の木竹又はヨシ等の有無及びその保全措置を記入してください。

(事前協議書 (木竹の伐採) 第2葉)

森林地内の伐採

設計又は 施行方法	1 林 相	(ア) 針葉樹林 (イ) 広葉樹林 (ウ) 針広混交林 (針) (広) (エ) 竹 林	4 伐採区分 面 積	m ²
	2 林 齢 又は 林 齢 範 囲		5 伐 採 量	m ³
	3 隣接地の 現 況		6 伐採方法	(ア) 皆伐 (イ) 択伐 (択伐率 %)
			7 伐採跡地の 処理方法	

森林地外の伐採(集団をなす立木竹の場合)

設計又は 施行方法	1 伐採区域 面 積	m ²	4 伐採方法	(ア) 皆伐 (イ) 択伐 (択伐率 %)
	2 伐 採 量	本		
	3 隣接地の 現 況		5 伐採主要 樹 種	
			6 伐採跡地の 処理方法	

森林以外の伐採(独立木の場合)

設計又は 施行方法	1 樹 種 名	
	2 樹 齢	約 年
	3 樹 高	約 m
	4 目通幹まわり	
	5 数 量	

設計又は 施行方法	緑 化 措 置 及 び 樹 木 等 の 保 全 措 置	
	その他景観形成のため 特 に 配 慮 し た 事 項	

- 備考
- 1 林相が針広混交林の場合は、針葉樹林、広葉樹林の比率を記入してください。
 - 2 隣接地の現況は、詳細に記載してください。
 - 3 伐採跡地の処理方法は、植樹方法を具体的に記載してください。
 - 4 目通幹まわりとは、地上高1.5mの幹周長をいいます。
 - 5 森林地とは、一般に山林をいいます。
 - 6 緑化措置及び樹木等の保全措置には、敷地内の樹木の樹種、本数、既存の木竹又はヨシ等の有無及びその保全措置を記入してください。

(事前協議書 (屋外における堆積等) 第2葉)

設 計 又 は 施 行 方 法	1 敷 地 面 積		
	2 敷 地 の 選 定 理 由		
	3 堆 積 物 の 種 類		
	4 堆 積 面 積	m ²	
	5 堆 積 の 最 高 高 さ	m	
	6 堆積する土地の外周線の敷地境界線からの距離	(最短部) m	
	7 堆 積 期 間 (貯 蔵 期 間)	年 月 日 から 年 月 日まで	
	8 跡 地 の 整 理 計 画	跡 地 の 整理期間	年 月 日 から 年 月 日まで
		跡 地 の 整理方法	
	9 隣 接 地 の 現 況		
	10 緑 化 措 置 及 び 樹 木 等 の 保 全 措 置		
11 その他景観形成のため 特に配慮した事項			

- 備考
- 1 堆積物の種類は、その具体的な名称を記載してください。
 - 2 跡地の整理方法は、詳細に記載してください。分かりにくい場合は、平面図等を添付してください。
 - 3 隣接地の現況は、詳細に記載してください。
 - 4 緑化措置及び樹木等の保全措置には、敷地内の樹木の樹種、本数、既存の木材又はヨシ等の有無及びその保全措置を記入してください。

(事前協議書(水面の埋立て又は干拓) 第2葉)

設計又は施行方法	1 水面の種類及び水面面積	m ²
	2 埋立干拓面積	m ²
	3 埋立土量	m ³
	4 隣接地の現況	
	5 工事の方法	
	6 跡地の利用目的	
	7 護岸の高さ	
	8 護岸の措置	
	9 緑化措置及び樹木等の保全措置	
	10 その他景観形成のため特に配慮した事項	

- 備考 1 水面の種類については、湖、河川、池、沼等と記載してください。
- 2 隣接地の現況については、詳細に記載してください。分かりにくい場合は、写真を添付してください。
- 3 工事の方法については、具体的に記載してください。
- 4 跡地の利用目的については、宅地利用、観光利用、工場敷地等と記載してください。
- 5 護岸の措置欄には、護岸の構造及び形態を記入してください。(例 間知石張り階段状護岸、石張りによる緩勾配護岸等)
- 6 緑化措置及び樹木等の保全措置には、敷地内の樹木の樹種、本数、既存の木竹又はヨシ等の有無及びその保全措置を記入してください。

大津市景観計画区域内行為（行為変更）届出（通知）書（建築物の建築等）

年 月 日

（あて先）
大津市長届出者 住 所 〒
（通知者）氏 名
電話番号
代理人 住 所 〒
氏 名
電話番号

大津市景観計画区域内における行為（行為変更）について、次のとおり届出（通知）をします。

行 為 の 種 類				
行 為 の 場 所	所 在 地	大津市		
	景観構成要素			
	地 区			
	景 観 エ リ ア ・ 景観重点地区			
	眺望景観保全地域・ 対岸眺望景観保全地域			
	用 途 地 域		容 積 率	%
行 為 の 期 間	着 手 予 定 年 月 日	年 月 日		
	完 了 予 定 年 月 日	年 月 日		
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名	住 所 〒 氏 名 電話番号			
工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名	住 所 〒 氏 名 電話番号			
行為変更の届出の場合は、 当 初 届 出 の 年 月 日 、 変 更 の 内 容 及 び そ の 理 由				

備考 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

(第2葉)

設 計 又 は 施 行 方 法	1 行 為 の 種 類	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更					
	2 用 途						
	3 最 高 高 さ						
	4 階 数	地上 階 地下 階					
	5 構 造						
	6 敷 地 面 積	㎡					
	7 建 築 面 積	届出部分	㎡	既存部分	㎡	合 計	㎡
	8 延 べ 面 積	届出部分	㎡	既存部分	㎡	合 計	㎡
	9 屋外又は屋上に設置 する建築設備の種類						
	10 屋 根	仕上材			(色彩見本貼付欄)		
		色 彩	※				
	11 外 壁	仕上材			(色彩見本貼付欄)		
		色 彩	※				
仕上材				(色彩見本貼付欄)			
色 彩		※					
12 緑 化 措 置 及 び 樹木等の保全措置							
13 その他景観形成のため 特に配慮した事項							

- 備考 1 この書類は、届出（通知）棟ごとに作成してください。
- 2 ※印欄は、マンセル値を記入してください。
- 3 緑化措置及び樹木等の保全措置には、敷地内の樹木の樹種、本数、既存の木竹又はヨシ等の有無及びその保全措置を記入してください。
- 4 該当する□にレを記入してください。

大津市景観計画区域内行為（行為変更）届出（通知）書（工作物の建設等）

年 月 日

（あて先）
大津市長届出者 住 所 〒
（通知者）氏 名
電話番号

代理人 住 所 〒

氏 名
電話番号

大津市景観計画区域内における行為（行為変更）について、次のとおり届出（通知）をします。

行 為 の 種 類				
行 為 の 場 所	所 在 地	大津市		
	景観構成要素			
	地 区			
	景観エリア・ 景観重点地区			
	眺望景観保全地域・ 対岸眺望景観保全地域			
	用 途 地 域		容 積 率	%
行 為 の 期 間	着 手 予 定 年 月 日	年 月 日		
	完 了 予 定 年 月 日	年 月 日		
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名	住 所 〒 氏 名 電話番号			
工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名	住 所 〒 氏 名 電話番号			
行為変更の届出の場合は、 当 初 届 出 の 年 月 日、 変更の内容及びその理由				

備考 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

(第2葉)

設 計 又 は 施 行 方 法	1 行 為 の 種 類		☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更					
	2 用 途							
	3 最 高 高 さ							
	4 構 造							
	5 敷 地 面 積		㎡					
	6 築 造 面 積		届出部分	㎡	既存部分	㎡	合 計	㎡
	7 長 さ		届出部分	m	既存部分	m	合 計	m
	8 工 作 物	仕上材			(色彩見本貼付欄)			
		色 彩	※					
		仕上材			(色彩見本貼付欄)			
色 彩		※						
9 緑 化 措 置 及 び 樹木等の保全措置								
10 その他景観形成のため特に配慮した事項								

- 備考
- 1 この書類は、届出（通知）工作物ごとに作成してください。
 - 2 ※印欄は、マンセル値を記入してください。
 - 3 緑化措置及び樹木等の保全措置には、敷地内の樹木の樹種、本数、既存の木竹又はヨシ等の有無及びその保全措置を記入してください。
 - 4 該当する□にレを記入してください。

大津市景観計画区域内行為（行為変更）届出（通知）書（開発行為等）

年 月 日

（あて先）
大津市長届出者 住 所 〒
（通知者）

氏 名

電話番号

代理人 住 所 〒

氏 名

電話番号

大津市景観計画区域内における行為（行為変更）について、次のとおり届出（通知）をします。

行 為 の 種 類				
行 為 の 場 所	所 在 地	大津市		
	景観構成要素			
	地 区			
	景観エリア・ 景観重点地区			
	用 途 地 域		容 積 率	%
行 為 の 期 間	着 手 予 定 年 月 日	年 月 日		
	完 了 予 定 年 月 日	年 月 日		
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名	住 所 〒 氏 名 電話番号			
工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名	住 所 〒 氏 名 電話番号			
行為変更の届出の場合は、 当 初 届 出 の 年 月 日、 変更の内容及びその理由				

備考 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

(第2葉)

設計 又は 施行 方法	1 区域面積							m ²	
	2 開発目的								
	3 行為地の現況								
	4 隣接地の現況								
	5 生ずる土地 高低差の有無	☐ 有 ☐ 無							
	6 生ずる土地 高低差最高値等	切土部 最高値	m	盛土部 最高値	m	勾配	／		
	7 土地高低差 処理の方法								
	8 木竹の有無	☐ 有 ☐ 無							
	9 木竹の処理方法								
	10 その他								

- 備考
- 1 行為地の現況は、詳細に記載してください。
 - 2 隣接地の現況は、詳細に記載してください。
 - 3 土地高低差処理の方法は、具体的に記載してください。(例 種子吹付け、石積等)
 - 4 木竹の処理方法は、植樹方法等を具体的に記載してください。

大津市景観計画区域内行為（行為変更）届出（通知）書（土地の形質変更等）

年 月 日

（あて先）
大津市長届出者 住 所 〒
（通知者）
氏 名
電話番号
代理人 住 所 〒
氏 名
電話番号

大津市景観計画区域内における行為（行為変更）について、次のとおり届出（通知）をします。

行 為 の 種 類				
行 為 の 場 所	所 在 地	大津市		
	景観構成要素			
	地 区			
	景観エリア・ 景観重点地区			
	用 途 地 域		容 積 率	%
行 為 の 期 間	着 手 予 定 年 月 日	年 月 日		
	完 了 予 定 年 月 日	年 月 日		
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名	住 所 〒 氏 名 電話番号			
工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名	住 所 〒 氏 名 電話番号			
行為変更の届出の場合は、 当 初 届 出 の 年 月 日、 変 更 の 内 容 及 び そ の 理 由				

備考 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

(第2葉)

設計又は 施行方法	1 敷地面積	m ²
	2 行為地の現況	
	3 行為面積	土地の全体 m ²
		切土 m ²
		盛土 m ²
		採取面積（土石の採取の場合に限る。） m ²
	4 移動土量 （採取物の種類・採取量）	切土 m ³
		盛土 m ³
		採取物の種類（土石の採取の場合に限る。） m ³
		採取量（土石の採取の場合に限る。） t m ³
	5 行為後の敷地の処理	
	6 法面の最高高さ 及び法面処理方法	
	7 行為地の土地利用目的	
	8 隣接地の現況	
	9 残土処理方法	
	10 緑化措置及び 樹木等の保全措置	
	11 その他景観形成のため 特に配慮した事項	

- 備考
- 1 行為地の現況及び隣接地の現況は、詳細に記載してください。
 - 2 土地形質変更後の敷地の処理については、裸地、砂利舗装、埋戻し等と具体的に記載してください。
 - 3 法面処理方法については芝付け、石積、擁壁等と具体的に記載してください。
 - 4 行為地の土地利用目的は、宅地利用、観光利用、道路利用等と記載してください。
 - 5 残土処理方法は、残土処理地を具体的に記載してください。
 - 6 緑化措置及び樹木等の保全措置には、敷地内の樹木の樹種、本数、既存の木竹又はヨシ等の有無及びその保全措置を記入してください。

大津市景観計画区域内行為（行為変更）届出（通知）書（木竹の伐採）

年 月 日

（あて先）
大津市長

届出者 住 所 〒
 （通知者）氏 名
 電話番号
 代理人 住 所 〒
 氏 名
 電話番号

大津市景観計画区域内における行為（行為変更）について、次のとおり届出（通知）をします。

行 為 の 種 類				
行 為 の 場 所	所 在 地	大津市		
	景観構成要素			
	地 区			
	景観エリア・ 景観重点地区			
	用 途 地 域		容 積 率	%
行 為 の 期 間	着 手 予 定 年 月 日	年 月 日		
	完 了 予 定 年 月 日	年 月 日		
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名	住 所 〒 氏 名 電話番号			
工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名	住 所 〒 氏 名 電話番号			
行為変更の届出の場合は、 当 初 届 出 の 年 月 日、 変 更 の 内 容 及 び そ の 理 由				

備考 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

(第2葉)

森林地内の伐採

設計又は 施行方法	1 林 相	(ア) 針葉樹林 (イ) 広葉樹林 (ウ) 針広混交林 (針) (広) (エ) 竹 林	4 伐採区分 面 積	m ²
	2 林 齢 又は 林齢範囲		5 伐 採 量	m ³
	3 隣接地の 現 況		6 伐採方法	(ア) 皆伐 (イ) 択伐 (択伐率 %)
			7 伐採跡地の 処理方法	

森林地外の伐採(集団をなす立木竹の場合)

設計又は 施行方法	1 伐採区域 面 積	m ²	4 伐採方法	(ア) 皆伐 (イ) 択伐 (択伐率 %)
	2 伐 採 量	本		
	3 隣接地の 現 況		5 伐採主要 樹 種	
			6 伐採跡地の 処理方法	

森林以外の伐採(独立木の場合)

設計又は 施行方法	1 樹 種 名	
	2 樹 齢	約 年
	3 樹 高	約 m
	4 目通幹まわり	
	5 数 量	

設計又は 施行方法	緑 化 措 置 及 び 樹 木 等 の 保 全 措 置	
	その他景観形成のため 特に配慮した事項	

- 備考 1 林相が針広混交林の場合は、針葉樹林、広葉樹林の比率を記入してください。
- 2 隣接地の現況は、詳細に記載してください。
- 3 伐採跡地の処理方法は、植樹方法を具体的に記載してください。
- 4 目通幹まわりとは、地上高1.5mの幹周長をいいます。
- 5 森林地とは、一般に山林をいいます。
- 6 緑化措置及び樹木等の保全措置には、敷地内の樹木の樹種、本数、既存の木竹又はヨシ等の有無及びその保全措置を記入してください。

大津市景観計画区域内行為（行為変更）届出（通知）書（屋外における堆積等）

年 月 日

（あて先）
大津市長

届出者 住 所 〒
 （通知者）氏 名
 電話番号
 代理人 住 所 〒
 氏 名
 電話番号

大津市景観計画区域内における行為（行為変更）について、次のとおり届出（通知）をします。

行 為 の 種 類				
行 為 の 場 所	所 在 地	大津市		
	景観構成要素			
	地 区			
	景観エリア・ 景観重点地区			
	用 途 地 域		容 積 率	%
行 為 の 期 間	着 手 予 定 年 月 日	年 月 日		
	完 了 予 定 年 月 日	年 月 日		
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名	住 所 〒 氏 名 電話番号			
工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名	住 所 〒 氏 名 電話番号			
行為変更の届出の場合は、 当初届出の年月日、変更の 内 容 及 び そ の 理 由				

備考 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

(第2葉)

設 計 又 は 施 行 方 法	1 敷 地 面 積		
	2 敷 地 の 選 定 理 由		
	3 堆 積 物 の 種 類		
	4 堆 積 面 積	m ²	
	5 堆 積 の 最 高 高 さ	m	
	6 堆積する土地の外周線の敷地境界線からの距離	(最短部) m	
	7 堆 積 期 間 (貯蔵期間)	年 月 日 から 年 月 日まで	
	8 跡 地 の 整 理 計 画	跡 地 の 整理期間	年 月 日 から 年 月 日
		跡 地 の 整理方法	
	9 隣 接 地 の 現 況		
	10 緑 化 措 置 及 び 樹 木 等 の 保 全 措 置		
11 その他景観形成のため 特に配慮した事項			

- 備考
- 1 堆積物の種類は、その具体的な名称を記載してください。
 - 2 跡地の整理方法は、詳細に記載してください。分かりにくい場合は、平面図等を添付してください。
 - 3 隣接地の現況は、詳細に記載してください。
 - 4 緑化措置及び樹木等の保全措置には、敷地内の樹木の樹種、本数、既存の木材又はヨシ等の有無及びその保全措置を記入してください。

大津市景観計画区域内行為（行為変更）届出（通知）書（水面の埋立て又は干拓）

年 月 日

（あて先）
大津市長届出者 住 所 〒
（通知者）氏 名
電話番号

代理人 住 所 〒

氏 名
電話番号

大津市景観計画区域内における行為（行為変更）について、次のとおり届出（通知）をします。

行 為 の 種 類				
行 為 の 場 所	所 在 地	大津市		
	景観構成要素			
	地 区			
	景観エリア・ 景観重点地区			
	用 途 地 域		容 積 率	%
行 為 の 期 間	着 手 予 定 年 月 日	年 月 日		
	完 了 予 定 年 月 日	年 月 日		
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名	住 所 〒 氏 名 電話番号			
工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名	住 所 〒 氏 名 電話番号			
行為変更の届出の場合は、 当初届出の年月日、変更の 内 容 及 び そ の 理 由				

備考 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

(第2葉)

設計 又は 施行 方法	1 水面の種類 及び水面面積	m ²
	2 埋立干拓面積	m ²
	3 埋立土量	m ³
	4 隣接地の現況	
	5 工事の方法	
	6 跡地の利用目的	
	7 護岸の高さ	
	8 護岸の措置	
	9 緑化措置及び 樹木等の保全措置	
	10 その他景観形成のため 特に配慮した事項	

- 備考 1 水面の種類については、湖、河川、池、沼等と記載してください。
- 2 隣接地の現況については、詳細に記載してください。分かりにくい場合は、写真を添付してください。
- 3 工事の方法については、具体的に記載してください。
- 4 跡地の利用目的については、宅地利用、観光利用、工場敷地等と記載してください。
- 5 護岸の措置欄には、護岸の構造及び形態を記入してください。(例 間知石張り階段状護岸、石張りによる緩勾配護岸等)
- 6 緑化措置及び樹木等の保全措置には、敷地内の樹木の樹種、本数、既存の木竹又はヨシ等の有無及びその保全措置を記入してください。

景観配慮事項届出書（建築物の建築等）

年 月 日

（あて先）
大津市長

届出者 住 所 〒

氏 名
電話番号
代理人 住 所 〒氏 名
電話番号

大津市景観計画区域内における行為（行為変更）について、次のとおり届出をします。

行 為 の 場 所	所 在 地	大津市			
	景観構成要素				
	地 区				
	景観エリア・ 景観重点地区				
	用 途 地 域				
	容 積 率				
眺望景観保全地域・ 対岸眺望景観保全地域					
重要眺望点・対岸重要眺望点 （計画地を眺望できるもの全て）					
建 築 物 の 概 要	行 為 の 種 類	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更			
	建築物の用途				
	最 高 高 さ				
	階 数				

景観の保全方針 （都市景観、自然景観、 眺望景観への配慮等）	
--------------------------------------	--

備考 1 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
2 該当する□にレを記入してください。

(第2葉)

近景・中景への配慮事項

項 目	内 容	工夫や配慮した事項
形態・意匠	周辺景観との調和	
	屋根、壁面、開口部等の意匠	
	屋上設備	
	屋上工作物	
色 彩	周辺景観との調和	
	屋根、壁面、開口部等の色彩	
	屋上工作物等の色彩	
敷地内における位置	敷地内建築物等の配置	
	敷地境界線及び道路境界から後退距離	
素 材	周辺景観との調和、耐久性等	
敷地の緑化措置	周辺景観との調和、緑化措置の方法等	
樹木等の保全措置	既存樹木の保全方法、移植等	

(第3葉)

重要眺望点/ 対岸重要眺望名	
-------------------	--

眺望景観への配慮事項（眺望景観保全地域・対岸重要眺望地域内に限る。）

項 目	工夫や配慮した事項
建築物等の高さ	
建築物等の形態	
建築物等の色彩	
広告物の高さ	
広告物の意匠等	
設 備	
そ の 他	

様式第9号（第4条関係）

（第1葉）

景観配慮事項届出書（北部湖岸地域における建築物の建築等）

年 月 日

（あて先）
大津市長

届出者 住 所 〒

氏 名
電話番号

代理人 住 所 〒

氏 名
電話番号

大津市景観計画区域内における行為（行為変更）について、次のとおり届出をします。

行 為 の 場 所	所 在 地	大津市			
	景観構成要素				
	地 区				
	景 観 エ リ ア				
	用 途 地 域				
	容 積 率				
眺 望 点 (計画地を中心に半径5 Km 以内にあるもの)	☐ 北小松湖岸緑地 ☐ 北小松駅 ☐ 比良げんき村 ☐ 近江舞子水泳場 ☐ 近江舞子内湖 ☐ 近江舞子駅 ☐ 比良駅 ☐ 青柳浜水泳場 ☐ 松の浦水泳場 ☐ びわ湖バレイ駐車場 ☐ 志賀駅 ☐ 蓬萊駅 ☐ 和邇駅 ☐ 和邇浜水泳場 ☐ 小野妹子公園 ☐ 小野駅 ☐ その他 ()				
建 築 物 の 概 要	行 為 の 種 類	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更			
	建築物の用途				
	最 高 高 さ				
	階 数				
景観の保全方針 (都市景観、自然景観、 眺望景観への配慮等)					

- 備考 1 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
2 該当する□にレを記入し、「その他」の場合は具体的な内容を記載してください。

(第2葉)

近景・中景への配慮事項

項 目	内 容	工夫や配慮した事項
形 態 ・ 意 匠	周辺景観との調和	
	屋 根 、 壁 面 、 開 口 部 等 の 意 匠	
	屋 上 設 備	
	屋 上 工 作 物	
色 彩	周辺景観との調和	
	屋 根 、 壁 面 、 開 口 部 等 の 色 彩	
	屋上工作物等の色彩	
敷 地 内 に お け る 位 置	敷地内建築物等の配置	
	敷地境界線及び 道路境界から後退距離	
素 材	周辺景観との調和、 耐 久 性 等	
敷地の緑化措置	周辺景観との調和、 緑化措置の方法等	
樹 木 等 の 保 全 措 置	既 存 樹 木 の 保全方法、移植等	

(第3葉)

眺望点	
-----	--

建築物の高さの基準評価

□前景（湖岸部）に樹林地がある場合	眺望点から建築物までの距離	m
	眺望点から樹林地までの距離	m
	建築物が樹冠から突出する見かけの高さ（a 1）	mm
	樹林の見かけの高さ（b 1）	mm
	$(a 1) \div (b 1) =$	/
	$(a 1) \div (b 1) \leq 1/3$	☐ 適 ☐ 否
□前景に湖、背景に山並みがある場合	眺望点から建築物までの距離（c）	m
	眺望点から山稜までの距離（d）	m
	建築物が山並みを遮蔽する見かけの高さ（a 2）	mm
	山並みの見かけの高さ（b 2）	mm
	$(a 2) \div (b 2) =$	/
	☐ $(d) - (c) \leq 5,000$ の場合 $(a 2) \div (b 2) \leq 1/4$ ☐ $(d) - (c) \geq 5,000$ の場合 $(a 2) \div (b 2) \leq 1/2$	☐ 適 ☐ 否
□山腹等から背景に湖面を俯瞰する場合	眺望点から建築物までの距離	m
	眺望点から湖面までの距離	m
	眺望点から対岸までの距離	m
	建築物が湖面を遮蔽する見かけの高さ（a 3）	mm
	湖面の見かけの長さ（b 3）	mm
	$(a 3) \div (b 3) =$	/
□その他の場合	$(a 3) \div (b 3) \leq 1/3$	☐ 適 ☐ 否

眺望景観への配慮事項

項 目	工夫や配慮した事項
建築物の高さ	
建築物の形態	
建築物の色彩	
広告物の高さ	
広告物の意匠等	
設 備	
そ の 他	

- 備考 1 この書類は眺望点ごとに作成してください。
 2 該当する□にレを記入してください。

景観配慮事項届出書（工作物の建設等）

年 月 日

（あて先）

大津市長

届出者 住 所 〒

氏 名
電話番号

代理人 住 所 〒

氏 名
電話番号

大津市景観計画区域内における行為（行為変更）について、次のとおり届出をします。

行 為 の 場 所	所 在 地	大津市			
	景観構成要素				
	地 区				
	景観エリア・ 景観重点地区				
	用 途 地 域				
	容 積 率				
眺望景観保全地域・ 対岸眺望景観保全地域					
重要眺望点・対岸重要眺望点 （計画地を眺望できるもの全て）					
工作物の概要	行 為 の 種 類	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更			
	工 作 物 種 別				
	最 高 高 さ				

景観の保全方針 （都市景観、自然景観、 眺望景観への配慮等）	
--------------------------------------	--

備考 1 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
2 該当する□にレを記入してください。

(第2葉)

近景・中景への配慮事項

項目	工夫や配慮した事項
形態・意匠	
色 彩	
敷地内における位置	
素 材	
敷地の緑化措置	
樹木等の保全措置	

(第3葉)

重要眺望点/ 対岸重要眺望点名	
--------------------	--

眺望景観への配慮事項（眺望景観保全地域内・対岸眺望景観保全地域内に限る。）

項 目	工夫や配慮した事項
工作物等の高さ	
工作物等の形態	
工作物等の色彩	
広告物の高さ	
広告物の意匠等	
設 備	
そ の 他	

様式第11号（第4条関係）

（第1葉）

景観配慮事項届出書（北部湖岸地域における工作物の建設等）

年 月 日

（あて先）

大津市長

届出者 住 所 〒

氏 名

電話番号

代理人 住 所 〒

氏 名

電話番号

大津市景観計画区域内における行為（行為変更）について、次のとおり届出をします。

行為の場所	所 在 地	大津市	
	景観構成要素		
	地 区		
	景 観 エ リ ア		
	用 途 地 域		
	容 積 率		
眺望点 (計画地を中心に半径5Km以内にあるもの)	☐ 北小松湖岸緑地 ☐ 北小松駅 ☐ 比良げんき村 ☐ 近江舞子水泳場 ☐ 近江舞子内湖 ☐ 近江舞子駅 ☐ 比良駅 ☐ 青柳浜水泳場 ☐ 松の浦水泳場 ☐ びわ湖バレイ駐車場 ☐ 志賀駅 ☐ 蓬莱駅 ☐ 和邇駅 ☐ 和邇浜水泳場 ☐ 小野妹子公園 ☐ 小野駅 ☐ その他（ ）		
工作物の概要	行為の種類	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更	
	工作物種別		
	最高高さ		

景観の保全方針 (都市景観、自然景観、眺望景観への配慮等)	
----------------------------------	--

- 備考 1 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
2 該当する□にレを記入してください。

(第2葉)

近景・中景への配慮事項

項目	工夫や配慮した事項
形態・意匠	
色 彩	
敷地内における位置	
素 材	
敷地の緑化措置	
樹木等の保全措置	

(第3葉)

眺望点	
-----	--

工作物の高さの基準評価

□前景（湖岸部）に樹林地がある場合	眺望点から工作物までの距離	m
	眺望点から樹林地までの距離	m
	工作物が樹冠から突出する見かけの高さ（a 1）	mm
	樹林の見かけの高さ（b 1）	mm
	$(a 1) \div (b 1) =$	/
	$(a 1) \div (b 1) \leq 1/3$	☐ 適 ☐ 否
□前景に湖、背景に山並みがある場合	眺望点から工作物までの距離（c）	m
	眺望点から山稜までの距離（d）	m
	工作物が山並みを遮蔽する見かけの高さ（a 2）	mm
	山並みの見かけの高さ（b 2）	mm
	$(a 2) \div (b 2) =$	/
	☐ (d) - (c) ≤ 5,000の場合 $(a 2) \div (b 2) \leq 1/4$ ☐ (d) - (c) ≥ 5,000の場合 $(a 2) \div (b 2) \leq 1/2$	☐ 適 ☐ 否
□山腹等から背景に湖面を俯瞰する場合	眺望点から工作物までの距離	m
	眺望点から湖面までの距離	m
	眺望点から対岸までの距離	m
	工作物が湖面を遮蔽する見かけの高さ（a 3）	mm
	湖面の見かけの長さ（b 3）	mm
	$(a 3) \div (b 3) =$	/
□その他の場合	$(a 3) \div (b 3) \leq 1/3$	☐ 適 ☐ 否

眺望景観への配慮事項

項 目	工夫や配慮した事項
工作物の高さ	
工作物の形態	
工作物の色彩	
広告物の高さ	
広告物の意匠等	
設 備	
そ の 他	

- 備考 1 この書類は眺望点ごとに作成してください。
2 該当する□にレを記入してください。

2. 参考資料

景観法

(平成十六年六月十八日法律第百十号)

最終改正：令和五年六月一六日

法律第五八号

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 景観計画及びこれに基づく措置

第一節 景観計画の策定等（第八条―第十五条）

第二節 行為の規制等（第十六条―第十八条）

第三節 景観重要建造物等

第一款 景観重要建造物の指定等（第十九条―第二十七条）

第二款 景観重要樹木の指定等（第二十八条―第三十五条）

第三款 管理協定（第三十六条―第四十二条）

第四款 雑則（第四十三条―第四十六条）

第四節 景観重要公共施設の整備等（第四十七条―第五十四条）

第五節 景観農業振興地域整備計画等（第五十五条―第五十九条）

第六節 自然公園法の特例（第六十条）

第三章 景観地区等

第一節 景観地区

第一款 景観地区に関する都市計画（第六十一条）

第二款 建築物の形態意匠の制限（第六十二条―第七十一条）

第三款 工作物等の制限（第七十二条・第七十三条）

第二節 準景観地区（第七十四条・第七十五条）

第三節 地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限（第七十六条）

第四節 雑則（第七十七条―第八十条）

第四章 景観協定（第八十一条―第九十一条）

第五章 景観整備機構（第九十二条―第九十六条）

第六章 雑則（第九十七条―第一百条）

第七章 罰則（第一百一条―第一百八条）

附則

第一章 総則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(住民の責務)

第六条 住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(定義)

第七条 この法律において「景観行政団体」とは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び第九十八条第一項において「指定都市」という。）の区域にあっては指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項及び第九十八条第一項において「中核市」という。）の区域にあっては中核市、その他の区域にあっては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であって、第九十八条第一項の規定により第二章第一節から第四節まで、第四章及び第五章の規定に基づく事務（同条において「景観行政事務」という。）を処理する市町村の区域にあっては、当該市町村をいう。

2 この法律において「建築物」とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。

3 この法律において「屋外広告物」とは、屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第二条第一項に規定する屋外広告物をいう。

4 この法律において「公共施設」とは、道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

5 この法律において「国立公園」とは自然公園法（昭和三十三年法律第百六十一号）第二条第二号に規定する国立公園を、「国定公園」とは同条第三号に規定する国定公園をいう。

6 この法律において「都市計画区域」とは都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域を、「準都市計画区域」とは同項に規定する準都市計画区域をいう。

第二章 景観計画及びこれに基づく措置**第一節 景観計画の策定等****(景観計画)**

第八条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

- 一 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域
- 二 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域
- 三 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの
- 四 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの
- 五 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）
- 二 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 三 第十九条第一項の景観重要建造物又は第二十八条第一項の景観重要樹木の指定の方針（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。）
- 四 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの

イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

ロ 当該景観計画区域内の道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）による河川、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）による津波防護施設、海岸保全区域等（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第三項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第十条第二項に規定する公共団体が執行するものに限

- る。)に係る施設その他政令で定める公共施設(以下「特定公共施設」と総称する。)であって、良好な景観の形成に必要なもの(以下「景観重要公共施設」という。)の整備に関する事項
- ハ 景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であって、良好な景観の形成に必要なもの
- (1) 道路法第三十二条第一項又は第三項の許可の基準
 - (2) 河川法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項(これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。)の許可の基準
 - (3) 都市公園法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可の基準
 - (4) 津波防災地域づくりに関する法律第二十二条第一項又は第二十三条第一項の許可の基準
 - (5) 海岸法第七条第一項、第八条第一項、第三十七条の四又は第三十七条の五の許可の基準
 - (6) 港湾法第三十七条第一項の許可の基準
 - (7) 漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可の基準
- 二 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- ホ 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可(政令で定める行為に係るものに限る。)の基準であって、良好な景観の形成に必要なもの(当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。)
- 3 前項各号に掲げるもののほか、景観計画においては、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針を定めるよう努めるものとする。
- 4 第二項第二号の行為の制限に関する事項には、政令で定める基準に従い、次に掲げるものを定めなければならない。
- 一 第十六条第一項第四号の条例で同項の届出を要する行為を定める必要があるときは、当該条例で定めるべき行為
 - 二 次に掲げる制限であって、第十六条第三項若しくは第六項又は第十七条第一項の規定による規制又は措置の基準として必要なもの
 - イ 建築物又は工作物(建築物を除く。以下同じ。)の形態又は色彩その他の意匠(以下「形態意匠」という。)の制限
 - ロ 建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度
 - ハ 壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度
 - ニ その他第十六条第一項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限
- 5 景観計画は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画との調和が保たれるものでなければならない。
- 6 景観計画は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十五条第一項に規定する環境基本計画(当該景観計画区域について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。)との調和が保たれるものでなければならない。
- 7 都市計画区域について定める景観計画は、都市計画法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するものでなければならない。
- 8 市町村である景観行政団体が定める景観計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するとともに、都市計画区域又は準都市計画区域について定めるものにあつては、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するものでなければならない。
- 9 景観計画に定める第二項第四号ロ及びハに掲げる事項は、景観重要公共施設の種類の応じて、政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画に適合するものでなければならない。
- 10 第二項第四号ニに掲げる事項を定める景観計画は、同項第一号及び第四号ニに掲げる事項並びに第三項に規定する事項については、農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第四条第一項の農業振興地域整備基本方針に適合するとともに、市町村である景観行政団体が定めるものにあつては、農業振興地域整備計画(同法第八条第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。)に適合するものでなければならない。
- 11 景観計画に定める第二項第四号ホに掲げる事項は、自然公園法第二条第五号に規定する公園計画に適合するものでなければならない。

(策定の手続)

- 第九条** 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会(市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会)の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県である景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 4 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第四号ロ又はハに掲げる事項を定めようとするとき

は、あらかじめ、当該事項について、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該景観重要公共施設の管理者（景観行政団体であるものを除く。）に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第四号ホに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国立公園等管理者（国立公園にあっては環境大臣、国立公園にあっては都道府県知事をいう。以下同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。
- 6 景観行政団体は、景観計画を定めたときは、その旨を告示し、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、これを当該景観行政団体の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。
- 7 前各項の規定は、景観行政団体が、景観計画を定める手続に関する事項（前各項の規定に反しないものに限る。）について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。
- 8 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

（特定公共施設の管理者による要請）

第十条 特定公共施設の管理者は、景観計画を策定し、又は策定しようとする景観行政団体に対し、当該景観計画に係る景観計画区域（景観計画を策定しようとする景観行政団体に対しては、当該景観行政団体が策定しようとする景観計画に係る景観計画区域となるべき区域）内の当該管理者の管理に係る特定公共施設について、これを景観重要公共施設として当該景観計画に第八条第二項第四号ロ又はハに掲げる事項を定めるべきことを要請することができる。この場合においては、当該要請に係る景観計画の部分の素案を添えなければならない。

- 2 景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者は、景観行政団体に対し、当該景観計画について、第八条第二項第四号ロ又はハに掲げる事項の追加又は変更を要請することができる。前項後段の規定は、この場合について準用する。
- 3 景観行政団体は、前二項の要請があった場合には、これを尊重しなければならない。

（住民等による提案）

第十一条 第八条第一項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であって政令で定める規模以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなるものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人が共同して、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。この場合におい

ては、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければならない。

- 2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずるものとして景観行政団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。
- 3 前二項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る景観計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。）の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得ている場合に、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、行うものとする。

（計画提案に対する景観行政団体の判断等）

第十二条 景観行政団体は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該景観計画の策定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

（計画提案を踏まえた景観計画の案の都道府県都市計画審議会等への付議）

第十三条 景観行政団体は、前条の規定により計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更しようとする場合において、その策定又は変更が当該計画提案に係る景観計画の素案の内容の一部を実現することとなるものであるときは、第九条第二項の規定により当該景観計画の案について意見を聴く都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に対し、当該計画提案に係る景観計画の素案を提出しなければならない。

（計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合にとるべき措置）

- 第十四条** 景観行政団体は、第十二条の規定により同条の判断をした結果、計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした者に通知しなければならない。
- 2 景観行政団体は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地について前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計

画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）に当該計画提案に係る景観計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

（景観協議会）

- 第十五条** 景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構（当該景観行政団体が都道府県であるときは関係市町村を、当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれるときは国立公園等管理者を含む。以下この項において「景観行政団体等」という。）は、景観協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。この場合において、景観行政団体等は、必要と認めるときは、協議会に、関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができる。
- 2 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 第一項前段の協議を行うための会議において協議がととのった事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二節 行為の規制等

（届出及び勧告等）

- 第十六条** 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。
- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
- 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）
- 三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為
- 四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として

景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。
- 3 景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。
- 4 前項の勧告は、第一項又は第二項の規定による届出のあった日から三十日以内にしなければならない。
- 5 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。
- 6 景観行政団体の長は、前項後段の通知があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとりべき措置について協議を求めることができる。
- 7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。
- 一 通常的管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 三 景観重要建造物について、第二十二条第一項の規定による許可を受けて行う行為
- 四 景観計画に第八条第二項第四号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
- 五 景観重要公共施設について、第八条第二項第四号ハ（１）から（７）までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
- 六 第五十五条第二項第一号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第十五条の二第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
- 七 国立公園又は国定公園の区域内において、第八条第二項第四号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
- 八 第六十一条第一項の景観地区（次号において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等

九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限の全てについて第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等

十 地区計画等（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。））、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。））、防災街区整備地区整備計画（同法第三十二条第二項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。））、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十一条第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。））、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。））又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。））が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

（変更命令等）

第十七条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第一項第一号又は第二号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第七項及び次条第一項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。

2 前項の処分は、前条第一項又は第二項の届出をした者に対しては、当該届出があった日から三十日以内に限り、することができる。

3 第一項の処分は、前条第一項又は第二項の届出に係る建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠が政令で定める他の法令の規定により義務付けられたものであるときは、当該義務の履行に支障のないものでなければならない。

4 景観行政団体の長は、前条第一項又は第二項の届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他第二項の期間内に第一項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、九十日を超えない範囲でその理由が存続する間、第二項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、前条第一項又は第二項の届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

5 景観行政団体の長は、第一項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。

6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

7 景観行政団体の長は、第一項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第六項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

9 第七項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（行為の着手の制限）

第十八条 第十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、景観行政団体がその届出を受理した日から三十日（特定届出対象行為について前条第四項の規定により同条第二項の期間が延長された場合にあっては、その延長された期間）を経過した後でなければ、当該届出に係る

行為（根切り工事その他の政令で定める工事に係るものを除く。第百三条第四号において同じ。）に着手してはならない。ただし、特定届出対象行為について前条第一項の命令を受け、かつ、これに基づき行う行為については、この限りでない。

- 2 景観行政団体の長は、第十六条第一項又は第二項の規定による届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項本文の期間を短縮することができる。

第三節 景観重要建造物等

第一款 景観重要建造物の指定等

（景観重要建造物の指定）

第十九条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第二十一条第一項において同じ。）の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の規定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない。

（景観重要建造物の指定の提案）

第二十条 景観計画区域内の建造物の所有者は、当該建造物について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。この場合において、当該建造物に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

- 2 第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構（以下この節及び第五節において「景観整備機構」という。）は、景観計画区域内の建造物について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該建造物の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。

- 3 景観行政団体の長は、前二項の規定による提案に係る建造物について、指定方針、前条第一項の国土交通省令で定める基準等に照らし、景観重要建造物として指定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

（指定の通知等）

第二十一条 景観行政団体の長は、第十九条第一項の規定により景観重要建造物を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要建造物の所有者（当該指定が前条第二項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観重要建造物の所有者及び当該提案に係る景観整備機構）に通知しなければならない。

- 2 景観行政団体は、第十九条第一項の規定による景観重要建造物の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

（現状変更の規制）

第二十二条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 景観行政団体の長は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る行為が当該景観重要建造物の良好な景観の保全に支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
- 3 景観行政団体の長は、第一項の許可の申請があった場合において、当該景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。
- 4 第一項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長に協議しなければならない。

（原状回復命令等）

第二十三条 景観行政団体の長は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該景観重要建造物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該景観重要建造物の良好な景観を保全するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

- 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

（損失の補償）

- 第二十四条** 景観行政団体は、第二十二条第一項の許可を受けることができないために損失を受けた景観重要建造物の所有者に対して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該許可の申請に係る行為をするについて、他の法律（法律に基づく命令及び条例を含む。）で行政庁の許可その他の処分を受けるべきことを定めているもの（当該許可その他の処分を受けることができないために損失を受けた者に対して、その損失を補償すべきことを定めているものを除く。）がある場合において、当該許可その他の処分の申請が却下されたとき、又は却下されるべき場合に該当する場合における当該許可の申請に係る行為については、この限りでない。
- 2 前項の規定による損失の補償については、景観行政団体の長と損失を受けた者が協議しなければならない。
 - 3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、景観行政団体の長又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（景観重要建造物の所有者の管理義務等）

- 第二十五条** 景観重要建造物の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。
- 2 景観行政団体は、条例で、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準を定めることができる。

（管理に関する命令又は勧告）

- 第二十六条** 景観行政団体の長は、景観重要建造物の管理が適当でないと認めるときは、当該景観重要建造物の管理が適当でないと認めるときは、又は前条第二項の規定に基づく条例が定められている場合にあっては景観重要建造

物の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要建造物の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

（指定の解除）

- 第二十七条** 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、第十九条第三項に規定する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。
- 2 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。
 - 3 第二十一条第一項の規定は、前二項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

第二款 景観重要樹木の指定等

（景観重要樹木の指定）

- 第二十八条** 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。
- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その指定をしようとする樹木の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第三十条第一項において同じ。）の意見を聴かななければならない。
 - 3 第一項の規定は、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しない。

（景観重要樹木の指定の提案）

- 第二十九条** 景観計画区域内の樹木の所有者は、当該樹木について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。この場合において、当該樹木に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。
- 2 景観整備機構は、景観計画区域内の樹木について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定める

ところにより、あらかじめ当該樹木の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。

- 3 景観行政団体の長は、前二項の規定による提案に係る樹木について、指定方針、前条第一項の国土交通省令で定める基準等に照らし、景観重要樹木として指定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

(指定の通知等)

- 第三十条** 景観行政団体の長は、第二十八条第一項の規定により景観重要樹木を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要樹木の所有者（当該指定が前条第二項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観重要樹木の所有者及び当該提案に係る景観整備機構）に通知しなければならない。
- 2 景観行政団体は、第二十八条第一項の規定による景観重要樹木の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

(現状変更の規制)

- 第三十一条** 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要樹木の伐採又は移植をしてはならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
- 2 第二十二條第二項から第四項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

(原状回復命令等についての準用)

- 第三十二条** 第二十三条の規定は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第二項において準用する第二十二條第三項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。この場合において、第二十三條第一項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。
- 2 第二十四條の規定は、前条第一項の許可を受けられないために受けた景観重要樹木の所有者の損失について準用する。

(景観重要樹木の所有者の管理義務等)

- 第三十三条** 景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。
- 2 景観行政団体は、条例で、景観重要樹木の管理の方法の基準を定めることができる。

(管理に関する命令又は勧告)

- 第三十四条** 景観行政団体の長は、景観重要樹木の管理が適当でないため当該景観重要樹木が滅失し若しくは枯死するおそれがあると認められるとき、又は前条第二項の規定に基づく条例が定められている場合にあっては景観重要樹木の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

(指定の解除)

- 第三十五条** 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、第二十八条第三項に規定する樹木に該当するに至ったとき、又は滅失、枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。
- 2 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。
 - 3 第三十条第一項の規定は、前二項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

第三款 管理協定

(管理協定の締結等)

- 第三十六条** 景観行政団体又は景観整備機構は、景観重要建造物又は景観重要樹木の適切な管理のため必要があると認めるときは、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。第四十二條第一項において同じ。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「管理協定」という。）を締結して、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うことができる。
- 一 管理協定の目的となる景観重要建造物（以下「協定建造物」という。）又は管理協定の目的となる景観重要樹木（以下「協定樹木」という。）
 - 二 協定建造物又は協定樹木の管理の方法に関する事項
 - 三 管理協定の有効期間
 - 四 管理協定に違反した場合の措置
- 2 管理協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。
 - 一 協定建造物又は協定樹木の利用を不当に制限するものでないこと。
 - 二 前項第二号から第四号までに掲げる事項について国土交通省令（都市計画区域外の協定樹木に係る管理協定にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に適合するものであること。
 - 3 景観整備機構が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

(管理協定の縦覧等)

第三十七条 景観行政団体又はその長は、それぞれ管理協定を締結しようとするとき、又は前条第三項の規定による管理協定の認可の申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

- 2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理協定について、景観行政団体又はその長に意見書を提出することができる。

(管理協定の認可)

第三十八条 景観行政団体の長は、第三十六条第三項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 管理協定の内容が、第三十六条第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

(管理協定の公告)

第三十九条 景観行政団体又はその長は、それぞれ管理協定を締結し、又は前条の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理協定の写しを当該景観行政団体の事務所に備えて公衆の縦覧に供しなければならない。

(管理協定の変更)

第四十条 第三十六条第二項及び第三項並びに前三条の規定は、管理協定において定められた事項の変更について準用する。

(管理協定の効力)

第四十一条 第三十九条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告があった管理協定は、その公告があった後において当該協定建造物又は協定樹木の所有者となった者に対しても、その効力があるものとする。

(緑地保全・緑化推進法人の業務の特例)

第四十二条 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人であって同法第七十条第一号イの業務を行うもの（以下この節において「緑地保全・緑化推進法人」という。）は、景観重要樹木の適切な管理のため必要があると認めるときは、同条各号に掲げる業務のほか、当該景観重要樹木の所有者と管理協定を締結して、当該景観重要樹木の管理及びこれに附随する業務を行うことができる。

- 2 前項の場合においては、都市緑地法第七十一条中「掲げる業務」とあるのは、「掲げる業務又は景観法第四十二条第一項に規定する業務」とする。

- 3 第三十六条第二項及び第三項並びに第三十七条から前条までの規定は、前二項の規定により緑地保全・緑化推進法人が業務を行う場合について準用する。

第四款 雑則**(所有者の変更の場合の届出)**

第四十三条 景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なく、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

(台帳)

第四十四条 景観行政団体の長は、景観重要建造物又は景観重要樹木に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

- 2 前項の台帳の作成及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令（都市計画区域外の景観重要樹木に関する台帳にあっては、国土交通省令・農林水産省令）で定める。

(報告の徴収)

第四十五条 景観行政団体の長は、必要があると認めるときは、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者に対し、景観重要建造物又は景観重要樹木の現状について報告を求めることができる。

(助言又は援助)

第四十六条 景観重要建造物の所有者は景観行政団体又は景観整備機構に対し、景観重要樹木の所有者は景観行政団体又は景観整備機構若しくは緑地保全・緑化推進法人に対し、それぞれ景観重要建造物又は景観重要樹木の管理に関し必要な助言又は援助を求めることができる。

第四節 景観重要公共施設の整備等**(景観重要公共施設の整備)**

第四十七条 景観計画に第八条第二項第四号口の景観重要公共施設の整備に関する事項が定められた場合においては、当該景観重要公共施設の整備は、当該景観計画に即して行われなければならない。

(電線共同溝の整備等に関する特別措置法の特例)

第四十八条 景観計画に景観重要公共施設として定められた道路法による道路（以下「景観重要道路」という。）に関する電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条の規定の適用については、同条第一項中「その安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため」とあるのは「景観計画（景観法第八条第一項に規定する景観計画をいう。）に即し、その景観の整備と安全な交通の確保を図るため」と、「特に必要である」とあるのは「必

要である」と、同条第二項中「市町村を除く。）」とあるのは「市町村を除く。）」、当該指定に係る道路の存する区域において景観行政団体（景観法第七条第一項に規定する景観行政団体をいう。以下同じ。）である都道府県（当該指定に係る道路の道路管理者が都道府県である場合の当該都道府県及び次項の規定による要請をした都道府県を除く。）」と、同条第三項中「市町村」とあるのは「市町村又は景観行政団体である都道府県」とする。

（道路法の特例）

第四十九条 景観計画に第八条第二項第四号ハ

（１）の許可の基準に関する事項が定められた景観重要道路についての道路法第三十三条、第三十六条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十三条及び第三十六条第二項中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ（１）の許可の基準」と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は良好な景観を形成する」とする。

（河川法の規定による許可の特例）

第五十条 景観計画に第八条第二項第四号ハ（２）

の許可の基準が定められた景観重要公共施設である河川法による河川（以下この条において「景観重要河川」という。）の河川区域（同法第六条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川区域をいう。）内の土地における同法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可を要する行為については、当該景観重要河川の河川管理者（同法第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。）は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ（２）の許可の基準に適合しない場合には、これらの規定による許可をしてはならない。

（都市公園法の規定による許可の特例等）

第五十一条 景観計画に第八条第二項第四号ハ

（３）の許可の基準（都市公園法第五条第一項の許可に係るものに限る。以下この項において同じ。）が定められた景観重要公共施設である同法による都市公園（以下この条において「景観重要都市公園」という。）における同法第五条第一項の許可を要する行為については、当該景観重要都市公園の公園管理者（同項に規定する公園管理者をいう。）は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ（３）の許可の基準に適合しない場合には、同項の許可をしてはならない。

２ 景観計画に第八条第二項第四号ハ（３）の許可の基準（都市公園法第六条第一項又は第三項の許可に係るものに限る。）が定められた景観重要都市公園についての同法第七条の規定の適用については、同条中「政令で定める技術的基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ（３）の許可の基準」とする。

（津波防災地域づくりに関する法律の特例）

第五十一条の二 景観計画に第八条第二項第四号ハ

（４）の許可の基準が定められた景観重要公共施設である津波防災地域づくりに関する法律による津波防護施設についての同法第二十二条第二項及び第二十三条第二項の規定の適用については、同法第二十二条第二項中「及ぼすおそれがある」とあるのは「及ぼすおそれがあり、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ（４）の許可の基準（前項の許可に係るものに限る。）に適合しないものである」と、同法第二十三条第二項中「前条第二項」とあるのは「景観法第五十一条の二の規定により読み替えて適用する前条第二項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第二項中「前項の許可に係るもの」とあるのは、「次条第一項の許可に係るもの」と読み替えるものとする」とする。

（海岸法の特例等）

第五十二条 景観計画に第八条第二項第四号ハ

（５）の許可の基準（海岸法第七条第一項又は第八条第一項の許可に係るものに限る。）が定められた景観重要公共施設である海岸保全区域等に係る海岸（次項において「景観重要海岸」という。）についての同法第七条第二項及び第八条第二項の規定の適用については、同法第七条第二項中「及ぼすおそれがある」とあるのは「及ぼすおそれがあり、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ（５）の許可の基準（前項の許可に係るものに限る。）に適合しないものである」と、同法第八条第二項中「前条第二項」とあるのは「景観法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第二項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第二項中「前項の許可に係るもの」とあるのは、「次条第一項の許可に係るもの」と読み替えるものとする」とする。

２ 景観計画に第八条第二項第四号ハ（５）の許可の基準（海岸法第三十七条の四又は第三十七条の五の許可に係るものに限る。以下この項において同じ。）が定められた景観重要海岸の一般公共海岸区域（同法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域をいう。）内における同法第三十七条の四又は第三十七条の五の許可を要する行為については、当該景観重要海岸の海岸管理

者（同法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。）は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ（５）の許可の基準に適合しない場合には、これらの規定による許可をしてはならない。

（港湾法の特例）

第五十三条 景観計画に第八条第二項第四号ハ

（６）の許可の基準が定められた景観重要公共施設である港湾法による港湾についての同法第三十七条第二項の規定の適用については、同項中「又は第三条の三第九項」とあるのは「若しくは第三条の三第九項」と、「与えるものである」とあるのは「与えるものであり、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ（６）の許可の基準に適合しないものである」とする。

（漁港漁場整備法の特例）

第五十四条 景観計画に第八条第二項第四号ハ

（７）の許可の基準が定められた景観重要公共施設である漁港漁場整備法による漁港についての同法第三十九条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「又は漁港」とあるのは「若しくは漁港」と、「与える」とあるのは「与え、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ（７）の許可の基準に適合しない」と、同条第三項中「保全上」とあるのは「保全上又は良好な景観の形成上」とする。

第五節 景観農業振興地域整備計画等

（景観農業振興地域整備計画）

第五十五条 市町村は、第八条第二項第四号二に掲げる基本的な事項が定められた景観計画に係る景観計画区域のうち農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された地域をいう。）内にあるものについて、農業振興地域整備計画を達成するとともに、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地（同法第三条第一号に規定する農用地をいう。以下同じ。）及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要があると認める場合には、景観農業振興地域整備計画を定めることができる。

2 景観農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 景観農業振興地域整備計画の区域
- 二 前号の区域内における景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項
- 三 第一号の区域内における農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第二号、第二号の二及び第四号に掲げる事項

3 景観農業振興地域整備計画は、景観計画及び農業振興地域整備計画に適合するとともに、農業振興地域の整備に関する法律第四条第三項に規

定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、前項第一号の区域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、当該区域において総合的に農業の振興を図るため必要な事項を一体的に定めるものでなければならない。

4 農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項、第十条第二項、第十一条（第九項後段及び第十二項を除く。）、第十二条並びに第十三条第一項前段及び第四項の規定は、景観農業振興地域整備計画について準用する。この場合において、同法第八条第四項中「ときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るもの

（以下「農用地利用計画」という。）について」とあるのは「ときは」と、「協議し、その同意を得なければ」とあるのは「協議しなければ」と、同法第十一条第三項中「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内」とあるのは「景観農業振興地域整備計画（景観法第五十五条第一項の規定により定められた景観農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に係る同条第二項第一号の区域内」と、「当該農用地利用計画」とあるのは「当該景観農業振興地域整備計画」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同条第十項中「農用地区域」とあるのは「景観法第五十五条第二項第一号の区域」と、同条第十一项中「農用地等としての利用に供する」とあるのは「景観農業振興地域整備計画に従って利用する」と、同法第十三条第一項前段中「農業振興地域整備基本方針」とあるのは「景観法第八条第一項の景観計画若しくは農業振興地域整備計画」と、「変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により」とあるのは「変更により」と、「生じたときは、政令で定めるところにより」とあるのは「生じたときは」と、同条第四項中「（第十二項）」とあるのは「（第九条後段及び第十二項）」と、「同条第二項」とあるのは「第八条第四項中「ときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）について」とあるのは「ときは」と、「協議し、その同意を得なければ」とあるのは「協議しなければ」と、第十二条第二項」と、「とあるのは、」とあるのは「とあるのは」と読み替えるものとする。

（土地利用についての勧告）

第五十六条 市町村長は、前条第二項第一号の区域内にある土地が景観農業振興地域整備計画に従って利用されていない場合において、景観農業振興地域整備計画の達成のため必要があるときは、その土地の所有者又はその土地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者に対し、その土地を当該景観農業振興地域整備計画に従って利用すべき旨を勧告することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるときは、その者に対し、その土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するためその土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者で市町村長の指定を受けたものとその土地についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転に関し協議すべき旨を勧告することができる。

（農地法の特例）

- 第五十七条** 前条第二項に規定する場合において、同項の規定により景観整備機構が指定されたときは、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長）は、前条第二項の勧告に係る協議が調ったことによりその勧告を受けた者がその勧告に係る農地又は採草放牧地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）又は採草放牧地をいう。以下同じ。）につき当該景観整備機構のために使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとするときは、同法第三条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の許可をすることができる。
- 2 前条第二項の勧告に係る協議が調ったことにより景観整備機構のために賃借権が設定されている農地又は採草放牧地の賃貸借については、農地法第十七条本文並びに第十八条第一項本文、第七項及び第八項の規定は、適用しない。

（農業振興地域の整備に関する法律の特例）

- 第五十八条** 都道府県知事等（農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項に規定する都道府県知事等をいう。）は、同項の許可をしようとする場合において、同項に規定する開発行為に係る土地が第五十五条第二項第一号の区域内にあるときは、当該開発行為が同法第十五条の二第四項各号のいずれかに該当するほか、当該開発行為により当該開発行為に係る土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用することが困難となると認めるときは、これを許可してはならない。
- 2 前項の許可についての農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第五項の規定の適用については、同項中「農業上の利用を確保するため」とあるのは、「農業上の利用又は景観法第五十五条第一項の規定により定められた景観農業振興地域整備計画に従った利用を確保するために」とする。

（市町村森林整備計画の変更）

- 第五十九条** 市町村は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の六第二項及び第三項に規定する場合のほか、その区域内にある同法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林につき、景観計画に即してその公益的機能の維持増進を図ることが適当と認める場合には、同法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画の一部を変更することができる。
- 2 前項の規定による変更は、森林法第十条の六第三項の規定によりしたもののみなす。

第六節 自然公園法の特例

- 第六十条** 第八条第二項第四号ホに掲げる事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内における自然公園法第二十条第四項、第二十一条第四項及び第二十二条第四項の規定の適用については、これらの規定中「環境省令で定める基準」とあるのは、「環境省令で定める基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ホの許可の基準」とする。

第三章 景観地区等

第一節 景観地区

第一款 景観地区に関する都市計画

- 第六十一条** 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域については、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画に、景観地区を定めることができる。
- 2 景観地区に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、第一号に掲げる事項を定めるとともに、第二号から第四号までに掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。この場合において、これらに相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、当該都市計画は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めるものとする。
- 一 建築物の形態意匠の制限
 - 二 建築物の高さの最高限度又は最低限度
 - 三 壁面の位置の制限
 - 四 建築物の敷地面積の最低限度

第二款 建築物の形態意匠の制限

（建築物の形態意匠の制限）

- 第六十二条** 景観地区内の建築物の形態意匠は、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合するものでなければならない。ただし、政令で定める他の法令の規定により義務付けられた建築物又はその部分の形態意匠にあっては、この限りでない。

(計画の認定)

第六十三条 景観地区内において建築物の建築等しようとする者は、あらかじめ、その計画が、前条の規定に適合するものであることについて、申請書を提出して市町村長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた建築物の計画を変更して建築等しようとする場合も、同様とする。

- 2 市町村長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から三十日以内に、申請に係る建築物の計画が前条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて当該規定に適合するものと認めたときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。
- 3 市町村長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る建築物の計画が前条の規定に適合しないものと認めたとき、又は当該申請書の記載によっては当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。
- 4 第二項の認定証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築等の工事（根切り工事その他の政令で定める工事を除く。第百二条第三号において同じ。）は、することができない。
- 5 第一項の申請書、第二項の認定証及び第三項の通知書の様式は、国土交通省令で定める。

(違反建築物に対する措置)

第六十四条 市町村長は、第六十二条の規定に違反した建築物があるときは、建築等工事主（建築物の建築等をする者をいう。以下同じ。）、当該建築物の建築等の工事の請負人（請負工事の下請人を含む。以下この章において同じ。）若しくは現場管理者又は当該建築物の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該建築物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該建築物の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による処分をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 3 前項の標識は、第一項の規定による処分に係る建築物又はその敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による処分に係る建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 4 第一項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることがで

きる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

- 5 前項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

(違反建築物の設計者等に対する措置)

第六十五条 市町村長は、前条第一項の規定による処分をした場合においては、国土交通省令で定めるところにより、当該処分に係る建築物の設計者、工事監理者（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第八項に規定する工事監理をする者をいう。以下同じ。）若しくは工事の請負人又は当該建築物について宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第二号に規定する宅地建物取引業をいう。以下同じ。）に係る取引をした宅地建物取引業者（同条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を、建築士法、建設業法（昭和二十四年法律第百号）又は宅地建物取引業法の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る者について、建築士法、建設業法又は宅地建物取引業法による業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとし、その結果を同項の規定による通知をした市町村長に通知しなければならない。

(国又は地方公共団体の建築物に対する認定等に関する手続の特例)

第六十六条 国又は地方公共団体の建築物については、第六十三条から前条までの規定は適用せず、次項から第五項までに定めるところによる。

- 2 景観地区内の建築物の建築等しようとする者が国の機関又は地方公共団体（以下この条において「国の機関等」という。）である場合においては、当該国の機関等は、当該工事に着手する前に、その計画を市町村長に通知しなければならない。
- 3 市町村長は、前項の通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日から三十日以内に、当該通知に係る建築物の計画が第六十二条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、当該規定に適合するものと認めたときにあっては当該通知をした国の機関等に対して認定証を交付し、当該規定に適合しないものと認めたとき、又は当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときにあってはその旨及びその理由を記載した通

知書を当該通知をした国の機関等に対して交付しなければならない。

- 4 第二項の通知に係る建築物の建築等の工事（根切り工事その他の政令で定める工事を除く。）は、前項の認定証の交付を受けた後でなければ、することができない。
- 5 市町村長は、国又は地方公共団体の建築物が第六十二条の規定に違反すると認める場合においては、直ちに、その旨を当該建築物を管理する国の機関等に通知し、第六十四条第一項に規定する必要な措置をとるべきことを要請しなければならない。

（条例との関係）

第六十七条 第六十三条第二項及び前条第三項の規定は、市町村が、これらの規定による認定の審査の手続について、これらの規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

（工事現場における認定の表示等）

- 第六十八条** 景観地区内の建築物の建築等の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、国土交通省令で定めるところにより、建築等工事主、設計者（その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。以下同じ。）、工事施工者（建築物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。）及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る計画について第六十三条第二項又は第六十六条第三項の規定による認定があった旨の表示をしなければならない。
- 2 景観地区内の建築物の建築等の工事の施工者は、当該工事に係る第六十三条第二項又は第六十六条第三項の規定による認定を受けた計画の写しを当該工事現場に備えて置かなければならない。

（適用の除外）

- 第六十九条** 第六十二条から前条までの規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。
- 一 第十九条第一項の規定により景観重要建造物として指定された建築物
 - 二 文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
 - 三 文化財保護法第百四十三条第一項の伝統的建造物群保存地区内にある建築物
 - 四 第二号に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物で、市町村長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
 - 五 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物として市町村の条例で定めるもの
- 2 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際現に存する建築物又は現に建築等の工事中の建築物が、第六十二条の規定に適合し

ない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物又はその部分に対しては、同条から前条までの規定は、適用しない。

- 3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物又はその部分に対しては、適用しない。
 - 一 景観地区に関する都市計画の変更前に第六十二条の規定に違反している建築物又はその部分
 - 二 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された後に増築、改築又は移転の工事に着手した建築物
 - 三 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された後に外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の工事に着手した建築物の当該工事に係る部分

（形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置）

- 第七十条** 市町村長は、前条第二項の規定により第六十二条から第六十八条までの規定の適用を受けない建築物について、その形態意匠が景観地区における良好な景観の形成に著しく支障があると認める場合においては、当該市町村の議会の同意を得た場合に限り、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、当該建築物の改築、模様替、色彩の変更その他都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限に適合するために必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、市町村は、当該命令に基づく措置によって通常生ずべき損害を時価によって補償しなければならない。
- 2 前項の規定によって補償を受けることができる者は、その補償金額に不服がある場合においては、政令で定めるところにより、その決定の通知を受けた日から一月以内に土地収用法第九十四条第二項の規定による収用委員会の裁決を求めることができる。

（報告及び立入検査）

- 第七十一条** 市町村長は、この款の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築物の所有者、管理者若しくは占有者、建築等工事主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し、建築物の建築等に関する工事の計画若しくは施工の状況に関し報告させ、又はその職員に、建築物の敷地若しくは工事現場に立ち入り、建築物、建築材料その他建築物に関する工事に関係がある物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三款 工作物等の制限

(工作物の形態意匠等の制限)

第七十二条 市町村は、景観地区内の工作物について、

政令で定める基準に従い、条例で、その形態意匠の制限、その高さの最高限度若しくは最低限度又は壁面後退区域（当該景観地区に関する都市計画において壁面の位置の制限が定められた場合における当該制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。第四項において同じ。）における工作物

（土地に定着する工作物以外のものを含む。同項において同じ。）の設置の制限を定めることができる。この場合において、これらの制限に相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、当該条例は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めるものとする。

- 2 前項前段の規定に基づく条例（以下「景観地区工作物制限条例」という。）で工作物の形態意匠の制限を定めたものには、第六十三条、第六十四条、第六十六条、第六十八条及び前条の規定の例により、当該条例の施行に必要な市町村長による計画の認定、違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置に関する規定を定めることができる。

- 3 前項の規定は、第六十三条第二項及び第六十六条第三項の規定の例により景観地区工作物制限条例に定めた市町村長の認定の審査の手続について、これらの規定に反しない限り、当該条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

- 4 工作物の高さの最高限度若しくは最低限度又は壁面後退区域における工作物の設置の制限を定めた景観地区工作物制限条例には、第六十四条及び前条の規定の例により、当該条例の施行に必要な違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置に関する規定を定めることができる。

- 5 景観地区工作物制限条例には、市町村長は、当該条例の規定により第六十四条第一項の処分に相当する処分をしたときは、当該処分に係る工作物の工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を、建設業法の定めるところにより当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない旨を定めることができる。

- 6 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定に基づく景観地区工作物制限条例の規定により同項の通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る請負人について、建設業法による業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとし、その結果を当該通知をした市町村長に通知しなければならない。

(開発行為等の制限)

第七十三条 市町村は、景観地区内において、都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（次

節において「開発行為」という。）その他政令で定める行為について、政令で定める基準に従い、条例で、良好な景観を形成するため必要な規制をすることができる。

- 2 都市計画法第五十一条の規定は、前項の規定に基づく条例の規定による処分に対する不服について準用する。

第二節 準景観地区

(準景観地区の指定)

第七十四条 市町村は、都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域のうち、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図るため、準景観地区を指定することができる。

- 2 市町村は、準景観地区を指定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該準景観地区の区域の案を、当該準景観地区を指定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- 3 前項の規定による公告があったときは、住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された準景観地区の区域の案について、市町村に意見書を提出することができる。

- 4 市町村は、第一項の規定により準景観地区を指定しようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、町村にあっては、都道府県知事の同意を得なければならない。

- 5 準景観地区の指定は、国土交通省令で定めるところにより、公告することにより行う。

- 6 前各項の規定は、準景観地区の変更について準用する。

(準景観地区内における行為の規制)

第七十五条 市町村は、準景観地区内における建築物又は工作物について、景観地区内におけるこれらに対する規制に準じて政令で定める基準に従い、条例で、良好な景観を保全するため必要な規制（建築物については、建築基準法第六十八条の九第二項の規定に基づく条例により行われるものを除く。）をすることができる。

- 2 市町村は、準景観地区内において、開発行為その他政令で定める行為について、政令で定める基準に従い、条例で、良好な景観を保全するため必要な規制をすることができる。

- 3 都市計画法第五十一条の規定は、前項の規定に基づく条例の規定による処分に対する不服について準用する。

第三節 地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限

第七十六条 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において、建築物又は工作物（以下この条において「建築物等」という。）の形態意匠の制限が定められている区域に限る。）内における建築物等の形態意匠について、政令で定める基準に従い、条例で、当該地区計画等において定められた建築物等の形態意匠の制限に適合するものとしなければならないこととすることができる。

- 2 前項の規定による制限は、建築物等の利用上の必要性、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、当該地区計画等の区域の特性にふさわしい良好な景観の形成を図るため、合理的に必要なと認められる限度において行うものとする。
- 3 第一項の規定に基づく条例（以下「地区計画等形態意匠条例」という。）には、第六十三条、第六十四条、第六十六条、第六十八条及び第七十一条の規定の例により、当該条例の施行のため必要な市町村長による計画の認定、違反建築物又は違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置に関する規定を定めることができる。
- 4 前項の規定は、第六十三条第二項及び第六十六条第三項の規定の例により地区計画等形態意匠条例に定めた市町村長の認定の審査の手続について、これらの規定に反しない限り、当該条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。
- 5 地区計画等形態意匠条例には、市町村長は、当該条例の規定により第六十四条第一項の処分に相当する処分をしたときは、当該処分が建築物の建築等に係る場合にあっては当該処分に係る建築物の設計者、工事監理者若しくは工事の請負人又は当該建築物について宅地建物取引業に係る取引をした宅地建物取引業者の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を建築士法、建設業法又は宅地建物取引業法の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に、当該処分が工作物の建設等に係る場合にあっては当該処分に係る工作物の工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を建設業法の定めるところにより当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に、それぞれ通知しなければならない旨を定めることができる。
- 6 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定に基づく地区計画等形態意匠条例の規定により同項の通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る者について、建築士法、建設業法又は宅地建物取引業法による業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとし、その結果を当該通知をした市町村長に通知しなければならない。

第四節 雑則

（仮設建築物又は仮設工作物に対する制限の緩和）

第七十七条 非常災害があった場合において、その発生した区域又はこれに隣接する区域で市町村長が指定するものの内においては、災害により破損した建築物若しくは工作物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築等若しくは応急仮設工作物の建設等若しくは設置でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、この章の規定は、適用しない。

- 一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築等又は建設等若しくは設置をするもの
- 二 被災者が自ら使用するために建築等をする建築物でその延べ面積が政令で定める規模以内のもの
- 2 災害があった場合において建築等又は建設等若しくは設置をする停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物若しくは応急仮設工作物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物若しくは仮設工作物については、この章の規定は、適用しない。
- 3 前二項の応急仮設建築物の建築等又は応急仮設工作物の建設等若しくは設置をした者は、その工事を完了した後三月を超えてこの章の規定の適用を受けないで当該建築物又は工作物を存続しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なおこの章の規定の適用を受けないで当該建築物又は工作物を存続することができる。
- 4 市町村長は、前項の許可の申請があった場合において、良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、二年以内の期間を限って、その許可をすることができる。
- 5 市町村長は、第三項の許可の申請があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

（国土交通大臣及び都道府県知事の勧告、助言又は援助）

第七十八条 市町村長は、都道府県知事又は国土交通大臣に対し、この章の規定の適用に関し必要な助言又は援助を求めることができる。

- 2 国土交通大臣及び都道府県知事は、市町村長に対し、この章の規定の適用に関し必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

(市町村長に対する指示等)

第七十九条 国土交通大臣は、市町村長がこの章の規定若しくは当該規定に基づく命令の規定に違反し、又はこれらの規定に基づく処分を怠っている場合において、国の利害に重大な関係がある建築物に関し必要があると認めるときは、当該市町村長に対して、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- 2 市町村長は、正当な理由がない限り、前項の規定により国土交通大臣が行った指示に従わなければならない。
- 3 国土交通大臣は、市町村長が正当な理由がなく、所定の期限までに、第一項の規定による指示に従わない場合においては、正当な理由がないことについて社会資本整備審議会の確認を得た上で、自ら当該指示に係る必要な措置をとることができる。

(書類の閲覧)

第八十条 市町村長は、第六十三条第一項の認定その他この章の規定並びに当該規定に基づく命令及び条例の規定による処分に関する書類であって国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させなければならない。

第四章 景観協定

(景観協定の締結等)

第八十一条 景観計画区域内の一団の土地（公共施設の用に供する土地その他の政令で定める土地を除く。）の所有者及び借地権を有する者（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号。以下「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者。以下この章において「土地所有者等」という。）は、その全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定（以下「景観協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

- 2 景観協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 景観協定の目的となる土地の区域（以下「景観協定区域」という。）
 - 二 良好な景観の形成のための次に掲げる事項のうち、必要なもの

- イ 建築物の形態意匠に関する基準
- ロ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準
- ハ 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準
- ニ 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項
- ホ 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準
- ヘ 農用地の保全又は利用に関する事項
- ト その他良好な景観の形成に関する事項
- 三 景観協定の有効期間
- 四 景観協定に違反した場合の措置

- 3 景観協定においては、前項各号に掲げるもののほか、景観計画区域内の土地のうち、景観協定区域に隣接した土地であって、景観協定区域の一部とすることにより良好な景観の形成に資するものとして景観協定区域の土地となることを当該景観協定区域内の土地所有者等が希望するもの（以下「景観協定区域隣接地」という。）を定めることができる。
- 4 景観協定は、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

(認可の申請に係る景観協定の縦覧等)

第八十二条 景観行政団体の長は、前条第四項の規定による景観協定の認可の申請があったときは、国土交通省令・農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該景観協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

- 2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該景観協定について、景観行政団体の長に意見書を提出することができる。

(景観協定の認可)

第八十三条 景観行政団体の長は、第八十一条第四項の規定による景観協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該景観協定を認可しなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。
- 三 第八十一条第二項各号に掲げる事項（当該景観協定において景観協定区域隣接地を定める場合にあっては、当該景観協定区域隣接地に関する事項を含む。）について国土交通省令・農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

- 2 建築基準法第四条第一項の建築主事を置かない市町村である景観行政団体の長は、第八十一条第二項第二号ロに掲げる事項を定めた景観協定について前項の認可をしようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書の写しを添えて、都道府県知事に協議しなければならない。

- 3 景観行政団体の長は、第一項の認可をしたときは、国土交通省令・農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該景観協定の写しを当該景観行政団体の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、景観協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(景観協定の変更)

第八十四条 景観協定区域内における土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）

は、景観協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

- 2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

(景観協定区域からの除外)

第八十五条 景観協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）で当該景観協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権が消滅した場合においては、当該借地権の目的となっていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあっては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該景観協定区域から除外されるものとする。

- 2 景観協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項（大都市住宅等供給法第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法百三条第四項（大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。）の公告があった日が終了した時において当該景観協定区域から除外されるものとする。
- 3 前二項の規定により景観協定区域内の土地が当該景観協定区域から除外された場合においては、当該借地権を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。
- 4 第八十三条第三項の規定は、前項の規定による届出があった場合その他景観行政団体の長が第一項又は第二項の規定により景観協定区域内の土地が当該景観協定区域から除外されたことを知った場合について準用する。

(景観協定の効力)

第八十六条 第八十三条第三項（第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあった景観協定は、その公告のあった後において当該景観協定区域内の土地所有者等となった者（当該景観協定について第八十一条第一項又は第八十四条第一項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(景観協定の認可の公告のあった後景観協定に加わる手続等)

第八十七条 景観協定区域内の土地の所有者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者）で当該景観協定の効力が及ばないものは、第八十三条第三項（第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、景観行政団体の長に対して書面でその意思を表示することによって、当該景観協定に加わることができる。

- 2 景観協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第八十三条第三項（第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、景観行政団体の長に対して書面でその意思を表示することによって、景観協定に加わることができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。
- 3 景観協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等で前項の意思を表示したものに係る土地の区域は、その意思の表示のあった時以後、景観協定区域の一部となるものとする。
- 4 第八十三条第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による意思の表示があった場合について準用する。
- 5 景観協定は、第一項又は第二項の規定により当該景観協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権を有していた当該景観協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）について、前項において準用する第八十三条第三項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者（当該景観協定について第二項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者及び前条の規定の適用がある者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(景観協定の廃止)

第八十八条 景観協定区域内の土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）は、第八十一条第四項又は第八十四条第一項の認可を受けた景観協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

- 2 景観行政団体の長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(土地の共有者等の取扱い)

第八十九条 土地又は借地権が数人の共有に属するときは、第八十一条第一項、第八十四条第一項、第八十七条第一項及び第二項並びに前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権を有する者とみなす。

(一の所有者による景観協定の設定)

第九十条 景観計画区域内の一団の土地（第八十一条第一項の政令で定める土地を除く。）で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、景観行政団体の長の認可を受けて、当該土地の区域を景観協定区域とする景観協定を定めることができる。

- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による景観協定の認可の申請が第八十三条第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該景観協定が良好な景観の形成のため必要であると認める場合に限り、当該景観協定を認可するものとする。
- 3 第八十三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による認可について準用する。
- 4 第二項の規定による認可を受けた景観協定は、認可の日から起算して三年以内において当該景観協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することとなった時から、第八十三条第三項の規定による認可の公告のあった景観協定と同一の効力を有する景観協定となる。

(借主等の地位)

第九十一条 景観協定に定める事項が建築物又は工作物の借主の権限に係る場合においては、その景観協定については、当該建築物又は工作物の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

- 2 景観協定に農用地の保全又は利用に関する事項を定める場合においては、その景観協定については、当該農用地につき地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

第五章 景観整備機構**(指定)**

第九十二条 景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法

第二条第二項の特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、景観整備機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。
- 4 景観行政団体の長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(機構の業務)

第九十三条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 二 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
- 三 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
- 四 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
- 五 第五十五条第二項第一号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。
- 六 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

(機構の業務に係る公有地の拡大の推進に関する法律の特例)

第九十四条 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第四条第一項の規定は、機構に対し、前条第四号に掲げる業務の用に供させるために同項に規定する土地を有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。

(監督等)

第九十五条 景観行政団体の長は、第九十三条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 景観行政団体の長は、機構が第九十三条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと

認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 3 景観行政団体の長は、機構が前項の規定による命令に違反したときは、第九十二条第一項の規定による指定を取り消すことができる。
- 4 景観行政団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第九十六条 国及び関係地方公共団体は、機構に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 雑則

(権限の委任)

第九十七条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(市町村による景観行政事務の処理)

第九十八条 指定都市又は中核市以外の市町村は、当該市町村の区域内において、都道府県に代わって景観行政事務を処理することができる。

- 2 前項の規定により景観行政事務を処理しようとする市町村の長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。
- 3 その長が前項の規定による協議をした市町村は、景観行政事務の処理を開始する日の三十日前までに、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(政令への委任)

第九十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(経過措置)

第一百条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七章 罰則

第一百一条 第十七条第五項の規定による景観行政団体の長の命令又は第六十四条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第一項の規定による景観行政団体の長の命令又は第七十条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者
 - 二 第六十三条第一項の規定に違反して、申請書を提出せず、又は虚偽の申請書を提出した者
 - 三 第六十三条第四項の規定に違反して、建築物の建築等の工事をした者
 - 四 第七十七条第三項の規定に違反して、応急仮設建築物又は応急仮設工作物を存続させた者
- 第一百三条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十六条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 二 第十七条第七項又は第七十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 三 第十七条第七項の規定による立入検査若しくは立入調査又は第七十一条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - 四 第十八条第一項の規定に違反して、届出に係る行為に着手した者
 - 五 第二十二条第一項又は第三十一条第一項の規定に違反して、行為をした者
 - 六 第二十二条第三項（第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件に違反した者
 - 七 第二十三条第一項（第三十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者
 - 八 第六十八条の規定に違反して、認定があった旨の表示をせず、又は認定を受けた計画の写しを備えて置かなかった者

第一百四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第一百五条 第二十六条又は第三十四条の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第一百六条 第四十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第一百七条 第四十三条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

第一百八条 第七十二条第一項、第七十三条第一項、第七十五条第一項若しくは第二項又は第七十六条第一項の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、五十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章の規定は、公布の日から

起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一六年政令第三九七号で、本文に係る部分は、平成一六年一二月一七日から施行)

(平成一七年政令第一八一号で、ただし書に係る部分は、平成一七年六月一日から施行)

附 則 (平成一六年五月二八日法律第六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一〇日法律第五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第二六一号で平成一七年九月一日から施行)

(景観法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の景観法第五十五条第四項において準用する旧農振法第十一条第一項(旧農振法第十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による公告がされた景観農業振興地域整備計画の策定又は変更については、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年七月二九日法律第八九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

(平成一七年政令第三七四号で平成一七年一二月二二日から施行)

(政令への委任)

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

(施行の日 = 平成一九年一〇月一日)

(罰則に関する経過措置)

第百十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条(第十五号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成一八法律五〇)抄

(罰則に関する経過措置)

第四百五十七條 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百五十八條 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(施行の日 = 平成二〇年一月一日)
(平二三法七四・旧第一項・一部改正)

附 則 (平成一八年一月二〇日法律第一一四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二〇年政令第一八五号で平成二〇年一月二八日から施行)

附 則 (平成二〇年五月二三日法律第四〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二〇年政令第三三六号で平成二〇年一月四日から施行)

附 則 (平成二一年六月三日法律第四七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二二年政令第一二号で平成二二年四月一日から施行)

附 則 (平成二一年六月二四日法律第五七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(平成二一年政令第二八四号で平成二一年一月一五日から施行)

一 附則第四十三条の規定 公布の日

(政令への委任)
第四十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年五月二日法律第三七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条、第二十二條、第二十五條、第二十七條、第二十八條、第三十條、第三十一條、第三十三條(次号に掲げる改正規定を除く。)、第三十七條及び第三十八條の規定並びに附則第八條、第十條、第十一條、第十三條、第十九條、第二十五條、第三十三條及び第四十一條の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の公布の日 = 平成二三年八月三〇日)

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第十条(構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。)、第十四条(地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の項、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の項、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、環境基本法(平成五年法律第九十一号)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項並びに別表第二都市再開発

法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項の改正規定に限る。)、第十七条から第十九条まで、第二十二條(児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。)、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条(社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。)、第三十五条、第三十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。)、第三十九条、第四十三条(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。)、第五十一条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。)、第五十四条(障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。)、第六十五条(農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。)、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。)、第一百条(土地地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。)、第一百二条(道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。)、第一百三、百五条(駐車場法第四条の改正規定を除く。)、第一百七、百八条、第一百五、百五条(首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。)、第一百十六、百条(流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。)、第一百十八、百条(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。)、第一百二十、百条(都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八、百条の二の改正規定を除く。)、第一百二十一、百条(都市再開発法第七条の四から第七、百条の七まで、第六十、百条から第六十二、百条まで、第六十六、百条、第九十八、百条、第九十九、百条の八、第三十九、百条の三、第四十一、百条の二及び第四十二、百条の改正規定に限る。)、第一百二十五、百条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。)、第一百二十八、百条(都市緑地法第二十条及び第三十九、百条の改正規定を除く。)、第一百三十一、百条(大都市地域における住

宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六、百条、第六十四、百条、第六十七、百条、第四、百条及び第九、百条の二の改正規定に限る。)、第四十二、百条(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八、百条及び第二十一、百条から第二十三、百条までの改正規定に限る。)、第四十五、百条、第四十六、百条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七、百条第三項の改正規定を除く。)、第四十九、百条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十、百条、第二十一、百条、第九十一、百条、第九十二、百条、第九十七、百条、第二百三十三、百条、第二百四十一、百条、第二百八十三、百条、第三百十一、百条及び第三百十八、百条の改正規定に限る。)、第五十五、百条(都市再生特別措置法第五十一、百条第四項の改正規定に限る。)、第五十六、百条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二、百条の改正規定を除く。)、第五十七、百条、第五十八、百条(景観法第五十七、百条の改正規定に限る。)、第六十、百条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六、百条第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。))並びに同法第十一、百条及び第十三、百条の改正規定に限る。)、第六十二、百条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十、百条、第十二、百条、第十三、百条、第三十六、百条第二項及び第五十六、百条の改正規定に限る。)、第六十五、百条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四、百条及び第二十九、百条の改正規定に限る。)、第六十九、百条、第七十一、百条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一、百条の改正規定に限る。)、第七十四、百条、第七十八、百条、第八十二、百条(環境基本法第十六、百条及び第四十、百条の二の改正規定に限る。))及び第八十七、百条(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五、百条の改正規定、同法第二十八、百条第九項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。))、同法第二十九、百条第四項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。))並びに同法第三十四、百条及び第三十五、百条の改正規定に限る。))の規定並びに附則第十三、百条、第十五、百条から第二十四、百条まで、第二十五、百条第一項、第二十六、百条、第二十七、百条第一項から第三項まで、第三十、百条から第三十二、百条まで、第三十八、百条、第四十四、百条、第四十六、百条第一項及び第四項、第四十七、百条から第四十九、百条まで、第五十一、百条から第五十三、百条まで、第五十五、百条、第五十八、百条、第五十九、百条、第六十一、百条から第六十九、百条まで、第七十一、百条、第七十二、百条第一項から第三項まで、第七十四、百条から第七十六、百条まで、第七十八、百条、第八十、百条第一項及び第三項、第八十三、百条、第八十七、百条(地方税法第五百八十七、百条の二及び附則第十一、百条の改正規定を除く。)、第八十九、百条、第九十、百条、第九十二、百条(高速自動車国道法第二

十五条の改正規定に限る。)、第百一条、第百二条、第百五条から第百七条まで、第百十二条、第百十七条(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号)第四条第八項の改正規定に限る。)、第百十九条、第百二十一条の二並びに第百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

(平二三法七〇・平二三法一二二・一部改正)

(景観法の一部改正に伴う経過措置)

第七十条 この法律の施行前に第百五十八条の規定による改正前の景観法第七条第七項の規定によりされた公示で、この法律の施行の際現に効力を有するものは、第百五十八条の規定による改正後の景観法第九十八条第三項の規定によりされた公示とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年一二月一四日法律第一二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附 則 (平成二三年一二月一四日法律第一二四号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)の施行の日から施行する。

(施行の日 = 平成二三年一二月二七日)

附 則 (平成二六年六月二七日法律第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第一二号で平成二七年六月二五日から施行)

附 則 (平成二七年六月二六日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年五月一二日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(平成二九年政令第一五五号で平成二九年六月一五日から施行)

一 附則第二十五条の規定 公布の日

(政令への委任)

第二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三〇年五月一八日法律第二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成三〇年政令第三一〇号で平成三〇年一二月一六日から施行)

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八) 抄

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日 = 令和七年六月一日)

- 一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月二六日法律第三四号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和五年政令第三〇三号で令和六年四月一日から施行)

附 則 (令和五年六月一六日法律第五八号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一及び二 略

- 三 第七条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで及び第二十一条から第二十三条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(令和五年政令第二九二号で令和六年四月一日から施行)

古都大津の風格ある景観をつくる 基本条例

平成 16 年 3 月 23 日
条例第 4 号

満々と水をたたえた琵琶湖のほとりにある大津は、濃い緑を水面に映す比叡、比良の山々に抱かれて、その歴史を刻んできた。

特に、大津京遷都以降は、歴史上、重要な地域として発展し、豊かな自然の中で多様な歴史と文化を積み重ねてきた。

湖と山々が織り成す雄大な、そして四季折々に独特の風情を醸し出す大津の景観は、先人たちの心を魅了し、豊かな心情を育み、多くの歴史的文化資産と伝統を現代に伝える源ともなった。

都市として発展と成長を重ねた大津は、現代に入り、風光明媚な歴史の集積地としての落ち着いたたたずまいに近代都市としての躍動的な雰囲気をも併せ持つなど、その姿を著しく変貌させた。

都市化の潮流は、全国的な規模で押し寄せたものであり、大津を特徴づけてきた自然景観や歴史景観の喪失を生じさせもした。

しかし、今、大津固有の豊かな自然環境と歴史的文化資産は、古都としてより広く強く認知されるようになった。

今こそ、その保全、再生、創造のまちづくりに立ち上がる時である。

遥かなる時を超え、現代に受け継がれた古都大津の景観は、今や国民的資産であることを認識し、それらを後代に継承していくことは、市民一人ひとりに課せられた重大な責務であることにかんがみ、ここに、郷土愛に裏付けられた高い志と、不断の努力を継続する強い意志をもって、水と緑の自然景観や歴史景観を守るとともに、さらなるきらめきを放つ古都大津の美しく風格ある景観づくりを推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、大津の景観づくり(景観をより良くするための行為をいう。以下同じ。)について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、関係する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保及びまちの活力向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 景観づくりは、市、市民及び事業者が協働して、時代を超えて変わらない価値を持つ自然環境や歴史的風土を保全し、及び増進させるとともに、それらと調和した古都大津にふさわしい新たな景観を創出していくこと(「自然と歴史と文化が響き合う古都大津の景観を創り、育てる」)を旨として、行われなければならない。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、景観づくりのための総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、基本理念にのっとり、主体的な景観づくりに係る活動を推進するとともに、市が実施する景観づくりに関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に際し、景観づくりに努めるとともに、市が実施する景観づくりに関する施策に協力しなければならない。

(景観づくり基本計画)

第 6 条 市長は、景観づくりのための総合的な施策を計画的に推進するために、次に掲げる事項を定める景観づくり基本計画を策定しなければならない。

- (1) 景観づくりの基本目標及び基本方針
- (2) 基本目標を達成するための施策
- (3) 施策を推進するための体制
- (4) その他景観づくりに関し必要な事項

(景観づくりの実施のための法的措置)

第 7 条 市は、景観づくりを実施するため、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 計画的な規制誘導を行うため、既存の法制度を活用するとともに、必要に応じて規制内容等を見直すこと。
- (2) 前号に掲げる措置により規制誘導することができない事項について、別途条例による規制等を行うこと。

(景観づくり重点推進地区)

第8条 市は、景観づくりを重点的に推進すべき地区(以下「重点推進地区」という。)を選定し、先導的に関連施策等を推進することができる。

2 市は、重点推進地区を選定したときは、当該重点推進地区の住民等と連携し、当該重点推進地区における景観づくりに係る実施計画を策定するものとする。

(公共空間等における景観づくり)

第9条 市は、公共の用に供する空間又は施設を整備する際、当該事業が行われる地域の景観の特性、当該事業が景観に与える影響等に配慮し、必要な措置を講じなければならない。

(広報、啓発等)

第10条 市は、基本理念並びに景観づくり基本計画に定める景観づくりの基本目標及び基本方針を周知するため、市民又は事業者を対象とする広報及び意識啓発を積極的に行わなければならない。

2 市長は、市民又は事業者が主体となった景観づくりに係る活動の中で特に優れたものに対し、その功績を表彰することができる。

3 市は、景観づくりに寄与していると認められる事業を行う市民又は事業者に対し、技術的指導、関係情報の提供、助成その他必要と認められる支援を行うことができる。

(推進体制)

第11条 市は、関係機関相互の連携及び施策の調整を図り、景観づくりに関する施策を総合的かつ効率的に推進するための組織体制を整備しなければならない。

(平18条例9・旧第12条繰上)

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平18条例9・旧第13条繰上)

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月17日条例第9号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

大津市景観法施行条例

平成18年3月17日
条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（景観計画の変更の手続）

第2条 市長は、景観計画（法第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下同じ。）を変更しようとするときは、法第9条第8項において準用する同条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定によるほか、大津市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

（景観計画区域内における行為の届出）

第3条 法第16条第1項の規定による届出（同項第4号に掲げる行為に関するものに限る。）は、同項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 当該行為を行う土地の場所（以下この項において「行為地」という。）及び行為地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上（当該行為の規模により、この縮尺によっては適切に表示することができない場合には、市長が適切と認める縮尺）のもの

(2) 行為地及び行為地の周辺の状況を示す写真

(3) 当該行為の内容を明らかにする図面で行為の種類に応じて市長が定める縮尺以上のもの

(4) その他参考となるべき事項を記載した図書

3 前項の規定にかかわらず、市長は、前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（届出が必要な事項）

第4条 法第16条第1項の規定により条例で定める届出を必要とする事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに行為の完了予定日とする。

（景観計画区域内において届出が必要な行為）

第5条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、景観法施行令（平成16年政令第398号。以下「政令」という。）第4条第1号、第2号（木竹の植栽を除く。）、第4号及び第5号に掲げる行為とする。

（添付が必要な図書）

第6条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 建築物の建築等又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）の建設等にあつては、次に掲げる図書

ア 建築物の開口部の位置及び大きさ並びに間取り並びに各部屋の用途又は工作物の構造を表示する図面で縮尺200分の1以上のもの

イ 建築物の新築又は工作物の新設に際し、樹木を植える場合にあっては、当該植樹木の位置、樹種及び大きさを表示する図面で縮尺200分の1以上のもの

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める図書

（変更の届出）

第7条 法第16条第2項の規定により条例で定める変更の届出を必要とする事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

（勧告）

第8条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の勧告をした場合において必要があると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に基づき講じた措置について報告させることができる。

（公表）

第9条 市長は、前条第1項の勧告を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表をされるべき者に、その理由を通知し、書面又は口頭により意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

3 市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、市長は、前項の機会を与えた結果を審議会に報告しなければならない。

（届出を要しない行為）

第10条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次の各号のいずれかに該当する行為とする。

(1) 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年滋賀県条例第24号）第2条第1項の規定による許可を受け、又は同条第3項の規定による協議若しくは同条例第3条の規定による通知をして行う行為

(2) 大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成16年条例第5号）第2条第1項の規定による許可を受け、又は同条第3項の規定による協議若しくは同条例第3条の規定による通知をして行う行為

- (3) 大津市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成元年条例第 59 号）第 4 条第 1 項の規定による許可を受け、又は同条例第 6 条の規定による協議若しくは同条例第 7 条の規定による通知をして行う行為
- (4) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）第 9 条第 1 項の規定による許可を受けて行う行為
- (5) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第 3 項の規定による許可を受けて行う行為
- (6) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 1 項、第 34 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 49 条第 1 項の規定による許可を受けて行う行為
- (7) 工作物（次に掲げるものを除く。）の建設等
 - ア 垣（生け垣を除く。）、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの
 - イ 煙突又はごみ焼却施設
 - ウ アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの（屋外広告物法（昭和 24 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物（以下「屋外広告物」という。）及びサに該当するものを除く。）
 - エ 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
 - オ 彫像その他これに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
 - カ 高架水槽
 - キ 汚水又は廃水を処理する施設
 - ク メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
 - ケ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
 - コ 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設
 - サ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）
 - シ 太陽光を電気に変換し、又は太陽熱を利用する設備及びその附属設備（以下「太陽光発電設備等」という。）（建築物の屋根若しくは屋上又は外壁面（以下「屋根等」という。）に設置するもの及びサに該当するものを除く。）
- (8) 次に掲げる景観エリア（景観計画に定めるものをいう。）及び景観重点地区（景観計画に定めるものをいう。）ごとに、それぞれ定める行為
 - ア 緑地景観エリア及び低層住宅地景観エリア
 - (ア) 建築物（次に掲げるものに限る。）の建築等
 - a 高さが 10 メートル以下で、かつ、延床面積が 500 平方メートル以下のもの
 - b 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が 10 平方メートル以下のもの
 - (イ) 工作物（次に掲げるものに限る。）の建設等
 - a 高さが 10 メートル以下のもの
 - b 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が 10 平方メートル以下のもの
 - c 前号サに掲げるもののうち、高さが 15 メートル以下のもの
 - d 前号シに掲げるもののうち、次に掲げるもの
 - (a) 垂直距離（建設等を行う太陽光発電設備等（一の敷地、一団の土地又は同一の水面において一体的に利用がなされているもの（以下この号において「一体的利用設備」という。）にあっては、一の太陽光発電設備等とみなす。）の地上又は水面上の部分の最も低い位置にある部分から最も高い位置にある部分までの垂直距離をいう。以下同じ。）が 10 メートル以下のもの
 - (b) 太陽電池モジュール等（建設等を行う太陽光発電設備等の太陽電池モジュール又は集熱板（一体的利用設備の場合にあっては、当該一体的利用設備を構成する全ての太陽電池モジュール又は集熱板）をいう。以下同じ。）の面積の合計が 1,000 平方メートル以下のもの
 - (ウ) 面積が 1,000 平方メートル未満の開発行為（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 12 項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）
 - (エ) 第 5 条に掲げる行為
 - イ 市街地景観エリア及び沿道市街地景観エリア
 - (ア) 建築物（次に掲げるものに限る。）の建築等
 - a 高さが 13 メートル以下で、かつ、延床面積が 1,500 平方メートル以下のもの
 - b 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

- の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの
- (イ) 工作物（次に掲げるものに限る。）の建設等
- a 高さが13メートル以下のもの
 - b 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの
 - c 前号サに掲げるもののうち、高さが15メートル以下のもの
 - d 前号シに掲げるもののうち、次に掲げるもの
 - (a) 垂直距離が10メートル以下のもの
 - (b) 太陽電池モジュール等の面積の合計が1,000平方メートル以下のもの
- (ウ) 面積が1,000平方メートル未満の開発行為
- (エ) 第5条に掲げる行為
- ウ 工業地景観エリア及び商業地景観エリア
- (ア) 建築物（次に掲げるものに限る。）の建築等
- a 高さが15メートル以下で、かつ、延床面積が3,000平方メートル以下のもの
 - b 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの
- (イ) 工作物（次に掲げるものに限る。）の建設等
- a 高さが15メートル以下のもの
 - b 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの
 - c 前号サに掲げるもののうち、高さが15メートル以下のもの
 - d 前号シに掲げるもののうち、次に掲げるもの
 - (a) 垂直距離が10メートル以下のもの
 - (b) 太陽電池モジュール等の面積の合計が1,000平方メートル以下のもの
- (ウ) 面積が1,000平方メートル未満の開発行為
- (エ) 第5条に掲げる行為
- エ 市街地水辺景観エリア、集落水辺景観エリア、砂浜樹林景観エリア、山岳水辺景観エリア、ヨシ原樹林景観エリア及び河畔林景観エリア（水辺景観特別エリア（景観計画に定めるものをいう。以下同じ。）以外の区域に限る。）
- (ア) 建築物（次に掲げるものに限る。）の建築等
- a 新築、増築、改築又は移転の場合において、これらの行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの（これらの行為をした後の建築物の高さが5メートルを超えることとなるものを除く。）（塀を除く。）
 - b 新築又は移転の場合において、高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下の塀
 - c 増築又は改築の場合において、これらの行為をした後の高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下の塀
 - d 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの
- (イ) 工作物（次に掲げるものに限る。）の建設等
- a 前号アに掲げるもののうち、高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下のもの
 - b 前号イからカまで及びクからコまでに掲げるもののうち、高さが5メートル以下のもの
 - c 前号キに掲げるもののうち、高さが1.5メートル以下で、かつ、その築造面積の合計が100平方メートル以下のもの
 - d 前号サに掲げるもののうち、高さが10メートル以下のもの
 - e 前号シに掲げるもののうち、次に掲げるもの
 - (a) 垂直距離が10メートル以下のもの
 - (b) 太陽電池モジュール等の面積の合計が1,000平方メートル以下のもの
 - f 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの
- (ウ) 面積が1,000平方メートル未満の開発行為
- (エ) 政令第4条第1号及び第5号に掲げる行為
- (オ) 政令第4条第2号に掲げる行為（木竹の植栽を除く。）のうち、次に掲げる行為

- a 高さが5メートル以下の木竹の伐採
 - b 林業を営むために行う木竹の伐採
- (カ) 政令第4条第4号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為
 - a 高さが1.5メートル以下で、かつ、その堆積に係る部分の面積が100平方メートル以下のもの
 - b 堆積された物件を外部から見通すことができない場所での土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
 - c 土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積の期間が30日を超えて継続しないもの
- オ 市街地水辺景観エリア、集落水辺景観エリア、砂浜樹林景観エリア、山岳水辺景観エリア、ヨシ原樹林景観エリア及び河畔林景観エリア（水辺景観特別エリアの区域に限る。）
 - (ア) 建築物（次に掲げるものに限る。）の建築等
 - a 新築、増築、改築又は移転の場合において、これらの行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの（これらの行為をした後の建築物の高さが5メートルを超えることとなるものを除く。）（塀を除く。）
 - b 新築又は移転の場合において、高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下の塀
 - c 増築又は改築の場合において、これらの行為をした後の高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下の塀
 - d 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの
 - (イ) 工作物（次に掲げるものに限る。）の建設等
 - a 前号アに掲げるもののうち、高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下のもの
 - b 前号イからカまで及びクからコまでに掲げるもののうち、高さが5メートル以下のもの
 - c 前号キに掲げるもののうち、高さが1.5メートル以下で、かつ、その築造面積の合計が100平方メートル以下のもの
 - d 前号サに掲げるもののうち、高さが10メートル以下のもの
 - e 前号シに掲げるもののうち、次に掲げるもの
 - (a) 垂直距離が10メートル以下のもの
 - (b) 太陽電池モジュール等の面積の合計が1,000平方メートル以下のもの
 - f 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの
 - (ウ) 面積が1,000平方メートル未満の開発行為
 - (エ) 政令第4条第1号に掲げる行為のうち、切土又は盛土により生ずる法面の高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下のもので、これらの行為に係る部分の面積が100平方メートル以下のもの
 - (オ) 政令第4条第2号に掲げる行為（木竹の植栽を除く。）のうち、次に掲げる行為
 - a 高さが5メートル以下の木竹の伐採
 - b 林業を営むために行う木竹の伐採
 - (カ) 政令第4条第4号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為
 - a 高さが1.5メートル以下で、かつ、その堆積に係る部分の面積が100平方メートル以下のもの
 - b 堆積された物件を外部から見通すことができない場所での土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
 - c 土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積の期間が30日を超えて継続しないもの
 - (キ) 政令第4条第5号に掲げる行為のうち、盛土により生ずる法面の高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下のもので、これらの行為に係る部分の面積が100平方メートル以下のもの
- カ 堅田景観重点地区
 - (ア) 建築物（次に掲げるものに限る。）の建築等
 - a 新築、増築、改築又は移転の場合において、次の(a)又は(b)に掲げる建築物の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定めるもの
 - (a) 屋根等に太陽光発電設備等を設置する建築物 新築、増築、改築又は移転の行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの（これらの行為をした後の建築物の高さが5メートルを超えることとなるものを除く。(b)において同じ。）（塀

- を除く。)で、かつ、これらの行為に伴い設置する太陽光発電設備等の太陽電池モジュール等の面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (b) (a)に掲げる建築物以外の建築物 新築、増築、改築又は移転の行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの(塀を除く。)
- b 新築又は移転の場合において、高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下の塀
- c 増築又は改築の場合において、これらの行為をした後の高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下の塀
- d 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの
- (イ) 工作物(次に掲げるものに限る。)の建設等
- a 前号アに掲げるもののうち、高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下のもの
- b 前号イからカまで及びクからコまでに掲げるもののうち、高さが5メートル以下のもの
- c 前号キに掲げるもののうち、高さが1.5メートル以下で、かつ、その築造面積の合計が100平方メートル以下のもの
- d 前号サに掲げるもののうち、高さが10メートル以下のもの
- e 前号シに掲げるもののうち、次に掲げるもの
- (a) 垂直距離が5メートル以下のもの
- (b) 太陽電池モジュール等の面積の合計が100平方メートル以下のもの
- f 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの
- (ウ) 面積が1,000平方メートル未満の開発行為
- (エ) 政令第4条第1号に掲げる行為のうち、切土又は盛土により生ずる法面の高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下のもので、これらの行為に係る部分の面積が100平方メートル以下のもの
- (オ) 政令第4条第2号に掲げる行為(木竹の植栽を除く。)のうち、次に掲げる行為
- a 高さが5メートル以下の木竹の伐採
- b 林業を営むために行う木竹の伐採
- (カ) 政令第4条第4号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為
- a 高さが1.5メートル以下で、かつ、その堆積に係る部分の面積が100平方メートル以下のもの
- b 堆積された物件を外部から見通すことができない場所での土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- c 土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積の期間が30日を超えて継続しないもの
- (キ) 政令第4条第5号に掲げる行為のうち、盛土により生ずる法面の高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下のもので、これらの行為に係る部分の面積が100平方メートル以下のもの
- キ 坂本景観重点地区及び大津百町景観重点地区
- (ア) 建築物(次に掲げるものに限る。)の建築等
- a 新築、増築、改築又は移転の場合において、次の(a)又は(b)に掲げる建築物の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定めるもの
- (a) 屋根等に太陽光発電設備等を設置する建築物 新築、増築、改築又は移転の行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの(これらの行為をした後の建築物の高さが5メートルを超えることとなるものを除く。(b)において同じ。)(塀を除く。)で、かつ、これらの行為に伴い設置する太陽光発電設備等の太陽電池モジュール等の面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (b) (a)に掲げる建築物以外の建築物 新築、増築、改築又は移転の行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの(塀を除く。)
- b 新築又は移転の場合において、高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下の塀
- c 増築又は改築の場合において、これらの行為をした後の高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下の塀

- d 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの
 - (イ) 工作物（次に掲げるものに限る。）の建設等
 - a 前号アに掲げるもののうち、高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下のもの
 - b 前号イからカまで及びクからコまでに掲げるもののうち、高さが5メートル以下のもの
 - c 前号キに掲げるもののうち、高さが1.5メートル以下で、かつ、その築造面積の合計が100平方メートル以下のもの
 - d 前号サに掲げるもののうち、高さが10メートル以下のもの
 - e 前号シに掲げるもののうち、次に掲げるもの
 - (a) 垂直距離が5メートル以下のもの
 - (b) 太陽電池モジュール等の面積の合計が100平方メートル以下のもの
 - f 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの
 - (ウ) 面積が1,000平方メートル未満の開発行為
 - (エ) 政令第4条第1号及び第5号に掲げる行為
 - (オ) 政令第4条第2号に掲げる行為（木竹の植栽を除く。）のうち、次に掲げる行為
 - a 高さが5メートル以下の木竹の伐採
 - b 林業を営むために行う木竹の伐採
 - (カ) 政令第4条第4号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為
 - a 高さが1.5メートル以下で、かつ、その堆積に係る部分の面積が100平方メートル以下のもの
 - b 堆積された物件を外部から見通すことができない場所での土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
 - c 土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積の期間が30日を超えて継続しないもの
- （景観重要建造物の指定）
- 第11条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。
- 2 前項の規定は、法第27条第1項又は第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。
- （景観重要樹木の指定）
- 第12条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。
- 2 前項の規定は、法第35条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。
- 附 則
（施行期日）
- 1 この条例は、令和7年11月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の第10条の規定は、この条例の施行の日以後に着手する行為について適用し、同日前に着手した行為については、なお従前の例による。
- （大津市屋外広告物条例の一部改正）
- 3 大津市屋外広告物条例（平成20年条例第53号）の一部を次のように改正する。
- 第5条第7号中「景観区」を「景観エリア」に改める。

<参考文献等>

- ・ 環境・景観デザイン百科/彰国社
- ・ 道路のデザイン 道路デザイン指針（案）とその解説/道路のデザインに関する検討委員会
- ・ 造園施工管理 技術編/（一社）日本公園緑地協会
- ・ ランドスケープデザイン2/理工図書
- ・ 建築計画教科書/建築計画教科書研究会
- ・ 構造用教材/（一社）日本建築学会
- ・ むらの色 まちの色：農村環境の色彩計画/多摩美術大学環境色彩研究会
- ・ 景観の色とイメージ/小林重順
- ・ カラーイメージスケール/小林重順
- ・ 実践カラーデザイン/小林重順
- ・ カラーシステム/小林重順
- ・ 配色イメージワーク/小林重順
- ・ カラーコーディネーター検定試験 1級テキスト 環境色彩/東京商工会議所

<ホームページ等>

- ・ カシミール3D <http://www.kashmir3d.com/> （眺望範囲図の作成）

大津市景観計画ガイドライン

1 手続編

令和7年(2025年)3月策定

発行者	大津市都市計画部都市計画課
所在地	〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号
電話	(077)528-2956
E-mail	otsu1303@city.otsu.lg.jp